

下水道BCP策定マニュアル 2017年版

(地震・津波編)

~~～第2版～~~

~~(地震・津波編)~~

～実践的な下水道BCP策定と実効性を高める改善～

(案)

平成29~~24~~年9~~3~~月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

改訂履歴

改訂年月	マニュアル名
平成 21 年 11 月	下水道BCP策定マニュアル（地震編）～第1版～
平成 24 年 3 月	下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編）
平成 29 年 9 月	下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編） ～実践的な下水道BCP策定と実効性を高める改善～

はじめに

2000年以來、毎年のように全国各地で地震災害が起きている。あの巨大津波から6年を経たが、東日本大震災における下水道の復旧もまだ終わっていない。それ以降も、震度5強を超える地震災害は各地で発生し続けている。とくに2016年4月の熊本地震は、阪神淡路大震災や新潟県中越地震と同じように、陸域の浅いところに震源がある地震で、このような地震は人間の居住地域に近いところで発生するため、直上では強い揺れとなり大きな被害となる。居住地域の直下で発生するために“直下地震”と称されているが、熊本地震も大きな被害をもたらした。

一方、2001年のニューヨークWTCテロ以来、企業の存続をかけたBCP（業務継続計画）は危機管理対策として重要な地位を占めている。世界経済及び企業の組織や事業構造が多様化する中で、緊急時の対応力向上が一層求められているが、国をはじめ地方公共団体など行政組織等公的機関においても人々の生活や活動に関わる業務を継続するためのBCP（業務継続計画）の策定とその効果的な運用が求められている。下水道事業では、2006年の新潟県中越沖地震を契機に取り組みされた下水道BCPを2016年度中に各地方公共団体で策定できるように取り組んでいたが、その中で熊本地震が発生した。

下水道BCPは、当初のBCP<地震編>では、「職員や関連業者等の被災を前提に、下水道機能の維持を図るための取り組み」や「トイレ以外の生活排水や雨水の処理機能をどのように確保していくか」を重要な課題として策定した。しかし、東日本大震災では、津波により沿岸部に立地する地方公共団体で甚大な被害が発生したため、BCP<地震・津波編>では、「津波災害時に下水道の機能を如何に回復し、地域の衛生環境を保持するか」という視点で大幅な加筆・改定を行った。

熊本地震は、観測史上始めて前震と本震で震度7を2回観測した。それも28時間という短時間での発災で、さらにその後も大きな余震が引き続き、震度1以上の余震は1年間で4300回を超えた。このような特異な地震で、繰り返す大きな揺れは建物のみならず下水道を始めとする各種インフラも、そのダメージを拡大させ続けるとともに、多数の居住者が避難せざるを得なくなり、長期的な避難所生活を余儀なくしたと想定できる。

この熊本地震では、地方公共団体としての多様な初動対応業務における職員（人員配置）の調整や人員や物資等の資源不足により、下水道対応の取り掛かりにも遅れが生じた。しかし、これまでの震災対応の教訓が生かされ、他の地方公共団体や関連団体など全国からの下水道技術者の支援がなされ、早期に下水道機能の確保がなされた。他方、守るべき重要な下水道機能として「公衆衛生の確保」があるが、避難所等の仮設トイレの対応や水洗トイレの早期復旧という下水道事業だけでは解決が難しい代替措置を含む課題が明らかになり、これらの被災者の生活に不可欠な機能確保にも対応していく必要が認識されることとなった。

今回の「下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」は、過去の震災並びに熊本地震の経験と教訓を共有していくとともに、とくに下水道BCPの策定が遅れがちである中小の地方公共団体にとって、「最低限、準備しておかなければならないものは何なのか」、「最低限とはいえ、どの業務から優先して取り掛かかるのか」という視点から、下水道BCPに最低限必要な

もの及び優先順位の明確化を整理し、実効性の高い下水道BCPの策定と改善のために、すべての地方公共団体が少しでも取り組んでいけるように、参考になる事例を含めて整理し、補足・修正したものである。

また、地方公共団体の現状として、職員の減少や、それに伴う技術力の低下に対する対応も重要である。東日本大震災以後、多くの地方公共団体で相互間及び他の関連団体との支援協定の締結が進められているが、下水道事業をとりまく環境（リソース、とくに人員・人材）を考えると、地方公共団体間および関連団体との支援受援においても、支援体制・受援体制を事前に構築しておくことが重要かつ緊急の課題である。さらに、下水道事業だけでなく、他の水道や街路などの事業との協力や調整も不可欠である。これには、緊急対応業務に限らず、災害発生時の職員の食料や宿泊体制など、本質的に全行政部局に共通した考えるべき取り組みも多くあり、地方公共団体全体の取り組みである自治体BCPの策定と連携して下水道BCPの取り組みが推進されることを期待している。

未だ十分な下水道BCPを策定されていない地方公共団体においては、まず下水道BCPに最低限定めるべき必要な項目や内容を確認していただき策定に取り組んでいただきたい。また簡易な下水道BCPを策定されている地方公共団体では、熊本地震の教訓や事例をふまえて、必要な改善を行っていただきたい。さらに、すでに必要な項目を網羅した下水道BCPを作成している地方公共団体においても「実践的な下水道BCP策定と実効性を高める改善」の取り組みの推進を期待している。

なお、この下水道BCP策定マニュアルの改訂にあたっては、熊本地震で被災され、復旧事業等の重大な時期にもかかわらず会議にご参加いただいた熊本県、熊本市、益城町、東日本大震災で被災された仙台市をはじめ、貴重なご意見や資料のご提供をいただいた多くの地方公共団体及び関係者の皆さまから心より感謝申し上げます。

下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会
委員長 中林 一樹

下水道BCP 十の心得（案）

- ① いま地震が起きたらどうする？と、いつでもどこでも考えよ
- ② やってないことはできないのだから、事前準備に尽力せよ
- ③ そのとき全力行動するために、我家と家族の防災に尽力せよ
- ④ いつでもすみやかに持ち場へ参集し、初動体制を確立せよ
- ⑤ BCPを過信せず、自分で考え、臨機応変に対応せよ
- ⑥ 住民のため、下水道の被災と機能障害を速やかに把握せよ
- ⑦ 人員と資機材を確保し、応急対応に邁進^{まいしん}せよ
- ⑧ 状況判断を急ぎ、すみやかな支援要請と受援体制を整えよ
- ⑨ 災害対応訓練を繰り返し、下水道BCPの点検と改善を継続せよ
- ⑩ いつでもどこでも応援に行く、支援体制を整えよ

下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会

委員の構成

(順不同・敬称略)

(平成29年9月現在)

委員長	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授	中林 一樹
委員	仙台市建設局下水道事業部下水道調整課長	甲野藤 弘憲
〃	東京都下水道局計画調整部計画課長	家壽田 昌司
〃	大阪市建設局下水道河川部調整課長	井上 雅夫
〃	北九州市上下水道局下水道部下水道整備課長	山田 正明
〃	福岡市道路下水道局計画部下水道事業調整課長	原口 明
〃	熊本県土木部道路都市局下水環境課長	渡辺 哲也
〃	熊本市上下水道局計画整備部下水道整備課長	石原 元晃
〃	益城町下水道課長	水上 眞一
〃	株式会社三菱総合研究所 科学・安全事業本部主席研究員	辻 禎之
〃	公益社団法人日本下水道管路管理業協会常務理事	篠田 康弘
〃	公益社団法人日本下水道協会技術研究部長	松本 広司
〃	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	堀江 信之
〃	国土交通省国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部道路地震防災研究室長	片岡 正次郎
〃	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部長	井上 茂治

委員会の開催状況

第1回委員会 平成29年4月21日

第2回委員会 平成29年6月27日

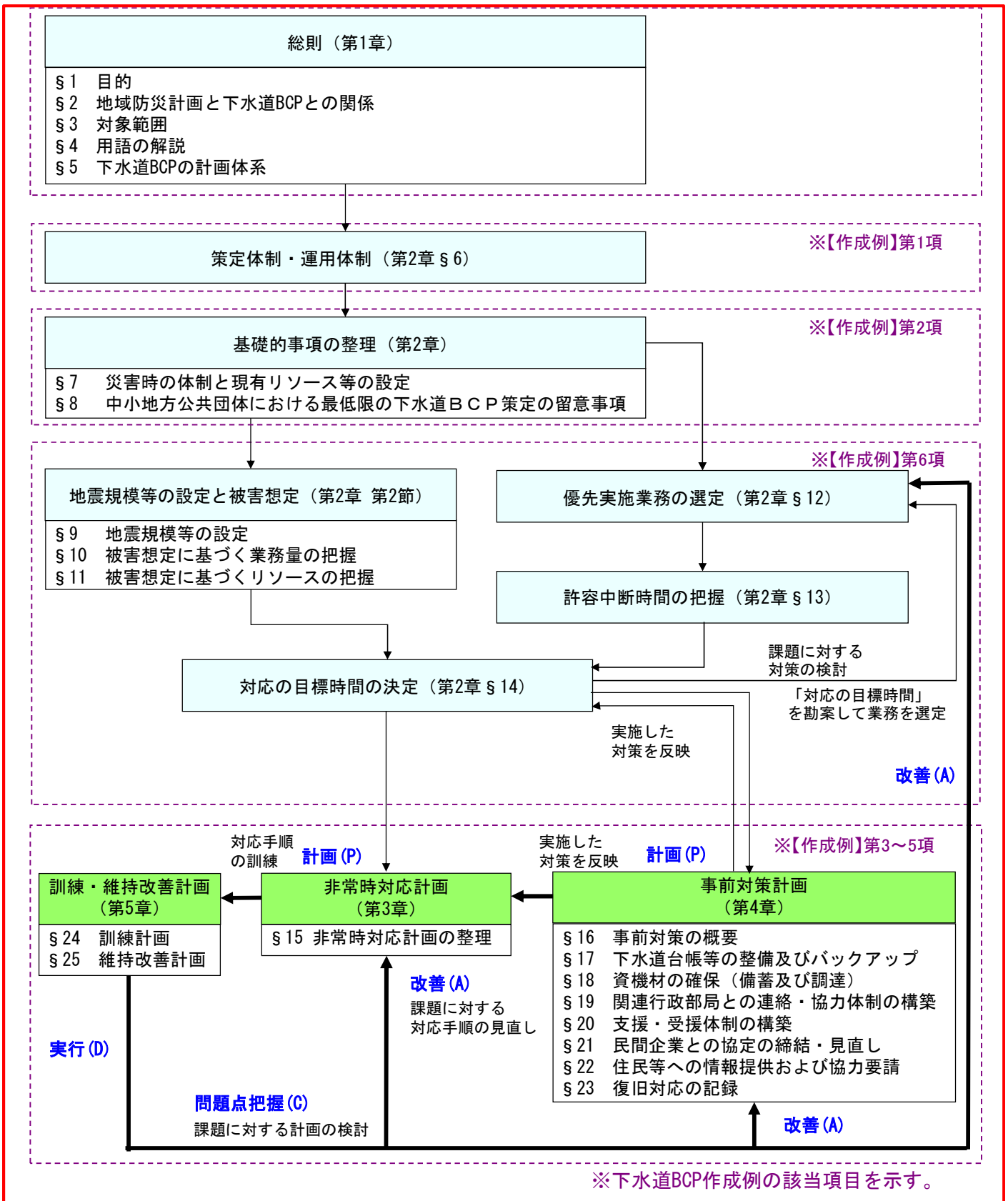
第3回委員会 平成29年8月 9日

目次

第1章	総則	1
§ 1	目的	1
§ 2	地域防災計画と下水道BCPとの関係	11
§ 3	対象範囲	17
§ 4	§ 5 用語の解説	22
§ 5	§ 4 下水道BCPの計画体系	26
第2章	業務継続の検討	28
第1節	体制と基礎的な事項	28
§ 6	下水道BCPの策定体制と平時の運用体制	28
§ 7	災害時の体制と現有リソース等の設定	30
§ 8	§ 1-3 中小地方公共団体における 最低限 の下水道BCP策定の留意事項	34
第2節	地震規模等の設定と被害想定	36
§ 9	§ 8 地震規模等の設定	36
§ 10	§ 9 被害想定に基づく 業務量の把握	38
§ 11	§ 9 被害想定に基づく リソースの把握	45
第3節	優先実施業務と対応の目標時間	54
§ 12	§ 10 優先実施業務の選定	54
§ 13	§ 11 許容中断時間の把握	57
§ 14	§ 12 対応の目標時間の決定	60
第3章	非常時対応計画	64
§ 15	§ 14 非常時対応計画の整理	64
第4章	事前対策計画	69
第1節	事前対策の概要	69
§ 16	§ 15 事前対策	69
第2節	事前対策の例	70
§ 17	§ 16 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ	70
§ 18	§ 17 資機材の確保（備蓄及び調達）	72
§ 19	§ 18 関連行政部局との連絡・協力体制の構築	79
§ 20	§ 19 他の地方公共団体との相互応援支援・受援体制の構築（支援ルール）	86
§ 21	§ 20 民間企業等との協定の締結・見直し	95
§ 22	§ 21 住民等への情報提供及び協力要請	100
§ 23	§ 22 復旧対応の記録	101

第5章	訓練・維持改善計画	102
§ 2 4	§ 2 3 訓練計画	102
§ 2 5	§ 2 4 維持改善計画	108
参考資料 1	下水道BCP 策定時 のチェックリスト (§ 2 参照)	(1)
参考資料 2	震後に確保すべき下水道機能 (§ 3 参照)	(4)
参考資料 3	避難所等におけるトイレ機能の確保 (§ 3 参照)	(5)
参考資料 4 6	新潟県中越沖地震における柏崎市の震後対応について (§ 8 13 参照)	(18)
参考資料 5	熊本地震における震後対応について (§ 3, 8 参照)	(20)
参考資料 6 4	兵庫県南部地震及び新潟県中越地震における処理場・ポンプ場の被害事例 (§ 10 参照)	(26)
参考資料 7 5	東日本大震災における処理場・ポンプ場の津波被害事例 (§ 10 参照)	(28)
参考資料 8	熊本地震における処理場・ポンプ場の被害事例 (§ 10 参照)	(38)
参考資料 9 7	東日本大震災における 地方公共団体自治体等 の対応 (§ 15 14 参照)	(39)
参考資料 1 0 8	東日本大震災・熊本地震における で上手く対応した 事例 (§ 16 15 参照)	(54)
参考資料 1 1 9	東日本大震災・熊本地震における関連団体の活動事例 (§ 16 15 参照)	(66)
参考資料 1 2	熊本地震における支援者の作業スペースの事例 (§ 20 参照)	(74)
参考資料 1 3 1 0	民間企業等との協定のサンプル (§ 21 20 参照)	(77)
参考資料 1 4 1 1	復旧対応時の記録表のサンプル (§ 23 22 参照)	(81)
参考資料 1 5	訓練の事例集 (§ 24 参照)	作成中 (87)
参考資料 1 6	「災害時支援関係情報」の活用 (§ 17 参照)	作成中 (99)
巻末資料 1	最低限の下水道BCP作成例	【作成例】 (限)
巻末資料 2	必要な項目が網羅された 中小地方公共団体 の下水道BCP作成例	【作成例】 (網)

本マニュアルの各セクションと検討内容の対応フロー



第1章 総則

§ 1 目的

本マニュアルは、~~下水道BCPの策定を支援することをもって、いつなごき~~大規模地震や津波により下水道施設等が被災した場合でも、~~迅速従来よりも速やかに、~~かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、**実践的な下水道BCPの策定及び実効性を高める改善を支援**することを目的とする。

【解説】

下水道は、汚水の排除・処理による公衆衛生の確保、雨水の排除による浸水の防除、汚濁負荷削減による公共用水域の水質保全等、住民の生活、社会経済活動を支える根幹的社会基盤である。大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できないなど住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、住民の生命・財産に係わる重大な事態が**を**生じるおそれがある。

(防災意識の向上)

大規模地震の発生に備えて日頃からの職員や住民の防災意識の向上とともに、地震対策の積み重ねが重要である。熊本地震では背が低い事務用器具等の転倒も確認されており、その後の早期対応に支障をきたした。そのため、背の高い事務用器具はもちろん、被害があった場合に影響があるものは固定するなど、下水道施設の耐震化・津波対策だけではなく、事務所内や防災拠点内の対策も重要である。

(下水道BCP実効性の確保)

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害発生時の人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行することを目的とした計画である。計画策定では、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、より高いレベルで業務を継続する状況を整えるために、優先実施業務を特定し、この業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を検討するものである。

下水道BCPは、365日24時間、いつなごき下水道施設等が被災した場合でも機能しなければならない。長期間にわたる閉庁期間（祝祭日による大型連休や正月の休庁期間。特に12月31日11時59分（大晦日深夜）や3月31日から4月1日の夜間（職員の異動、委託業者等の変更があった場合）など、災害時対応の確立が容易ではない日時に発災した場合であっても、下水道BCPが機能するように、非常時対応計画を定めておく必要がある。そのためには、前述のような期間における職員参集方法、国縣市町村等の関連機関や協定締結を行っている民間

企業等を含めた連絡体制や対応体制などについても協議しておくことが重要である。

（下水道の地震・津波対策）

下水道の地震対策として、まず下水道施設を構造面から耐震化・津波対策を実施する「防災対策」を計画的に実施していく必要があるが、これには大変多くの費用と年月を要する。

一方、首都直下地震等の大規模地震発生の可能性が指摘されているほか、平成 19 年能登半島地震のように現状の予測で大規模地震発生の可能性が必ずしも高くないとされていた地域においても地震が発生するなど、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況にある。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震だけでなく、津波により広範囲で甚大な被害をもたらした。特に沿岸域に位置する下水処理場、ポンプ場においては、機械・電気設備が壊滅的な被害を受け、多くの施設で機能停止に陥った。

さらに、平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震では、管路施設と下水処理場等に甚大な被害をもたらし、一部の地方公共団体では、下水道の使用自粛をお願いする事態も発生した。

そのため、大規模地震や津波により下水道施設等が被災した場合でも下水道が果たすべき機能を維持していくため、あらかじめ被災を想定して被害の最小化を図る「減災対策」を併せて実施していく必要がある。

(BCP策定の動向)

地方公共団体は、大規模地震や津波の発生後において、地域住民の安全確保、被災者支援などの発災後に新たに発生する災害対応業務のほか、発災後も必要となる通常業務を実施していく責務を負っている。また、新型インフルエンザ発生への対応等、新たな危機事象に対する危機管理の重要性は益々高まってきており、大きな自然災害や事故等の危機に遭遇しても重要な業務を中断させないことや、中断しても可能な限り短い期間で業務を再開することが求められている。

そのため、行政における業務継続性を高めるために、BCP（業務継続計画）を策定し、これを活用することが有効な方策として**取り組みが進められている注目されてきている**。（表 1-1 参照）。

下水道事業においても、各地方公共団体の検討体制や各種情報の整理状況等を踏まえた段階的な下水道BCPの策定を推進し、平成 29 年 3 月末時点で下水道事業を行っている地方公共団体で概ね下水道BCPが策定された。今後は、下水道BCPをより実効性のある計画としていくために、継続的な見直しや訓練等を通じて内容をより実践的なものにしていくことが必要である。平成 28 年 12 月に改定された下水道事業における災害時支援に関するルール（（公社）日本下水道協会）の解説において、下水道BCPを適切に見直していくことや初動訓練の重要性が示されている。また、都道府県と市町村が一体となった取り組み（都道府県下の合同訓練等）により、支援を含めた広域的な対応や下水道BCPの実効性向上に向けた中小規模の市町村支援など、相互協力体制の構築が必要である。

~~また~~民間企業においても、災害等による重要業務の中断は、収益の大幅な低下はもとより、顧客の同業他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下など、著しいダメージを被りかねないとの認識が広まっており、BCPの取り組みが**進められている関心を集めている**。BCPに取り組んでいる企業は年々増加しており、平成 27 年度末時点で大企業は約 75%、中堅企業は約 42%が策定済み、もしくは策定中（平成 28 年度版防災白書（内閣府）より）である。また、地震・台風等の自然災害に限らず、「新型インフルエンザ等の感染症」や「外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止」等のリスクを具体的に想定した計画も進められている。

表 1-1 行政組織等におけるBCP関連のガイドライン等とBCPの策定状況(主なもの)

行政組織及び建設分野における係わるガイドライン等		
内閣府 防災担当	中央省庁業務継続ガイドライン 第1版	平成19年6月
内閣府 防災担当	地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版	平成22年4月
内閣府 防災担当	中央省庁業務継続ガイドライン 第2版 (首都直下地震対策)	平成28年4月
内閣府 防災担当	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き	平成28年2月
内閣府 防災担当	市町村のための業務継続計画作成ガイド ～業務継続に必要な6要素を核とした計画～	平成27年5月
(公財)東京市町村自治調査会	市町村のBCP ～地震に負けない自治体づくり～	平成21年3月
(社)全国建設業協会	地域建設企業における「災害時事業継続の手引き」	平成21年4月
(一社)全国建設業協会	地域建設企業における「災害時事業継続の手引き」第2版	平成25年2月
地方公共団体におけるBCP策定状況		
徳島県	徳島県業務継続計画<改訂版>	平成23年2月
東京都	都政のBCP(東京都事業継続計画)<地震編>	平成20年11月
埼玉県	埼玉県業務継続計画	平成21年3月

(下水道BCPの必要性)

下水道BCPを導入することにより、図 1-1で示すように、災害時に優先して実施すべき業務(優先実施業務)及びその遂行に必要な管理事務を明確化し、優先実施業務以外の通常業務は積極的に休止する、又は業務継続に支障を与えない範囲とすることで発災直後の業務量を抑制すること及び発災直後における業務継続に必要な最低レベルの対応力を確保することや早急に対応力を回復することが可能となる。

下水道BCPは、大規模災害時のリソース(人、モノ(資機材、燃料等)、情報、ライフライン等の資源)の制約を受けた状態で下水道機能を回復させていく手順が整理されているか、下水道区域が甚大な被害を受け、下水道施設の復旧に対して緊急性が無い場合においても、避難所等でのトイレ機能が確保されるか等の視点で、より実践的な災害対応の手順を検討した対応計画であり、発災後の対応力を向上させ、迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とするものである。

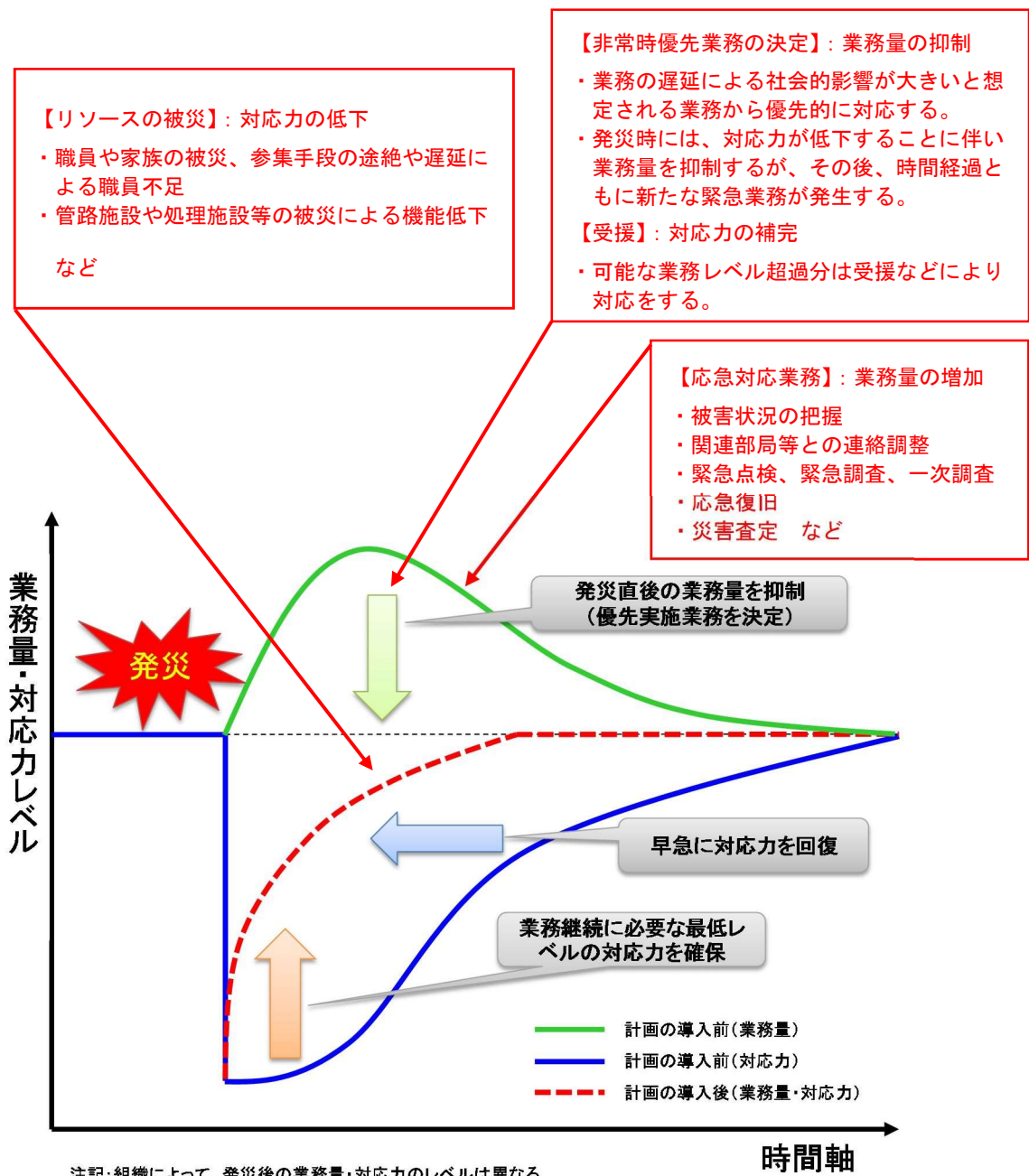


図 1-1 下水道BCPの導入に伴う効果イメージ

出典：中央省庁業務継続ガイドライン第2版（内閣府（防災担当）平成28年4月、4ページ）を基に作成

●業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

業務継続計画とは、災害発生時の人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。計画策定では、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、より高いレベルで業務を継続する状況を整えるために、優先実施業務を特定し、この業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を検討する（図1-1参照）。

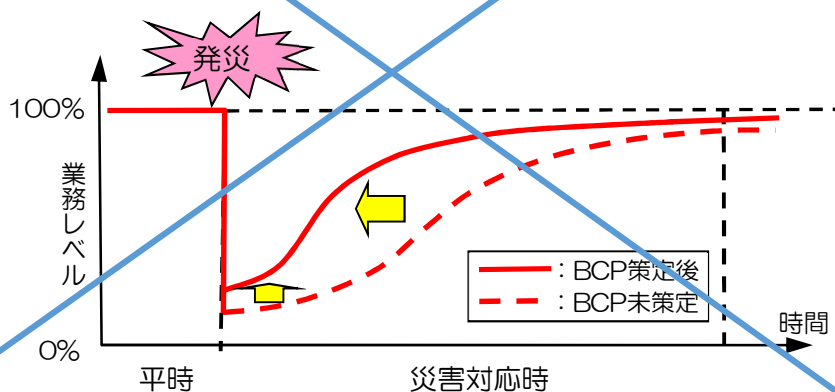
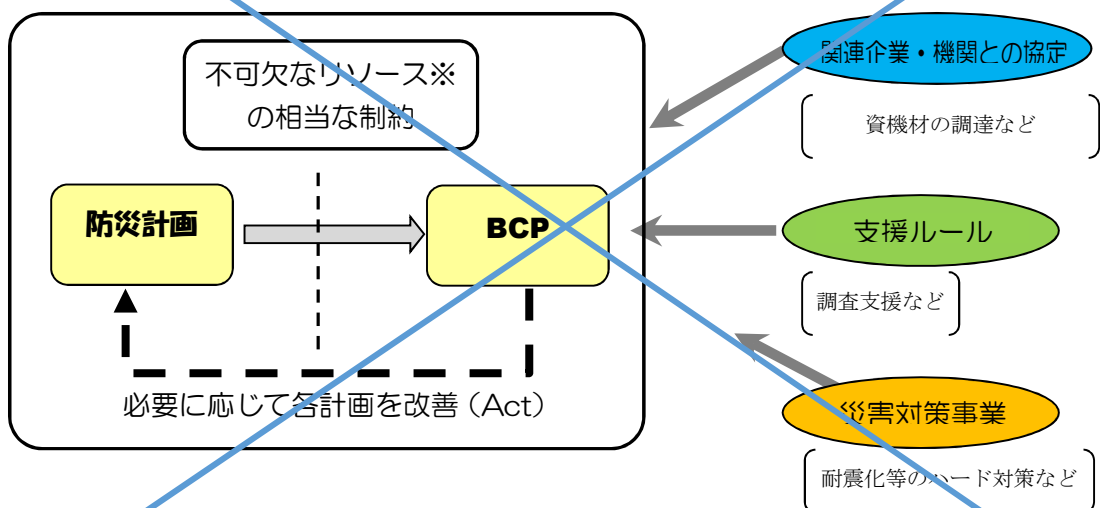


図 1-1 発災後の業務レベルの回復概念図

●BCPと他の計画等との位置づけ

BCPは地域防災計画と整合が図られていることが前提である。また、耐震化等のハード対策や地方公共団体間の支援ルール、関連機関との資材調達を含めた協定など一体となり、効果を発揮するものである。



※リソース：人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源。

図 1-2 BCPと他の計画等との位置づけ

内容を改変して§2へ移動

~~（下水道BCPの必要性）~~

~~各地方公共団体においては、既に地域防災計画や発災後対応マニュアル等が整備されているが、地域防災計画においては必ずしも大規模災害時の限られたリソースのもとでどのように下水道機能を維持・回復していくか明らかにされていない。そのため、リソース（人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源）の制約を受けた状態で下水道機能を回復させていく手順が整理されているか、下水道区域が甚大な被害を受け、下水道施設の復旧に対して緊急性が無い場合においても、避難所等でのトイレ機能が確保されるか等の視点で、より実践的な災害対応の手順を検討しておく必要がある。~~

~~このような大規模地震や津波発生時の制約条件等を考慮した対応計画が下水道BCPであり、発災後の対応力を向上させ、迅速従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とするものである。~~

~~なお、本マニュアルでは地震・津波災害を想定しているが、BCPは本来、地震災害に限ったものでなく、風水害や火山災害などの自然災害、新型インフルエンザなどの新型伝染病、テロやIT障害など様々な危機事象を対象とするものである。本マニュアルによる下水道BCPの考え方が、他の自然災害等で下水道施設が被害を受けた場合の対応や、新型伝染病で職員等が被害を受けた場合にも適用できる。の対応にも役立つものと期待できる。~~

表 1-2 下水道BCPに特に重要な6要素（抜粋）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 下水道管理者等が不在時の代行順位の明確化及び職員の参集体制の構築(2) 対応拠点が使用できなくなった場合の代替拠点の特定(3) 電気、水、食料等の確保(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段(5) 重要な行政データのバックアップ(6) 非常時優先業務の整理 |
|--|

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
（内閣府（防災担当）平成28年2月）に加筆修正

(参考)

また、本マニュアルは、リスク管理に関する総合的な国際規格であるISO 31000（リスクマネジメント—原則及び指針）の管理プロセス、下水道事業の緊急事態に関する国内規格であるJIS Q 24510（飲料水及び下水事業に関する活動—サービスの評価及び改善に関する指針）の「5.7 安全対策及び緊急時対策」に規定される「緊急時対応計画及び予防計画」、JIS Q 24511（飲料水及び下水事業に関する活動—下水事業のマネジメントに関する指針）の「6.4.2.3 緊急時対策」を考慮し策定している（図 1-2③）。

● ISO 31000（リスクマネジメント—原則及び指針）における管理プロセス

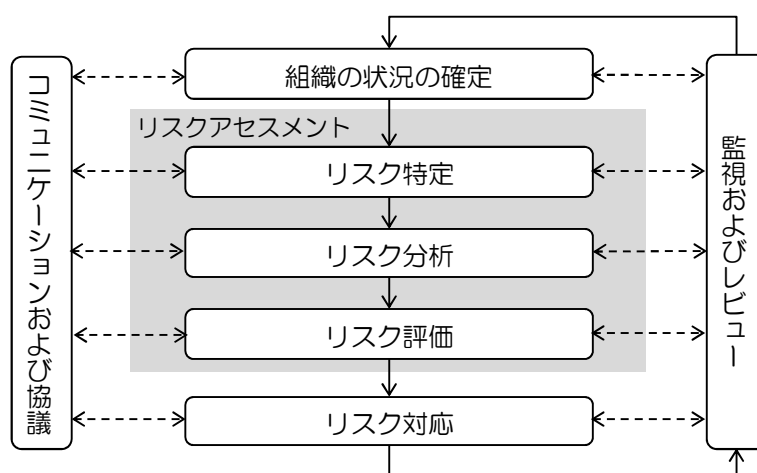
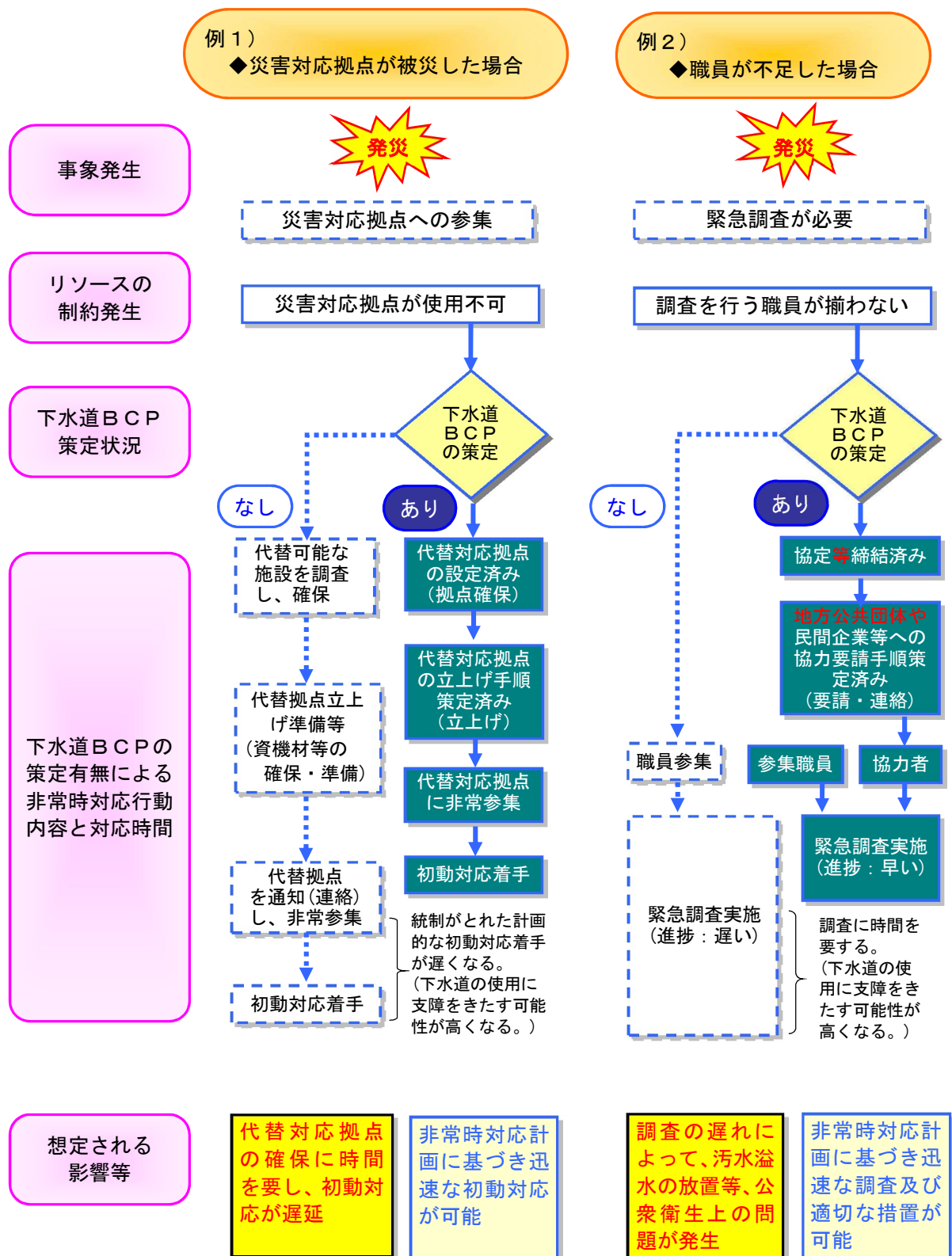


図 1-2③ リスクマネジメントの管理プロセス



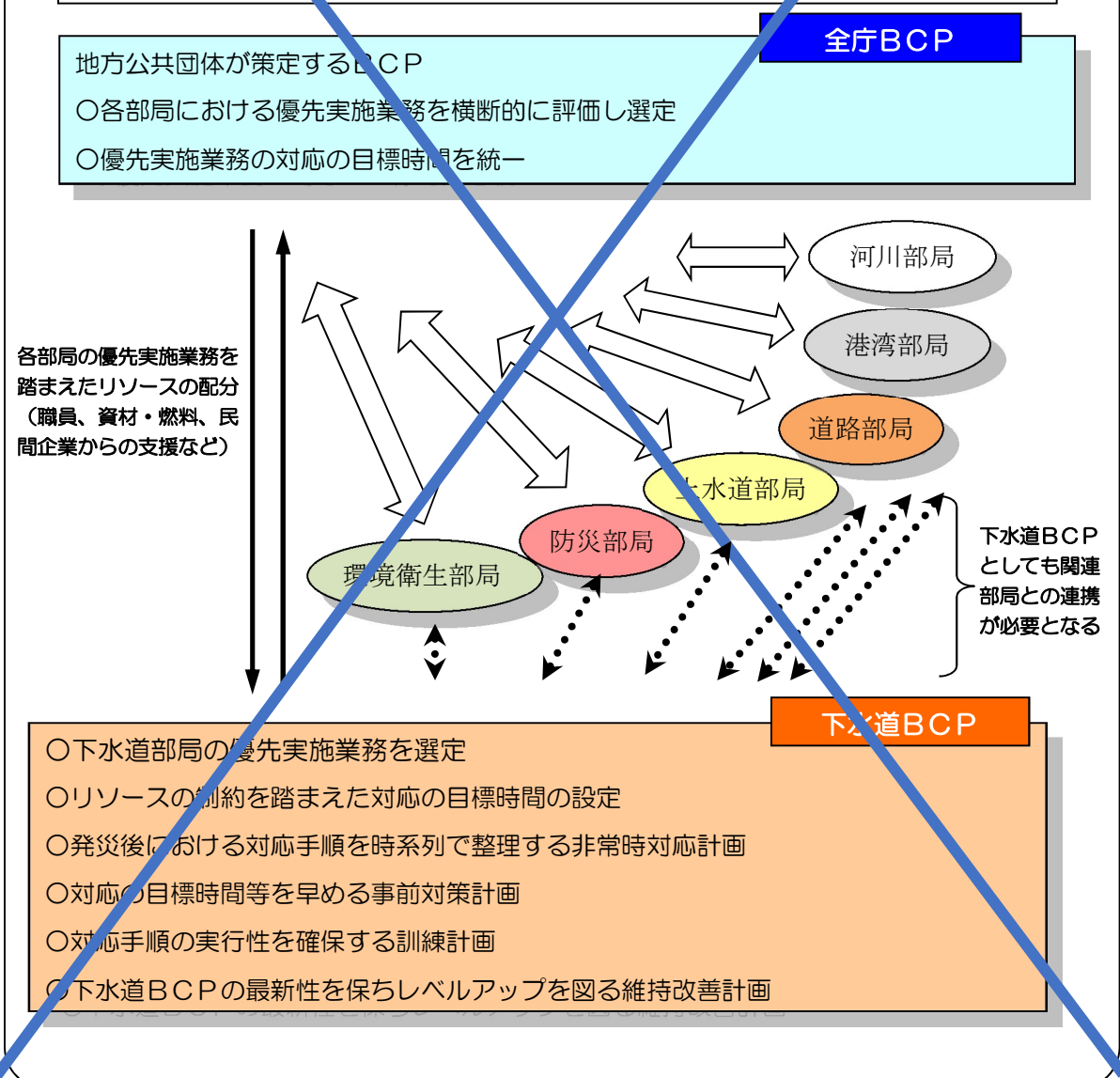
※発災時は住民からの問合せ等が多数発生するため、それらの対応をしながら上記の行動を行う。

図 1-3 下水道BCPの有無による発災後対応の違いとその影響 (リソース等が被災した場合)

● 全庁BCPと下水道BCPとの関係

各ライフラインのBCPと行政各部局を含めた全庁BCPが策定され、同時に実行されることが望ましい。全庁BCPが未策定の場合においては、下水道BCP単独で策定することも考えられるが、以下の点に留意する必要がある。

- ・全庁BCPが策定された後には、全庁BCPに合わせて優先度の見直しを行う。
- ・リソースの配分についても、全庁BCPに合わせて再度検討を行う。
- ・下水道部局単独で行うことが難しい事項（燃料の調達など）については、防災部局など、全体を取りまとめるべき部局に調整を依頼する。
- ・道路や上水道など、関連部局との連携が必要となる。



内容を改変して § 2 へ移動

§ 2 地域防災計画と下水道BCPとの関係

下水道BCPは、~~災害時の対応についてリソースの被災を前提に検討するものであり、リソースに制約が生じた場合の地域防災計画の特別編と捉えることができる。~~地域防災計画で定められた下水道事業における災害時応急対策業務を、リソースが相当程度の制約を受けた場合でも円滑に遂行できるように策定した計画である。

【解説】

地方公共団体における防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づく地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めた各種の災害対応マニュアルがある。

地方公共団体は、災害時に自ら被災してリソースの制約を受けても災害時の応急・復旧業務や優先度の高い通常業務を執行していかなければならない。しかし、地域防災計画は、応急業務の枠を超える業務まで網羅されているものではない。そのため、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務体制を構築しておくことが必要であり、各地方公共団体では全庁BCPの策定を進めているところである。

一般的に、発災後の下水道の対応も同様に、~~は~~地域防災計画や全庁BCPなどの地方公共団体における防災計画（以下、「地域防災計画等」という。）や下水道部局の緊急時の対応マニュアル等に定められている対応計画により行うものとなっている。

しかし、大規模地震や津波の発生時には、調査や応急復旧等に係わるリソースが被災し、その活用に制約が生じるため、地域防災計画等で想定していた発災後の対応が十分に実施できない可能性がある（§ 1 目的 図 1-3-5 参照）。~~また~~とりわけ、地域防災計画等においては、発災後の対応をいつまでに完了するかを定めていない場合が多く、定めている場合でもリソースの制約を考慮していないため、実際の地震時に実施可能な計画になっていないおそれがある。

以上から、地域防災計画等と下水道BCPとの主な相違点は、リソースの制約及び発災後の対応の完了時期に関する視点の有無であることから、下水道BCPは、~~を~~下水道に相当の制約が生じた場合の条件のもとで、優先実施業務等を踏まえて地域防災計画等をより実効的にした計画の特別編として捉え、地域防災計画等の中に下水道BCPを位置づけることや、下水道BCPを地域防災計画等の運用として扱うこともできる。

そのため、下水道BCPの~~を~~策定や改善を行う場合~~するにあたって~~、各地方公共団体の実情に合わせて地域防災計画等における発災後の対応をベースに、上述の観点（リソースの制約、発災後の対応の完了時期）を加えて点検・検証することが有効な方法であれば、あえて独立した下水道BCPとする~~を~~策定する必要はない（参考資料1 参照）。なお、熊本地震の経験から、優先実施業務やリソースの配分を地域防災計画等と整合をとることが重要であるといえる。特に、優先実施業務に対応する下水道職員が不足する場合は、地域防災計画等において下水道部局が担当する下水道関連業務以外の業務分担を見直すことや、それらの業務に従事する職員を下水道における優先実施業務の対応人員とせず、支援で補完するなどの計画策定が必要である。

これら関連行政部局との調整に関わる留意点等については「§ 19 関連行政部局との連絡・協力体制の構築」を参照されたい。

【熊本地震の例】

熊本地震において下水道BCPに基づいた行動がとれなかった原因として、「下水道BCPの周知不足」「水道事業の復旧を優先した。」「地域防災計画等により避難所等に配置された。」という報告がされた。地域防災計画等と整合の問題点として、「下水道対策本部が設置される庁舎ではなく、近くの支所等が参集場所となっており、下水道の業務がすぐに行えない。」「道路、水道、橋梁等の管理を同一の課で担当している場合もあり、下水道業務のみを優先できない。」などがあげられた。結果として緊急点検・調査は、被災地方公共団体の職員にて行われたが、一次調査及び二次調査については、下水道事業における災害時支援ルールに基づく県外からの支援等が活用された。また、不足した人材等を補い、より迅速な対応を行うために、事前に他団体等との協力体制を構築（協定締結等）することが必要との意見があげられた。

出典：（公財）日本下水道新技術機構の調査報告書に加筆修正

(地域防災計画と下水道BCPの違い)

地域防災計画では、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められているが、地方公共団体の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合を想定していない。そのため、これら不可欠なリソースの相当な制約や許容中断時間を踏まえ、下水道における優先実施業務が円滑に実施できるよう、詳細に計画したものが下水道BCPである。

【地域防災計画の記載例】

●災害応急対策にかかる措置事項

- ・下水道機能確保用資機材及び人員の確保
 - 7) 下水道部は直ちに各施設を緊急点検する。
 - 4) 発災後の応急復旧に備えて資機材の要員の確保に努める。

●ライフライン施設の災害応急復旧

(下水道施設対策)

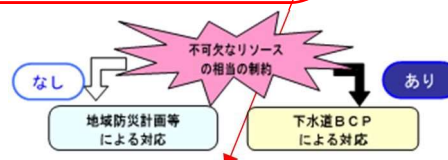
- 1 下水処理場、ポンプ場等が停電、断水した場合においては、まず汚水について最低限簡易処理、滅菌が行えるものとし、雨水排水については、機能を確保する。
- 2 管路施設、下水処理場、ポンプ場の破損により処理不能あるいは排水不能の事態が発生した場合は、連絡管により他の下水処理場、ポンプ場へ送水を図る。
- 3 大規模避難所を受け持つ管路施設など被害状況を早急に把握するとともに優先的に復旧を図るものとする。
- 4 避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定して処理する。

●初動活動体制

活動の区分	～発災後 24時間以内	24時間～ 72時間以内	72時間以降 ～
ライフラインの復旧	・ライフラインの被害 状況の把握	・復旧活動	

リソースの制約
(人員確保、施設の被害想定等)と許容中断時間等を踏まえて詳細に設定

リソースの制約(施設の被害想定)を踏まえて地域防災計画よりも詳細に優先実施業務を設定



【下水道BCPの記載例】

優先実施業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	2日以上
下水道対策本部の立上げ	→						
被害状況等の情報収集	→				○ (随時)	○ (随時)	○ (随時)
都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	→				○ (随時)	○ (随時)	○ (随時)
緊急点検、緊急調査		→	→	→	→	→	→
汚水溢水の緊急措置			→	→	→	→	→
緊急輸送路における交通障害対策			→	→	→	→	→
浸水対策 (降雨が予想される場合に実施)	→	→	→	→	→	→	→
支援要請及び受援体制の整備		→	→	→	→	→	→

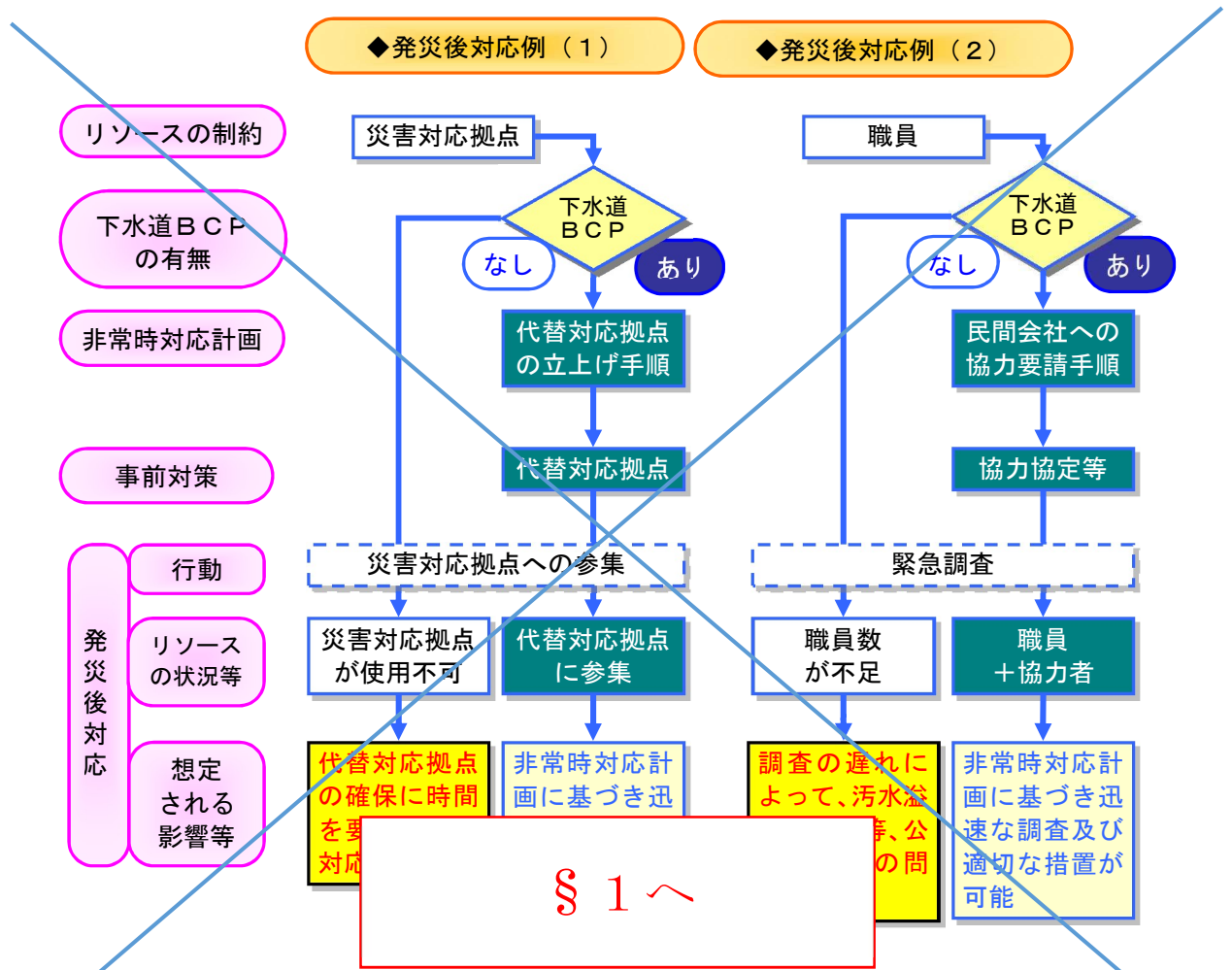
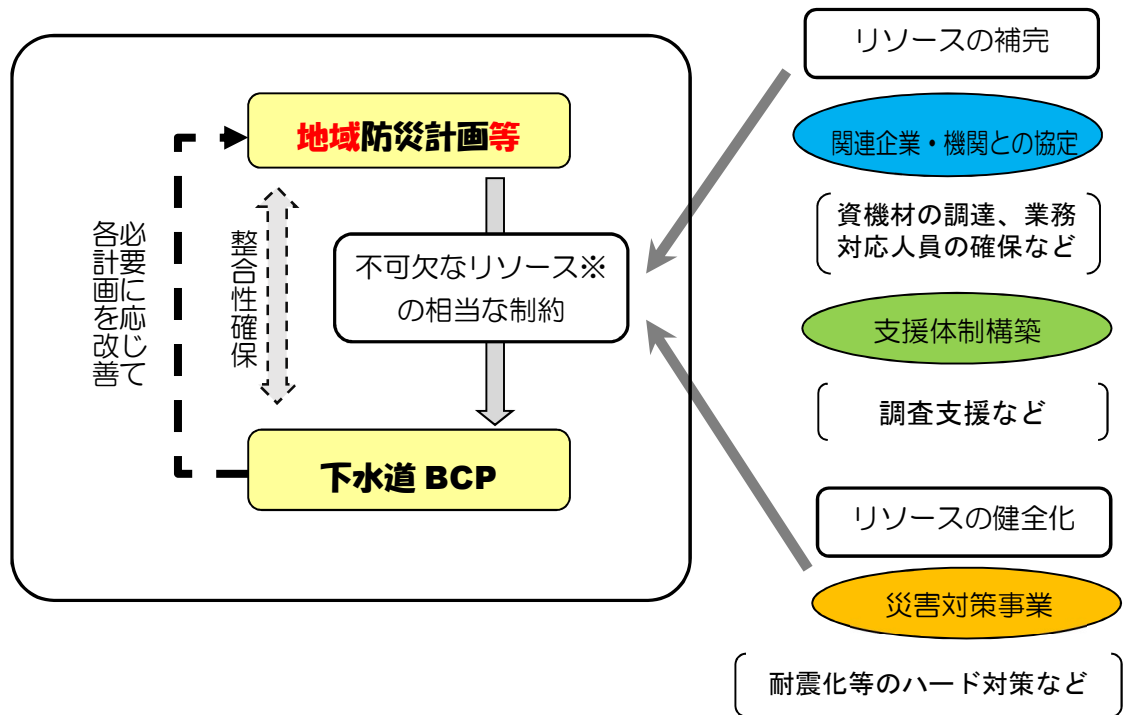


図 1-5 下水道BCPの有無による発災後対応の違いとその影響（リソース等が被災した場合）

● 下水道 BCP と他の計画等地域防災計画等との位置づけ

下水道 BCP は地域防災計画や他の計画等と整合が図られていることが必要である。また、施設の耐震化等のハード対策や地方公共団体間の支援体制の構築、関連機関との資機材調達を含めた協定など一体となって運用することでより効果が発揮されるものである。



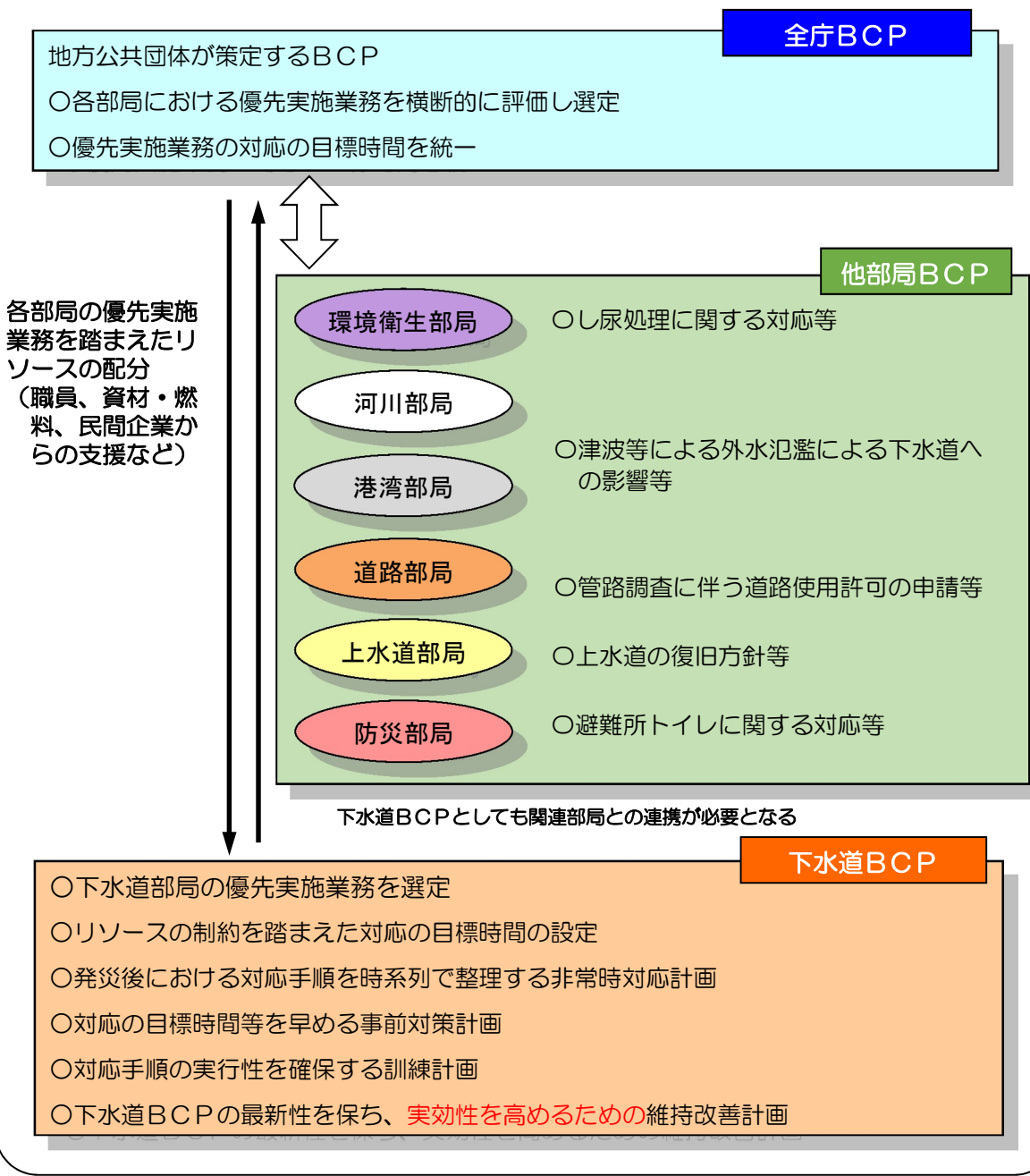
※リソース：人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源

図 1-4-2 下水道 BCP と他の計画等地域防災計画等との位置づけ

●全庁BCPと下水道BCPとの関係

各ライフラインのBCPと行政各部署を含めた全庁BCPが策定され、同時に実行されることが望ましい。全庁BCPが未策定の場合においては、下水道BCP単独で策定することも考えられるが、以下の点に留意する必要がある。

- 全庁BCPが策定された後には、全庁BCPに合わせて優先度の見直しを行う。
- リソースの配分についても、全庁BCPに合わせて再度検討を行う。
- 下水道部局単独で行うことが難しい事項（燃料の調達など）については、防災部局など、全体を取りまとめるべき部局に調整を依頼する。
- 道路や上水道など、関連部局との連携強化や業務の整合等が必要となる。



§ 3 対象範囲

本マニュアルを適用する下水道BCPの対象範囲は、以下を基本とする。

- (1) 対象事象は、地震や津波における災害対策事業とする。
- (2~~+~~) 対象期間は、発災後、暫定的に下水道機能が確保されるまでとする。
- (3~~+~~) 対象業務は、下水道部局が主体となって対応するものを中心とする。

【解説】

(1) 対象とする危機事象

1) 対象事象

下水道事業の業務継続に支障を及ぼす可能性のある事象は、自然災害のみでなく人為的な災害や武力攻撃・テロ、新型コロナウイルス（インフルエンザ等）など多岐にわたり、新たな危機事象に対する重要性もますます高まっている。各危機事象に対してリスク分析を行い、下水道事業の業務継続に支障を及ぼす可能性のある事象について対策を実施することが望ましい。しかし、過去の災害対応等を踏まえ、住民の生命・財産に大きな影響を与え、業務を中断させないことや、中断しても可能な限り短い時間で業務を再開することが容易ではない地震や津波を対象とする。

2) 他の事象への活用

オールハザードアプローチの観点から、今後、対象とする危機事象の範囲を拡大することが望まれるが、すべての事象に対し個々のBCPをすべて策定することは容易ではない。

想定される被害と対応、リソースの制限は各々の危機事象において必ずしも同様ではないが、本マニュアルに記載のBCP計画策定フローや考え方など共通する部分も多いため、各危機事象における初動体制に活用することも可能である。下水道BCPを策定、改善していく上で、各危機事象に対するアプローチとしては、下水道事業に及ぼす被害を想定し、想定される被害内容と対応案を整理するとよい。

① 被害想定に幅があるものと認識したうえで、共通の内容とすることができる。

- ・下水道BCPの策定体制と運用体制
- ・対応拠点、非常参集、安否確認、指揮命令系統、職員リスト等の基礎的事項
- ・類似の危機事象における行動内容

（浸水対応と対策：津波と風水害、ライフライン支障等）

② 危機事象に特異な想定被害と行動・対応内容は、個別のBCPや対応マニュアルとする。

③ 今後、下水道BCPの実効性を高めるための計画改善を実施するなかで、危機事象等を体系的にとらえ、地域防災計画等や他部局BCPなどと調整していく必要がある。

(2) 対象期間

下水道BCPは、リソースの制約がある中でいつまでに、どのようにして下水道の機能を確保するかを明らかにするものであるため、その期間（対象期間）は、代替手段や応急復旧により暫定的に下水道機能が確保されるまでの期間を基本とする（図 1-5-7 参照）。

ただし、二次調査や本復旧を実施する段階においてもリソースの制約が想定される場合には、これらを実施する期間も対象としてもよい。

過去の地震の例からも、特に中小規模の地方公共団体においては、人的リソースの制約から、二次調査や本復旧を実施する段階まで長期にわたり支援が必要であった。各地方公共団体のリソースを踏まえ、対象とする期間を設定する。対象期間の事例として、熊本地震における時系列データ（緊急点検～二次調査までの詳細な期間等）を参考資料5に示す。

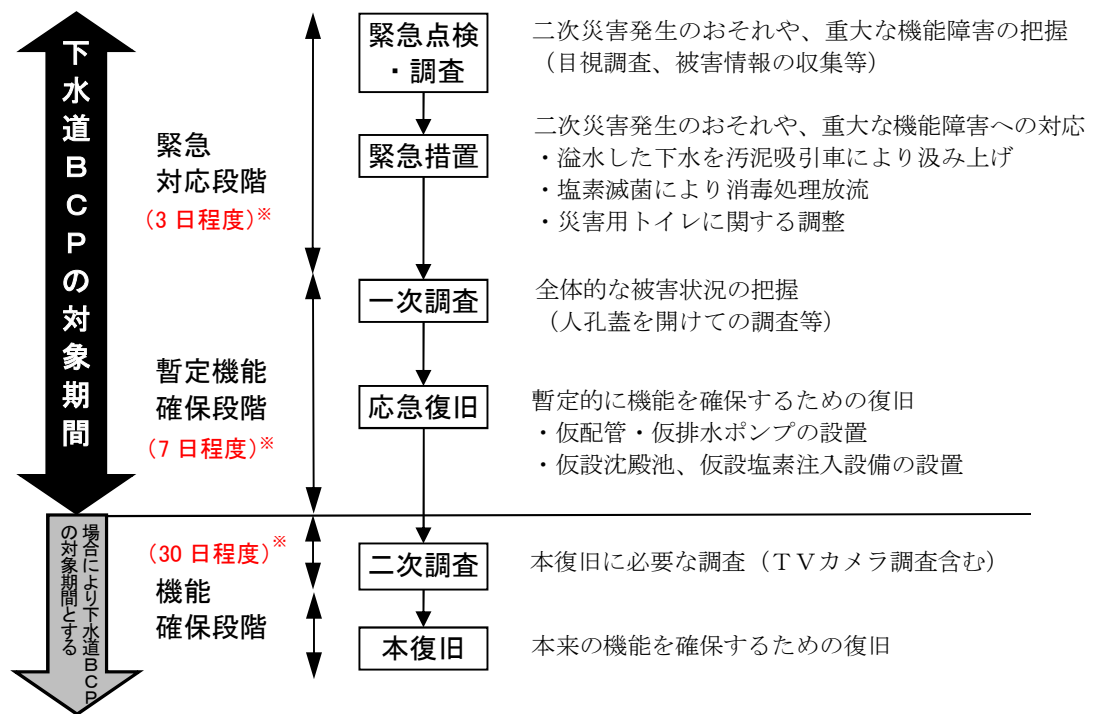


図 1-5-7 下水道BCPの対象期間

(32) 対象業務

下水道機能を確保するためには、下水道部局が主体となって対応する業務と他部局が主体となって対応する業務（表 1-3-2 参照）があるが、下水道BCPにおいては、主に前者を対象業務とする。対象業務は、平時には実施しない災害対応業務が中心となるが、例えば、処理場の運転管理など、災害時にも継続的に実施すべき通常業務も、後述する優先実施業務に該当するため、対象業務に含まれる。また、下水道部局が主体となって対応する業務でも、防災や水道などの他部局と密接に関係する場合もあるため、下水道BCPの策定にあたっては、当該部局の参画を得るか、相互の調整が必要である。

一方、下水道部局以外が主に対応する業務については、それらを担当する他部局のBCP策定を期待することになるが、下水道BCPの策定に当該他部局が参画できる場合には、当該他部局が主体的に行う業務を含め、下水道BCPを策定することが望ましい。これらの取り組みを通じ、下水道BCPが全庁地方公共団体全体のBCPに発展していくことが期待される。

表 1-3-2 下水道部局主体の対応と他部局主体の対応の例

震後に確保すべき下水道の機能（※1）		対象施設	機能を確保する上で必要となる対応の例	主体的に行う部局
トイレ使用の確保	汚水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等[A]	下水道
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等[B]	
	トイレ機能の確保	トイレ設備	避難所等における災害用トイレの設置	他部局
			排水設備の復旧（※2）	
水道の断水解消				
		管路・処理場	し尿のくみ取り（※3）	下水道
公衆衛生の保全	汚水の流下機能の確保	管路	[A]と同様	
		ポンプ場	[B]と同様	
	処理機能の確保	処理場	仮設施設の設置（沈殿池、塩素混和池等、バイパス配管など）	下水道
浸水被害の防除	雨水の流下機能の確保	管路	[A]と同様	
		ポンプ場	[B]と同様	
交通障害の発生防止による応急対策活動の確保		管路	浮上マンホール上部のカット等	下水道

（※1）：震後に確保すべき下水道の機能についての詳細な記載は、参考資料2に示す。

（※2）：避難所等におけるトイレ機能の確保のためには、下水道だけでなく排水設備の復旧も欠かせないため、施設の所管部局等と事前対策の調整も必要である。

（※3）：避難所等のトイレ設備からし尿を下水処理場で受入れることを想定して、事前に調整しておくことよい。

(他部局が主体となる業務の本マニュアルにおける取扱い)

① トイレ機能の確保

下水道機能が停止した際の社会的な影響の一つとして、避難所等におけるトイレ機能の停止又は低下があるが、避難所等における災害用トイレ等の設置は、防災部局や環境部局が行う場合が多い。しかし、災害時におけるトイレ機能の早期確保に向けて、関係部署が連携して対応することが重要である。特に、~~しかし~~避難所等のトイレ機能の確保は、避難所等下流の下水道施設の復旧状況、マンホールトイレの設置等、下水道にも密接に関係する。下水道部局が積極的に避難所等のトイレ機能の確保に**のための関する検討ができるよう**、災害用トイレの設置やマンホールトイレの整備に関わる検討に関しては、「**マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン 平成 28 年 3 月 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部**」及び**事項を 参考資料 3 に示す**を参考にされたい。

また、過去の地震においても、下水道が復旧しても排水設備の影響でトイレが使用できなかった事例もある。避難所などの重要施設においては、施設の管理者や所管部局等と排水設備の耐震化や災害時の対応について、事前に協議・調整しておくことが望ましい。さらに、支援者（民間企業等）の連絡先等についても施設管理者と共有を図っておくことも重要である。

なお、避難所等におけるトイレ機能の確保に向けた他部局との調整の結果、下水道部局で対応する業務がある場合には、当該業務を下水道BCPの対象業務に含むことになる。

【熊本地震の例】

多くの地方公共団体では、避難所の排水設備の不具合に対応する部署を設定していなかった。しかし、下水道部局で対応した地方公共団体や、仮に対応が求められた場合においては、下水道部署が対応するといった報告があった。

出典：（公財）日本下水道新技術機構の調査報告書

【神戸市の例】

神戸市では、大規模な災害により下水道施設に被害が発生した際に、職員だけでは各家庭の排水設備に関する相談対応が行えない可能性があるため、神戸市管工事災害対策協力会と「大規模災害時における排水設備の市民相談窓口設置等に関する協定」を締結している。

(協定の内容)

- ・災害時における排水設備に関する市民相談窓口の開設

出典：神戸市ホームページ

【広島県の例】

広島県では、災害時において、庁舎や避難所の給排水設備等が損傷した場合の応急対策を円滑に行うため、(一社)広島県管工事業協会と「災害時における給排水設備等の応急対策に関する協定」を締結している。

(給排水設備等…給水設備、排水設備、空気調和設備、換気設備、消火設備等)

(協定の内容)

・災害時における応急対策業務への協力

ア 業務内容 給排水設備等の被害状況の調査及び機能不良個所の応急・
仮復旧工事等

イ 対象施設 災害対策本部等が設置される県及び市町の庁舎、指定避難所等

出典：広島県ホームページ

② 緊急点検、応急対応等

水道等道路埋設施設が近くに存在する場合など、緊急点検や道路陥没等の応急対応について協力体制を実施している場合もある。緊急措置（小規模な陥没、段差等の補修など）についても協力して実施できる範囲を検討し、お互いの計画に反映しておくことが望ましい。また、これら関係部局等と所管施設の被害状況関連情報を共有しあうことも有用である。

(§ 1 9 関連行政部局との連絡・協力体制の構築 参照)

③ 下水道類似施設

小規模の地方公共団体では、集落排水事業を下水道部局が管理している場合も多い。災害時に確保すべき機能は、下水道事業と同様であることから、「集落排水BCP」策定にあたっては、本マニュアルを活用することができるとともに、一体で策定することでより実践的な対応が可能となる。

(1) 下水道BCP

リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画である。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画等から構成される。なお、本マニュアルでは、地震・津波を想定する。

(2) 全庁BCP

リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、地方公共団体における行政に係る機能の継続、早期回復を図るための計画である。

(3) 防災対策

地震や津波等の災害が発生後の要求機能の低下、また、その回復に係る応急対策活動に重大な影響が生じないよう、個々の施設の構造面で耐震化や津波対策等により、要求機能を確保するためのハード対策をいう。

(4) 減災対策

構造面での耐震化や津波対策のみでは限界があることを踏まえ、地震や津波が発生しても被害軽減し最小化する、あるいは、被災後の要求機能の回復、早期の復旧を図るための、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をいう。

(5) 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に地方公共団体等が実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。

(6-2) リソース

人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源のことをいう。

(7) 緊急点検

人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急点検における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂（公社）日本下水道協会）

(8) 緊急調査

重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災

害の原因となる被害を発見するために行う。被災地方公共団体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(9) 緊急措置

大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(10) 一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(11) 応急復旧

一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木 施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(12) 二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(13) 本復旧

本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

（出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 平成29年2月改訂 （公社）日本下水道協会）

(14~~3~~) 災害対応拠点

発災後の対応の拠点となる場所で、下水道部局がある本庁や、処理場の管理棟などが該当する。

(15) 代替拠点

災害対応拠点が被災して使用できなくなった場合、発災後の対応の拠点となる場所のことをいう。

(16) PDCAサイクル

下水道BCPにおいて、計画を策定（Plan）した後、事前対策や訓練等による行動手順の仮想的な実施（Do）をするとともに、訓練の結果分析や、人事異動、設備変更、委託先変更等による体制の変更など発災後の行動に影響する内容を洗い出し、問題点を把握（Check）し、必要に応じて各計画を改善（Act）し、最新性を保つとともに、内容を向上させていくものである。

(17) 被害想定

想定される地震や津波に対して管路や処理場等の下水道施設を対象に被害状況を予測することで、発災後に下水道部局が実施する緊急措置、応急復旧等の業務量を把握するためのものである。

(18~~4~~) 優先実施業務

被災後にできる限り速やかに下水道機能を維持・回復するために、優先して実施すべき業務をいう。下水道BCPでは、災害対応業務が中心となるが、発災後に継続すべき通常業務も含まれる。

(19~~5~~) 許容中断時間

優先実施業務の完了が遅延した場合の地域住民の生命・財産、生活及び社会経済活動への影響度合い、並びに行政に対する批判を勘案し、それぞれの優先実施業務を完了（または、主要部分を完了）させるべき概ねの時間のことをいう。

~~公表については地方公共団体の判断による。~~

(20~~6~~) 現状で可能な対応時間

現状（下水道BCP検討時点）において、リソースの制約を考慮し、優先実施業務を完了できる概ねの時間のことをいう。

(21) 対応の目標時間

下水道BCP策定（更新）完了時点において、リソースの制約を考慮し、優先実施業務をほぼ確実に完了できる目標時間のことをいう。「現状で可能な対応時間」に、下水道BCP策定までに実行した事前対策を加味して決める。行政のBCPでは、主要な優先実施業務に関する「対応の目標時間」を公表することが想定される。（地震・津波発生時には、実際の被害状況を踏まえ、優先実施業務が完了できる目処の時間を公表することが多い。

(22) 非常時対応計画

リソースの制約を踏まえ、確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順（行動内容）を、津波の有無や発災の時間帯等（勤務時間内と夜間休日（勤務時間外））に分けて、時系列で具体的に示したものをいう。

(23) 事前対策

下水道施設の耐震化、津波対策、災害対応拠点における要因の確保、事務用器具等の固定、資機材の備蓄・調達、各種協定の締結の強化など、下水道機能の継続・回復を図るために必要な対策をリストアップし、実施予定時期等を明確にし、「対応の目標時間」又は「現状で可能な対応時間」を早めるための対策を示したものをいう。

(24) 支援／支援体制

災害時において、被災者側にリソース（人・モノ等）を提供することを支援といい、提供するための組織体制や仕組み等を支援体制という。

(25) 受援／受援体制

災害時において、被災者側がリソース（人・モノ等）の提供を受けることを受援といい、提供を受けるための組織体制や仕組み等を受援体制という。

(26) 支援者

支援を行う人やその班もしくは団体等のことをいう。支援隊や応援隊といわれることもある。

(27) 図上訓練

地図上等の位置情報から与えられた被害状況及びそこから発生が推測される事象を整理し、それに対する対処方法をグループ討議等により導き出す訓練のことをいう。

§ 5-4 下水道BCPの計画体系

下水道BCPは、非常時対応計画、事前対策計画、及び訓練・維持改善計画から構成される。各計画は、PDCAサイクルにより最新性を保ちつつ、内容を向上させていくことが重要である。

【解説】

1) 下水道BCPの計画体系

下水道BCPは、以下の3つの計画からなる。

① 「非常時対応計画」(第3章 参照)

リソースの制約を踏まえ、発災後に実施すべき対応手順を時系列で示したもの。

② 「事前対策計画」(第4章 参照)

「対応の目標時間」又は「現状で可能な対応時間」を早めるための対策を示したもの。

③ 「訓練・維持改善計画」(第5章 参照)

非常時対応計画の確実な実行と下水道BCPの定着のための訓練、及び下水道BCPの維持改善(定期的な下水道BCP文書の更新等)を示したもの。

なお、下水道BCPの策定単位の例は、表 1-4-3 に示す災害対応拠点(本庁、処理場)ごとに、その管轄する施設等を対象とする。

表 1-4-3 下水道BCPの策定単位の例

災害対応拠点		本庁	処理場
管轄する 施設	管路	○	—
	ポンプ場・処理場	—	○
下水道対策本部機能		○	—

↓

下水道BCPの対象	管路と下水道対策本部機能に関するもの	ポンプ場と処理場に関するもの
-----------	--------------------	----------------

※災害対応拠点

災害時の対応拠点は、下水道対策本部が設置され、非常時対応の指揮を統括する業務拠点であり、通常は、下水道部局の本部機能がある本庁舎が基本となる。ただし、地方公共団体の規模や業務内容に応じて、災害活動としての対応拠点を別に置く場合もある。これらを総じて「災害対応拠点」とする。なお、想定される地震・津波の影響を考慮して場所を決定する必要がある。

災害対応拠点における活動は、一般的に会議室等の利用が想定されるが、事務機器、電力、通信の回線等、下水道部局として使用できるものを整理しておく。なお、地震や津波

の影響の有無に関わらず、予期せぬ事象により本来の対応拠点が使用不能となることも想定し、代替拠点をあらかじめ設定しておく必要がある。なお、支援を受けた場合には、その業務を行うための前線基地や作業スペースが必要となるため、処理場の会議室等を利用することが想定される。そのため、使用可能な場所を複数準備するなど、調整が必要である。

2) PDCAサイクルによる継続的な維持改善

BCPは、可能な範囲で早期に作成し、その後、継続的により**実践的な計画に改善レベルアップ**させていくことが重要である。そこで、下水道BCPにおいても計画を策定（Plan）した後、事前対策や訓練等による行動手順の仮想的な実施（Do）をするとともに、訓練の結果分析や、人事異動、設備変更、委託先変更等による体制の変更など発災後の行動に影響する内容を洗い出し、問題点を把握（Check）し、必要に応じて各計画（非常時対応計画（第3章）、事前対策計画（第4章）、訓練・維持改善計画（第5章）、これらに関連する優先実施業務の選定（第2章 §12）等）を改善（Act）し、最新性を保つとともに、内容を向上させていくことが重要である（図 1-6）。これにより、大規模災害がいつ発生しても、対応できる体制が構築できることとなる。

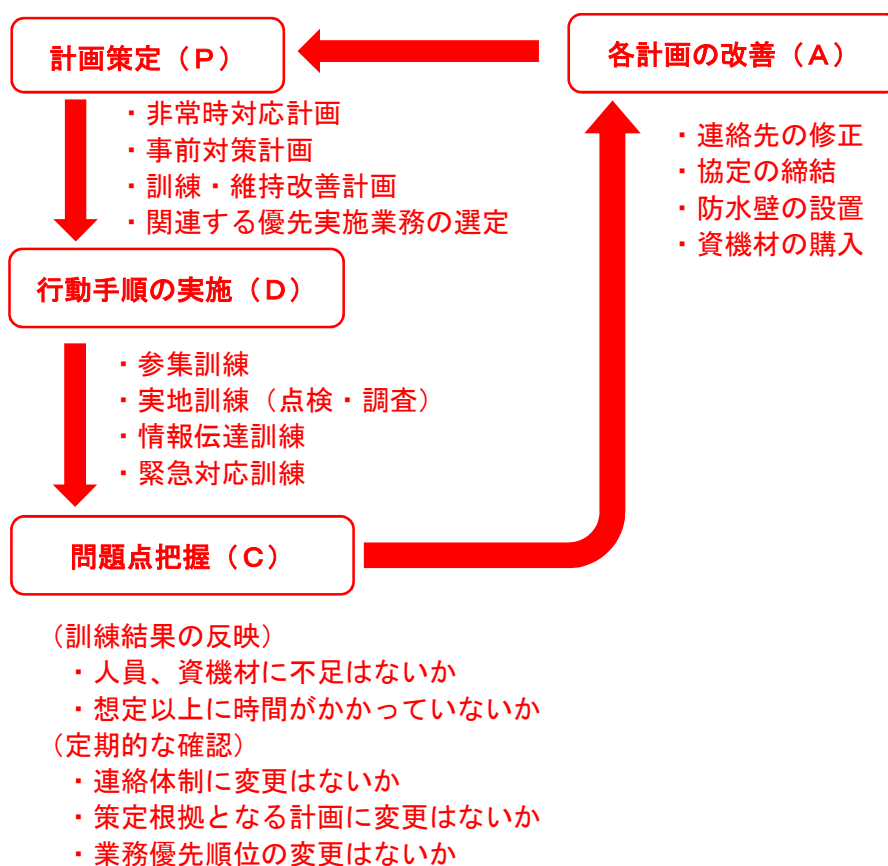


図 1-6 PDCAサイクルの構築イメージ

第2章 業務継続の検討

第1節 体制と基礎的な事項

§ 6 下水道BCPの策定体制と平時の運用体制

下水道BCPは、下水道部局長がリーダーシップを発揮しながら下水道部局全体で策定する体制の構築が必要である。なお、下水道機能の維持・回復に密接に関係する他の行政部局や民間企業等の参画、又は十分な調整が重要である。また、下水道BCPは、継続的な維持改善が重要であるため、平時における運用体制を明確にする。

【作成例】 ② P2-1.4 ③ P2-1.4 作成例確定後に修正

【解説】

1) 策定体制

下水道BCPの検討では、どの業務を優先させるか、どの事前対策を優先させるか（予算付けを含む）などの判断が必要になる。そのため、これら下水道部局全体の判断が可能で、かつ、大規模地震や津波の発生時の下水道部局の対応について責任を有する下水道部局長が、リーダーシップを発揮しながら下水道部局全体で策定する体制の構築が必要である。

さらに、暫定的な下水道機能の確保には、他の関連行政部局（特に防災・危機管理、水道、環境、道路、河川）や関連協会・団体、民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要となる資機材メーカー等）との調整や協力が不可欠となるため、下水道BCPの策定にあたっては、できる限り関係者に参画してもらい、あるいは積極的に関係者と調整を行うことが重要である。

また、関係者においてBCPが未策定の場合、実際の発災時に下水道BCPで定める非常時の対応が機能しないおそれがあるため、関係者に対してBCPの策定を働きかけていくことも重要である。

下水道機能確保のための調整や協力が必要な団体の例は「§ 2.1 民間企業等との協定の締結・見直し 表4-14、15」に示す。

表 2-1 下水道機能確保のため調整や協力が必要な関連行政部局の例

	名 称	関連業務
関連行政部局	県（都道府県）の下水道部局	
	防災・危機管理部局，水道部局，環境部局，道路部局，河川部局	
	消防署	消火活動に伴う排水等
	警察署	道路使用許可等

2) 平時の運用体制

下水道BCPの策定後に、定期的かつ適切な維持改善を怠った場合、計画と現状に乖離が生じ、発災後に的確な行動がとれないおそれがある。

また、策定した非常時対応計画による対応手順が実際に実施できるか、現状と整合のある計画になっているか~~などをどうか等~~、訓練を通して課題を抽出し、対応手順の見直しや課題に対する対策の検討を行い、現状に合致し、実際に実施可能な非常時対応計画にすることが重要である。PDCAサイクルにより定期的に下水道BCPの維持改善を行う運用体制を、責任者・担当者の役割を明確にしつつ、構築する必要がある。なお、下水道BCPの維持改善を行い、内容が更新された場合には、随時、職員に周知する。

§ 7 災害時の体制と現有リソース等の設定

下水道BCPの基礎的事項として、次に示す災害時の体制及び現有リソース等を設定する。

- (1) 災害時の組織体制と指揮命令系統の確立
- (2) 災害時の対応拠点の確保と発動基準の設定
- (3) 重要関係先との緊急連絡手段の確認
- (4) 避難誘導と安否確認
- (5) 生活必需品の備蓄と保有資機材の確認
- (6) 下水道施設の防災施設としての活用の検討

【作成例】 限 P3-2.1～P8-2.5

網 P3-2.1～P13-2.9

作成例確定後に修正

【解説】

(1) 災害時の組織体制と指揮命令系統の確立

災害時には、緊急対応として、下水道部局の誰がどのような役割を果たすのかあらかじめ決めておくこと、また、その指揮命令系統が明確に決まっていることが必要である。(同一部局で水道、道路等の下水道以外の業務を行っている場合は、緊急時における役割分担を事前に調整し、明確にする。)

さらに、下水道部局における対策本部長や各班(情報班、調査班、復旧班等)の班長等のキーパーソンが緊急時に不在や連絡が取れなくても、指揮命令が滞らないよう、権限の委譲を含めた代理者を複数用意し、その代理順位を決めておく必要がある。

なお、発災直後は情報が錯綜するため、正確な情報把握のために情報伝達経路を確実に決めておくことが重要である。特に、指示、命令等の重要な伝達や報告は、組織の責任者に一元化できる体制にすることが重要である。

(2) 災害時の対応拠点の確保と発動基準の設定

1) 災害時の対応拠点の確保

災害直後における業務拠点、すなわち庁舎等が使用できるのであれば、当該場所に災害対応拠点を設置する。その対応拠点は、会議室などが想定されるが、緊急対応が可能な広さや、必要な事務機器、電力・通信の回線を十分に確保することが必要である。なお、支援者の受け入れを想定し、支援者の前線基地や作業スペースに関しても、同様の機能を事前に検討する。

2) 代替対応拠点の確保

災害対応拠点の耐震性がない、津波による浸水のおそれがある、ライフラインが長く途絶する状況が想定される、交通途絶により参集できない等、本来の拠点が使用不能になることも十分に考えられるため、代替対応拠点を決めておく必要がある。

代替~~対応~~拠点を設置するにあたり、代替~~対応~~拠点を 사용할ことが予測される状況（本庁舎が震度〇以上の地震に耐えられない可能性があれば、その震度等）や、代替~~対応~~拠所の所在地や緊急連絡方法等を関係者へ周知する方法も合わせて検討する。

3) 発動基準の設定

基本的には下水道管理者が災害時対応の発動を行うものであるが、広域的な災害の発生時には、電話回線が無事でも通話が殺到して通常の電話や携帯電話が繋がらず発動指示等の情報伝達ができない可能性が高い~~ため~~。また、~~参集等の方法は、地震の規模、地域特性、職員の居住地や距離、参集手段や交通状況などにより大きく異なる。そのため、連絡や指示がなくても決められた行動ができるよう、職員が、どの程度の災害が発生した場合に災害対応拠所に自動参集し、業務継続の対応を開始するかの基準を設定する。~~

なお、既に地域防災計画等で一定のルールがある場合（震度〇以上の~~規模、自動参集等~~）には、その基準を基本に検討する。

(3) 重要関係先との緊急連絡手段の確認

発災直後において、被災状況の報告や支援の要請等、早急に連絡すべき関連行政機関や関係民間団体等を洗い出し、担当者名、連絡手段、連絡内容等を整理しておく必要がある。また、連絡すべき重要関係先に対しては、下水道部局の担当者名、連絡先、代理者（処理場等の別拠点があればそれらも含む）を周知しておくとともに、~~常に最新なものとしておく必要がある。~~

~~連絡の責任者は、常に連絡可能な場所にいななければならない。やむを得ず離席しなければならない場合は、確実に連絡が取れる体制、手段（相手先に携帯電話番号を周知しておくなど）を決めておく。~~

~~なお、発災後に通信機能が遮断されることも想定し、確実な連絡手段の確保が重要である。東日本大震災時、携帯メールが使用できない状況となり、緊急連絡の確保等に支障が生じたため、広域災害時の連絡手段としては衛星電話や無線機が有効である。（また、既に衛星電話等を導入している場合でも、長期の停電を考慮したバッテリーの確保が重要である。~~

（§ 18 資機材の確保（備蓄及び調達） （2）情報伝達用機器の整備 参照）

【東日本大震災の例】

東日本大震災時、携帯メールが使用できない状況となり、緊急連絡の確保等に支障が生じたため、広域災害時の連絡手段としては衛星電話や無線機が有効である。また、既に衛星電話等を導入している場合でも、長期の停電を考慮したバッテリーの確保が重要である。

【熊本地震の例】

熊本地震では、ほとんどの地方公共団体の対応拠点で電話回線が使用できた。しかし、発災後、1時間程度で接続が難しくなるなど通信障害が発生していた。その中で、SNS等の音声回線以外の通信の活用が多く報告された。

出典：（公財）日本下水道新技術機構の調査報告書

(4) 避難誘導と安否確認

1) 避難誘導

発災直後は人命優先を第一に来訪者等の避難誘導や負傷者や閉じ込められた者等がないかの確認を行う。閉じ込められた者の救助や、火災が発生し初期消火を行う場合でも、津波警報等の情報を確認し、人命優先を第一に対応する。避難誘導を行う基準（震度〇以上、津波警報発令等）を設定し、避難場所や避難ルートをあらかじめ決め決めておくことが重要である。

なお、津波に関する基準については、津波到達時間が最も短いケースを想定して設定する必要がある。また、処理場・ポンプ場施設に勤務する維持管理者業者や工事業者等の職員に対しても、避難誘導の方法について、平時から周知しておくことが重要である。

2) 安否確認

安否確認の方法は勤務時間内と勤務時間外で異なる。勤務時間内においては、避難誘導後、点呼にて安否を確認する。勤務時間外の安否確認を電話の緊急連絡網で行うこととしている場合、広域災害時には電話がつながらず有効に行えない可能性があるため、電話で連絡を取れない場合の代替手段、安否確認の方法や実施担当者を決め、それを周知しておく必要がある。

なお、発災後の現場点検調査時では、余震などで職員が予期せぬ事象に巻き込まれるおそれがある。現場点検調査時の安否確認方法も事前に検討し、連絡手段等を事前に職員に周知しておく必要がある。

(5) 生活必需品の備蓄と保有資機材の確認

広域災害の場合、救援物資が早急に届かない可能性があるため、職員の飲料水、非常食、災害用トイレ等の備蓄状況を確認する。また、調査、応急復旧時に必要となる資機材の備蓄状況に加え、設備の冷却水の保有水量、自家発電機の燃料保有量等、ライフラインの停止期間に応じて必要な備蓄量を確認する。

また、備蓄品の保管については、発災後、直ちに使用できるような保管場所を定めるとと

もに、備蓄資機材名と数量、管理責任者、保管期限があるものは、その期間を把握しておく。

なお、災害時における資機材の調達が円滑に行えるよう、民間企業等と資機材の供給に関する協定を結んでおくとともに、必要に応じて協定先の民間企業等が保有している資機材（品名、数量等）の情報を把握する。具体的な内容については「[§ 2 1 §-20](#) 民間企業等との協定の締結・見直し」に示す。

【熊本地震の例】

熊本県内の多くの地方公共団体では、平時より本庁舎に飲料水や食料、寝袋などの生活必需品を備蓄しておらず、個人もしくは支援物資等にて対応していた。また、食料等を備蓄していた地方公共団体でも十分な数量が確保できていなかった。

発災直後は、コンビニエンスストアなど小売店にも十分な商品が入荷しておらず、数日間は補充等も満足にできない状況であり、個人対応でも難しい状況であった。

震災規模が大きい場合、飲料水や食料などは、発災後、入手困難となることが想定されるため、事前に備蓄や入手先を確保しておくなど、組織体制維持に努める必要がある。

(6) 下水道施設の防災施設としての活用の検討

東日本大震災の際に下水道施設が防災施設として機能した事例として、津波来襲時、近隣の住民が処理場の管理棟等に避難して助かった例がある。管理棟等を一時的な避難場所として活用することが可能な場合には考慮する必要がある。

なお、管理棟等の施設上部を一時的な避難場所として想定する場合には、人が集まった場合の群集荷重に耐えうる構造になっているか、**想定津波で浸水しない高さであるか**の確認が必要である。

§ 8-1-3 中小地方公共団体における最低限の下水道BCP策定の留意事項

中小地方公共団体では、他の地方公共団体等からの支援が到着し、リソースの制約が解消されるまでの期間と支援者のスムーズな業務実施に重点を置いた下水道BCPを策定する。また、訓練等を通じて、実効性向上に向けた取り組みを実施していく。

【解説】

災害対応業務の実施には、多くのリソースを必要とするが、~~下水道担当職員の少ない中小地方公共団体（以下、「中小地方公共団体」）では、~~災害対応業務に活用できるリソース、特に職員数に大きな制約を受ける。そのため、他の地方公共団体や民間企業等への支援要請により、リソースを確保し、早急に災害対応業務に臨む必要がある。

~~そこで、~~特に、中小地方公共団体では、リソース（人）不足が顕著であるため、他の地方公共団体や民間企業等との協定のあり方（内容、要請時期、要請方法等）を十分に検討するとともに、リソースが制約される支援者到着前の期間と支援者のスムーズな業務実施に重点を置いて的に検討し、下水道BCPを策定する。そのため従来の簡易な下水道BCPを策定している地方公共団体においては、表 2-2 に示す項目について検討して下水道BCPを改訂し、訓練等を通じて実効性の向上に努めるものとする。

また、最低限必要な項目を改訂した下水道BCPについても、早急に必要な項目が網羅された下水道BCPに改訂することが望ましい。

表 2-2 従来の簡易な下水道BCPから最低限改訂が必要となる項目と記載内容

最低限の下水道BCPの項目	記載内容
1項 下水道BCPの趣旨と基本方針	下水道BCPの策定趣旨や基本方針、対象業務の範囲、策定体制と運用体制
2項 非常時対応の基礎的事項の整理	-
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	「2.非常時対応の基本事項」に関する総括表
2.2 対応拠点と非常参集	対応拠点の場所や連絡手段、下水道対策本部の備える資機材に加えて、 支援者の作業スペース
2.3 対応体制・指揮命令系統図	初動の連絡先や指揮代理者、連絡体制のフロー図等
2.4 避難誘導・安否確認	来訪者及び職員の避難誘導先やルート、及び安否確認に係る職員と責任者
2.5 災害発生直後の連絡先リスト	被害状況を報告する先（国や県）と協定締結先の民間企業の連絡先
3項 非常時対応計画	-
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合	非常時の行動内容と参照する下水道BCPの項目
3.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合	
4項 事前対策計画	-
4.1 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人の配分の把握）	関連行政部局とリソース（人）の配分に係る把握
4.2 他の地方公共団体との支援ルールの確認	全国ルールの概要と支援要請までの流れ
4.3 受援体制の整備と充実	支援者の情報提供内容の整理と受援に必要な資機材等の確保
4.4 民間企業等の協定締結・見直し	民間企業との協定内容や協定予定と平常時の情報共有内容
5項 訓練・維持改善計画	-
5.1 訓練計画	訓練の実施内容及びその予定
5.2 維持改善計画	維持改善の実施内容及びその予定
6項 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	-
6.1 地震規模等の設定と被害想定	重要事項の保管とバックアップ状況、処理場における簡易な被害想定
6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）	優先実施業務の候補を選定し、業務遅延による影響の可能性を簡易的に把握

黒字：従来の簡易な下水道BCPの策定内容

赤字：今回のマニュアル改訂により最低限改訂が必要となる内容

最低限の下水道BCP	必要な項目が網羅された下水道BCP	
1項 下水道BCPの趣旨と基本方針		
1.1～1.4 策定体制、運用体制の決定 など		
2項 非常時対応の基礎的事項の整理		
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表 2.2 対応拠点と非常参集 2.3 対応体制・指揮命令系統図 — 2.5 避難誘導・安否確認 — 2.7 災害発生直後の連絡先リスト —	+	2.4 代替対応拠点の概要と参集者 2.6 被害状況の把握(チェックリスト) 2.8 保有資機材と調達先 2.9 備蓄、救援用機材
3項 非常時対応計画		
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合 3.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合		
4項 事前対策計画		
— 4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築(人の配分の把握) 4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認 4.4 受援体制の整備と充実 4.5 民間企業等の協定締結・見直し —	+	4.1 データのバックアップ及び資機材の確保 4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築(人・モノの配分の調整) 4.6 住民等への情報提供及び協力要請
5項 訓練・維持改善計画		
5.1 訓練計画 5.2 維持改善計画		
6項 計画策定の根拠とした調査・分析・検討		
6.1 地震規模等の設定と被害想定 6.2 優先実施業務(遅延による影響の簡易的な把握)	+	6.2 優先実施業務(遅延による影響把握) 6.3 優先実施業務の対応目標時間と実施方法 6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

黒字：従来の簡易な下水道 BCP の策定内容
 赤字：今回のマニュアル改訂により最低限改訂が必要となる内容
 青字：今回のマニュアル改訂により改訂が必要となる内容

**図 2-1 最低限必要な項目を改訂した下水道 BCP と
 必要な項目が網羅された下水道 BCP の検討項目**

新潟県中越沖地震における柏崎市の事例では、他の地方公共団体からの支援職員は、発災後 4 日目に到着した。また、熊本地震における熊本市の事例では、他の地方公共団体からの支援職員は、大都市ルールに基づき、先遣隊の大阪市が発災後 2 日目(4/15)、支援者が 5 日目(4/18)から順次参集し、8 日目(4/21)で全大都市が支援活動を始めた。また、益城町の事例では、発災後 6 日目(4/19)に管路調査の支援要請をとりまとめ、翌日から着手された。震後対応について時系列で整理したものを参考資料 4、5 6 に示す。

また、支援者が効率的に調査や応急復旧を行うためには、~~下水道台帳等の整備・バックアップ、受け入れ体制の確保(執務スペース等)等、支援を受ける体制(受援体制)の検討が重要であり、継続的な維持・改善の中で、充実させていく必要がある。~~

なお、職員等が極端に不足する場合には、~~指揮命令系統を含めた全面的な支援の要請を考慮することも必要である。~~

第2節 地震規模等の設定と被害想定

§ 9-8 地震規模等の設定

対象とする地震、津波の規模は、地域防災計画等に基づき設定することを基本とする。

なお、下水道BCPで想定する地震及び津波の発生時刻は、勤務時間内と夜間休日（勤務時間外）の両方を設定する。

【作成例】

⑧ P3-2.1

⑨ P3-2.1、P32-6.1

作成例確定後に修正

【解説】

地震の規模は、原則、地域防災計画等に定めがあれば、それに基づくことを基本とする。ただし、新たに地震の発生可能性に関する検討結果が発表され地域防災計画等がまだ対応していない場合は、それを考慮する。また、地域防災計画等で具体的な地震の規模が未設定の場合には、震度6強あるいは6弱程度を設定する。

津波の規模は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき都道府県が設定した区域及び水深（最大クラスの津波）に基づき設定することを原則とする。ただし、下水道BCP策定時に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいた津波想定がなされていない場合は、その他の機関が設定する最大クラスの津波想定等を用いて設定する。

なお、最大クラスの津波を引き起こす地震が、必ずしも当該地域で被害が最大となる地震であるとは限らないため、留意する必要がある。

さらにまた、発災時に担当者が勤務場所にいるか自宅等にいるかどうかなど、勤務時間内か夜間休日かにより初動の対応が大きく異なるため、想定地震および想定津波の各々に対し勤務時間内と夜間休日（勤務時間外）の2パターンを設定する（図2-2-1参照）。

夜間休日（勤務時間外）の設定にあたっては、「§1 目的」に記載のとおり、たとえば12月31日の午後11時59分に発災しても対応できるように設定する必要がある。

さらに、上記の2パターンに加えて、積雪等の影響で参集状況が、夏期と冬期で異なる場合など、地方公共団体での地域防災計画等の定めや地域特性なども考慮してパターンを設定することが望ましい。

【発生日時の設定】

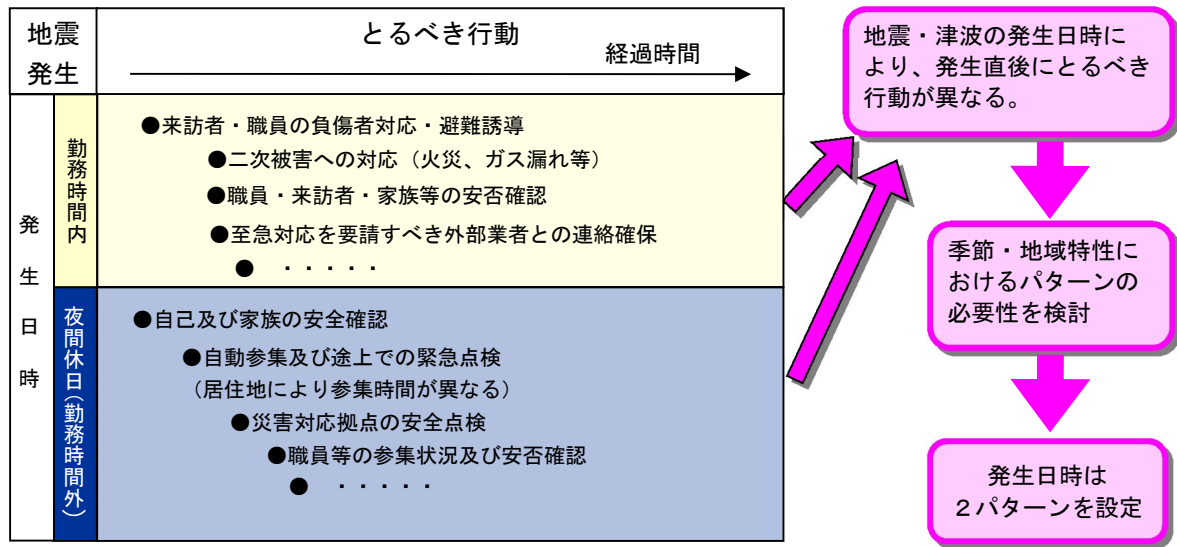


図 2-2 発生日時の設定の概念図

(災害発生の季節等における参集率の想定例)

	想定となる対象	参集率
発災～4日目	徒歩・自転車で移動が可能な、札幌市内（参集場所から直線距離約15km圏内）に住居する職員が対象 [対象：約3,700人] (29.2.1 現在一人事課調べ)	札幌市内（参集場所から直線距離約15km圏内）に住居する職員の [発災：夏5時] 7割が順次参集 [発災：冬5時] 5割が順次参集
～7日目	すべての職員が対象 [対象：約4,100人] (29.2.1 現在一人事課調べ)	4日目からは交通機関が復旧し、 市内居住職員7（5）割の参集以降、順次参集 ↓ 職員全体の98（96）%が参集 (※ 約2%強[冬は4%強]の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)

(出典：北海道庁業務継続計画)

§ 10-9 被害想定に基づく業務量の把握

下水道施設等の被災に伴う業務量等の把握を行うため、下水道施設の被害想定を行う。

【作成例】 ⑧ P22-6.1.2

⑨ P32-6.1.3

作成例確定後に修正

【解説】

発災後に下水道部局が実施する緊急措置、応急復旧等の業務量を把握するために、管路や処理場等の下水道施設の被害想定を行う。~~また、優先実施業務に不可欠なリソースについて、活用できる程度を推定するために被害想定を行う。~~

~~(1) 発災後に対応すべき業務量等の把握~~

下水道施設の被害想定は、下水道総合地震対策計画等の既存計画において既に実施している場合は、それらの結果を活用し下水道BCPの検討を行う。未実施の場合には、設定した地震規模に基づき被害想定を行う。

なお、被害想定に多大な時間を費やして詳細な下水道BCPを策定するより、まずは簡易な手法で下水道BCPを策定し、PDCAサイクルの中で被害想定等の精度を向上していくことが重要である。

1) 管路施設の被害状況の想定

管路施設の被害想定を行うことで、応急復旧が必要な延長や業務継続計画における支援要請の目安を立てることができる。また、発災時の被害状況について予測できることから効率的な緊急点検の実施に繋がり、重要な幹線等の位置についても事前把握しておくことで早期の緊急点検が可能となる。

管路施設の被害状況は、地質、液状化の可能性、**管渠管路施設**の老朽度合い等によって異なるが、耐震化の状況を勘案し想定する。過去の被災事例を表 2-3-4~5に示す。

なお、人工的に造成された地盤では震度 5 程度でも、液状化により管路施設内への土砂堆積など甚大な被害が発生した事例があるので、地盤状況等に応じた被害率を設定することが重要である。

表 2-3-4 兵庫県南部地震・中越地震における管路施設の被害率（地震被害）

震度 階級※	該当 自治体数	管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率		
				平均 (%)	最大 (%)	最小 (%)
5-	3	547.5	4.2	0.8	1.1	0
5+	8	1,408.8	19.5	1.4	16.1	0
6-	11	9,039.6	140.3	1.6	8.1	0
6+	5	4,895.9	232.9	4.8	25.6	0.6
7	1	43.0	9.3	21.7	—	—

出典：第1回 大規模地震による下水道被害想定検討委員会 資料4

http://www.mlit.go.jp/crd/city/seweraage/info/seisaku_kenkyu/jishinhigai.html

※震度階級は該当自治体内での最大震度を示している。

東日本大震災における津波被災地での管路施設の被害状況は、本マニュアル策定時点では調査中である。

表 2-4 東日本大震災における管路施設の被害率（地震被害）

震度	市町村等団体数	総延長 (km)	被害管路延長 (km)	被害率 (%)
7	7	2,192	47	2.1
6強	55	10,324	250	2.4
6弱	56	20,294	295	1.5
5強	13	33,809	50	0.1
5弱	1	263	0.03	0.01
合計	132	66,881	642	1.0

国土交通省調べ 平成24年2月24日 現在

出典：東日本大震災における下水道施設被害の総括 資料3

表 2-5 熊本地震における管路施設の被害率（地震被害）

（合流管・污水管）

震度	市町村等団体数	総延長 (km)	被害管路延長 (km)	被害率 (%)
7	1	166.4	22.2	13.3
6 強	4(1)	2888.7	60.1	2.1
6 弱	2	140.8	3.6	2.6
合計	7(1)	3195.9	85.9	2.7

（ ）は流域下水道を示す。関連市町村のうち最大震度で集計

（雨水渠）

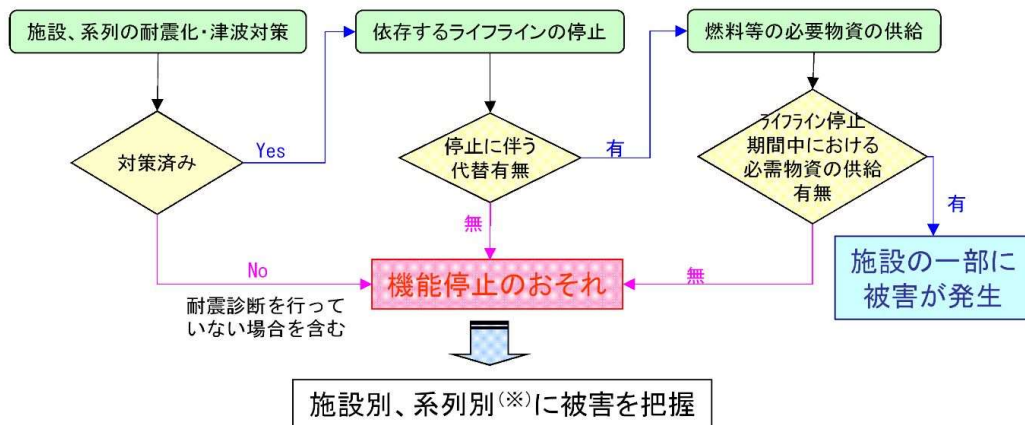
震度	市町村等団体数	総延長 (km)	被害管路延長 (km)	被害率 (%)
7	1	3.1	0.1	3.2
6 強	1	52.8	0.3	0.6
合計	2	55.9	0.4	0.7

出典：「平成 28 年（2016 年）熊本地震について（第 52 報） 国土交通省
平成 29 年 3 月 14 日 12:00 作成」を基に作成

2) 処理場・ポンプ場施設の被害状況の想定

処理場・ポンプ場では、施設への直接的な被害による機能停止のみならず、関連するライフラインの停止や燃料等の必要物資の供給が途絶えることによる機能停止も起こりうる。そのため、施設が耐震化・津波対策がされている場合でも、ライフラインの被害想定にもとづき、停止期間中の代替施設の有無や、その稼動に必要な物資の供給有無を考慮する必要がある（図2-3-2 参照）。

また、重油等の油類、消化ガス等のガス類、消毒用塩素等の劇薬類などの危険物を扱っている施設については、これらの危険物の漏えいが発生することも想定する必要がある。



(※) 揚水ポンプ、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、汚泥処理施設等
ただし、施設別、系列別に考えられない設備も含む（例：電気、計装設備）

図 2-3-2 処理場・ポンプ場の被害想定のお考え

3) 処理場・ポンプ場の簡易的な被害想定方法

簡易的な被害想定方法（例）を以下に示す。なお、これらの被害想定方法はあくまで例示であり、想定方法の選定は条件に応じて判断するものとする。

① 地震を原因とした被害想定

被害を想定する施設の規模（処理能力、計画排水量）、想定震度と類似する被災事例とを見比べ、被災内容を簡易に想定する（参考資料6-4、8 参照）。

【被害想定イメージ(地震)】

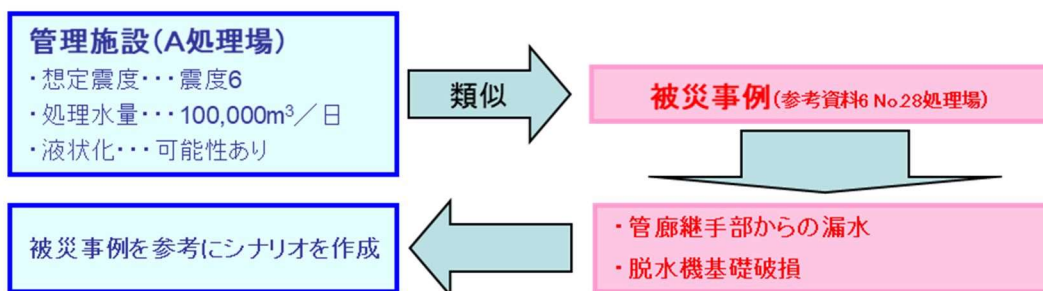


図 2-4-3 被害想定イメージ（地震）

② 津波を原因とした被害想定

被害を想定する施設の津波浸水高、海岸からの距離や施設規模（処理能力、揚水能力）等と類似する被災事例とを見比べ、被災内容を簡易に想定する（参考資料7-5 参照）。津波浸水高については津波ハザードマップから想定することができるが、漂流物や波圧などを考慮する必要がある地域においては、津波シミュレーションや、既存の津波被害報告を参考に被害想定を行う。

なお、津波による下水道施設の被害の傾向等がシナリオ等は、「下水道の地震対策マニュアル（2006年版-2014版）/（公社）日本下水道協会」にも記載されているので、参照されたい。

【被害想定イメージ(津波)】

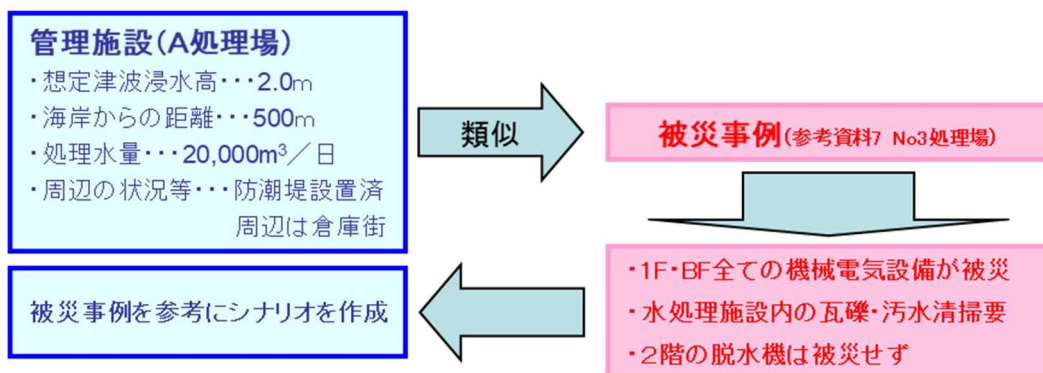


図 2-5-4 被害想定イメージ（津波）

●津波シミュレーションのメリット

これまで下水道施設は、被害予測を行うための過去のデータ等が十分でなく、不確定要素が多分にある。このような場合、被害予測の手法として、津波シミュレーションを実施することにより、漂流物や波圧などによる施設への影響を把握することで、重要な施設への事前対策を効率的に図ることが可能となる。また、津波到達までの時間を把握することで、避難場所までの移動時間に対する評価が行えるなどのメリットがある。

なお、下水道管理者が独自に津波シミュレーションにより被害想定を行う場合には「津波シミュレーションモデル利活用マニュアル（2015年6月 一部改訂／（公財）日本下水道新技術機構）」等を参考にするとよい。

- ① 処理場の周囲は水深が比較的浅くなっていることが多く、高速で押し寄せた波は、浅くなった海底に乗り上げ激しく衝突し、泥や石を猛烈に巻き込みながら上陸し洗掘されやすい状況となる。
- ② 第2波は第1波に後ろから強い圧力を加え、勢いに乗って第1波にのしかかり、さらに第3波は第2波に圧力をかけ乗り上げ、津波が階段状に高くなる。
- ③ これに伴い、パイプラインは剥き出しとなり、水管橋は流失される可能性が高い。
- ④ 覆蓋されていない処理場は土砂で池が埋没する（復旧には大幅な日数を要する）。
- ⑤ 覆蓋がある場合でも、強度が不十分な場合はスロッシングにより生じた波頭衝撃圧で池の端部が破壊され、そこから津波が浸入する可能性がある。
- ⑥ 放流渠ゲートの閉鎖が間に合わない場合、津波が遡上し池に土砂が流入する。
- ⑦ 津波を被ることで電気系統や機械類は甚大な被害となる。
- ⑧ 処理場地下構造は、一般に壁・板構造のため津波に対しては問題は生じない。
- ⑨ 処理場上部は、柱梁構造であれば津波に対しては大きな問題は生じないと考えられるが、壁構造の時は注意する必要がある。

よって、津波のおそれがある海岸線等の施設では、甚大な被害が生じる可能性があることを十分認識しておく必要がある。特に、地域防災上、処理場が避難場に位置づけられている場合は、津波により人命が失われるおそれがあるので注意が必要である。津波による二次災害の軽減方法には、処理施設の覆蓋、管路の防護・流出防止等が考えられる。

出典：下水道の地震対策マニュアル（2006年版）／（社）日本下水道協会

●下水道施設における津波被害の傾向

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における津波被害の傾向を次に示す。

- ① 津波の浸入方向と施設の配置方向における被害傾向
 - ・津波の浸入方向に対して長辺直角方向の建築物で被害が大きい。
- ② 津波の浸入方向と建物開口部（扉・窓）位置における被害傾向
 - ・開口部の被害割合は全体的に高く、全体の被害割合は 86%となっている。
 - ・津波浸入方向との関係で最も被害率が低いのは平行方向に配置しているケースである。
- ③ 水処理施設の開口部覆蓋の被害傾向
 - ・FRP 製覆蓋等軽量蓋は、津波による浸水での浮力作用により流出被害が生じ易い。
- ④ 躯体の構造形式における被害傾向
 - ・構造形式にかかわらず波圧及び漂流物により全機能停止被害が生じている。
- ⑤ 漂流物の種類
 - ・津波による漂流物としては主にガレキ・ガラ、車両や流木等である。
 - ・漂流物の被害に関しては撤去等の対応から復旧の長期化が懸念される。
- ⑥ 機械設備・電気設備の浸水による被害傾向
 - ・機械設備は 60%以上が電気部品（電動機、スイッチ、開閉機）といった電気部の冠水がもっとも多く、ついで駆動部分の可動部分の砂や異物の浸入や本体の腐食である。
 - ・電気設備は冠水、水没部は全損となっている。
 - ・部品等の破損等が無くても、海水に浸かったことにより錆が発生し、使用不可能となる。

出典：下水道の地震対策マニュアル（2014 年版） / （公社）日本下水道協会

§ 11-9 被害想定に基づくリソースの把握

~~下水道施設、~~庁舎、職員、ライフライン等の被災に伴い、~~必要となる業務量や~~発災後に活用可能なリソースを把握するため、以下の被害想定を行う。

~~(1) 発災後に対応すべき業務量等の把握~~

~~・下水道施設の被害状況~~

~~(2) 発災後に活用可能なリソースの把握~~

- (1) 災害時の対応拠点、代替~~対応~~拠点の被害状況
- (2) 職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握
- (3) ライフライン等の被害状況
- (4) 下水道台帳等の重要情報の被害状況

【作成例】 ④ P3-2.1、P21-6.1.1

作成例確定後に修正

⑤ P3-2.1、P33-6.1.3～P36-6.1.5

【解説】

発災後に下水道部局が実施する~~緊急措置、応急復旧等の業務量を把握するために、管路や処理場等の下水道施設の被害想定を行う。また、優先実施業務に不可欠なリソースについて、活用できる程度を推定するために被害想定を行う。~~

なお、業務量の把握と同様に、まずは簡易な手法等で下水道BCPを策定し、PDCAサイクルの中で被害想定等の精度を向上していくことが重要である

~~(2) 発災後に活用可能なリソースの把握~~

(1) 災害時の対応拠点、代替~~対応~~拠点の被害状況

地震等により~~災害~~対応拠点となる庁舎等が被災した場合、迅速な下水道対策本部の立上げやその後の指揮、活動に大きな遅れを生じるおそれがある。そのため、~~災害~~対応拠点や代替~~対応~~拠点の耐震性も勘案し、使用可否について検討しておく~~こととする~~。

また、代替拠点でなくても、下水道施設に被害が無い場合、地方公共団体内の他部局の代替拠点として使用を依頼される場合もある。そのため、これらの施設を使用する想定業務（支援の受入れや資機材等の集積など）を検討し、発災時に対応業務に支障が出ないように地方公共団体内で協議することも必要である。そのため、場合によっては、新たな代替施設等を確保しなければならないこともあるため、対応拠点に限らず、複数の代替拠点や代替施設などを検討しておく~~こととする~~。

【熊本地震の例】

対応拠点の建物等に被害はなかったが、固定していたキャビネットや高さの低いキャビネットの倒壊による書類の散乱、またパソコンの落下なども報告された。これらは、下水道対策本部の立上げに支障をきたすので、災害時の対応拠点や代替拠点における地震対策についても留意する必要がある。

【熊本地震の例】

表 2-6 地方公共団体における災害対応拠点の被災状況

地方公共団体名（庁舎名）	被災状況	対応状況（代替施設）
八代市（市役所本庁舎）	倒壊の可能性が高いため封鎖	千丁支所
人吉市（市役所本庁舎）	倒壊の可能性が高いため閉鎖	庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレス
宇土市（市役所本庁舎）	損壊のため立入禁止	市民体育館
天草市（市役所本庁舎本館）	倒壊の危険あり	庁舎新館
大津町（町役場本庁舎）	使用不能（さらに損壊のおそれ）	オークスプラザ
益城町（町役場本庁舎）	損壊のため一時使用禁止	保健福祉センター 中央公民館

出典：「平成 28 年熊本地震による被害状況等について（総務省）」「毎日新聞 Web 版」
「各公共団体のHP」等を参考に作成

【熊本地震の例】

行政継続、災害時こそ 地震で庁舎閉鎖…代替施設に苦心

■準備なかった熊本県宇土市、代替施設は偶然確保

熊本地震では熊本県内の地方公共団体で機能停止が相次いだ。4月16日の本震で倒壊の恐れがあるとされ、本庁舎が閉鎖された宇土市。住民票発行などの窓口業務を含む主な行政機能が停止し、本震から3日間、駐車場に立てたテントで緊急対応にあたった。

BCPは策定しておらず、代替庁舎も明確にしていなかった。19日に近くの市民体育館に機能を移したが、ここも本来は指定避難所。屋根が破損して避難者をよそに振り分けたため、偶然空いた施設だった。

職員約260人の半数が配置されたが、確保できたパソコンは10台。電話は12回線で内線もなく、職員用の食料の備蓄もなかった。夜間に届く救援物資に対応できず、受け入れを止めたこともあった。

5月10日、市は各課に内線電話1台とパソコン1台を確保して「通常業務」を再開。プレハブの仮庁舎が完成する8月上旬まで体育館で業務を続けた。

出典：朝日新聞デジタル（平成28年9月23日）

(2) 職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握

~~地震等の発災時には、下水道部局職員の~~一部も避難所等や帰宅困難者への対応にあたる~~ことが想定される。また、職員の~~一部が本人又は家族の死傷等により長期間参集できない~~可能性もある。これらを踏まえて、発災後に下水道の災害対応に従事可能な職員数を想定することが重要である。~~

~~なお、長期間参集できない職員数は、地域防災計画等で想定死亡者数を設定している場合はこれを参考に算出する。また、場合によっては職員OBに助言等を求めることも考えられるが、その際には事務的な取扱いや連絡手段等について予め検討しておく必要がある。~~

3) 職員等の参集

~~大規模地震や津波の発生時には、全ての職員や処理場等に常駐する業務委託先社員が参集できないことが想定される。そこで、災害発生が夜間休日（勤務時間外）の場合、参集可能な人員を時系列で整理し、発災後の業務に対応可能な人数を想定する。参集時期の想定は、居住地から参集場所までの距離、公共交通機関の機能停止と車両通行の規制を前提とした徒歩や自転車等による参集所要時間を考慮する必要がある。~~

~~なお、処理場の管理・運営を委託している民間企業等の常駐者以外に、設備等の緊急点検や応急修理に別の者の参集が必要な場合、委託契約の内容を勘案し、必要に応じ、参集を求める人員として考慮する。~~

大規模地震や津波の発生時には、全ての職員や処理場等に常駐する業務委託先職員の~~一部が、本人又は家族の死傷等により長期間参集できない~~可能性もある。また、地震等の発災時には、地域防災計画等により下水道部局職員の~~一部も避難所等や帰宅困難者への対応にあたる~~ことが想定される。これらを踏まえて、発災後に安否確認や安否連絡を速やかに~~行い~~、下水道の災害対応に従事可能な職員数を把握することが重要である。

(非常時対応計画)

- ・夜間休日（勤務時間外）に災害発生を想定する場合は、災害時の参集場所を明確にするとともに、下水道の対応業務従事者として参集可能な人員を時系列で整理し、発災後の業務に対応可能な人数を想定する。
- ・時間外に発生した場合の安否確認や連絡方法（職員からの連絡。連絡先等）や参集方法（自動参集、自宅待機等）を決めておく。
- ・長期間参集できない職員数は、地域防災計画等で想定死亡者数を設定している場合はこれを参考に算出する。また、場合によっては職員OBに助言等を求めることも考えられるが、その際には事務的な取扱いや連絡手段等についてあらかじめ検討しておく必要がある。
- ・参集時期の想定は、居住地から参集場所までの距離、公共交通機関の機能停止と車両通行の規制を前提とした徒歩や自転車等による参集所要時間を考慮する必要がある。また、参

集訓練を行い、実際の参集時間を想定することも有効である。

- ・処理場の管理・運営を委託している民間企業等の常駐者以外に、設備等の緊急点検や応急復旧に別の者の参集が必要な場合、委託契約の内容を勘案し、必要に応じ、参集を求める人員として考慮する。
- ・地域防災計画等により下水道部局職員が下水道業務以外に従事しなければならない場合は、それらの地方公共団体内の業務分担を見直すか、その人数を下水道事業に従事可能な人員に含めないよう計画する。

(発災後)

- ・勤務時間内に地震等が発生した場合は、在庁職員等の安否確認や不在職員の安否連絡を行い、災害対応に従事可能な職員数の把握と人員の確保を行う。
- ・勤務時間外に地震等が発生した場合は、所定の方法で安否確認や職員参集を行い、災害対応に従事可能な職員数の把握と人員の確保を行う。

【熊本市の例】

熊本市では、熊本地震（平成 27 年 4 月 14 日の前震）で職員の参集が 2 時間半後に 34%にとどまるなど初動体制が遅れた。そのため、平成 29 年 1 月 17 日に職員の安否確認訓練と参集訓練を抜き打ちで行った。午前 6 時の訓練開始から 1 時間以内に安否を確認できたのは、職員 5189 人の 59.47%。参集訓練は、対象職員の 37%が 1 時間以内、91%が 1 時間 50 分以内に持ち場に着いた。

安否確認は電話などで全職員に連絡を取り、参集訓練は管理職が市庁舎や区役所に駆け付ける内容。開始 1 時間後の午前 7 時に状況を確認したが、報告担当者が到着していない部署もあり、情報収集に手間取る場面もみられた。

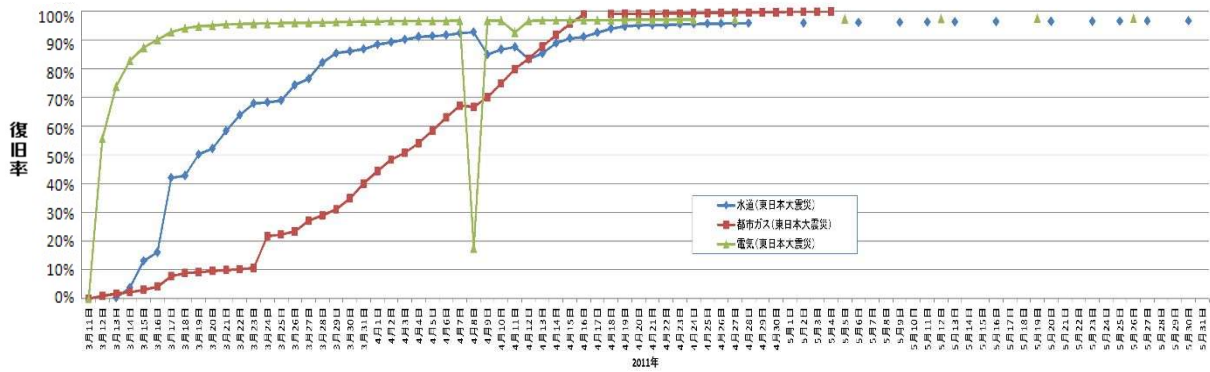
出典：平成 29 年 1 月 17 日付 西日本新聞記事を引用して記載

(3) ライフライン等の被害状況

大規模地震や津波の発生時においては、ライフライン等の被害も甚大であり、供給停止が長期間にわたることが考えられる。例えば、庁舎が停電等により使用不能になる場合や、電話回線や携帯電話が通話集中により発信が困難になる場合等が考えられ、業務に大きな支障をきたすおそれがあるとともに、下水道施設自体も、停電等により機能が低下又は停止するおそれもある。また、下水処理場やポンプ場で必要となる燃料、薬品等の必需品の供給が、道路等の被災の影響により停止したり遅れが出たりする可能性もある。

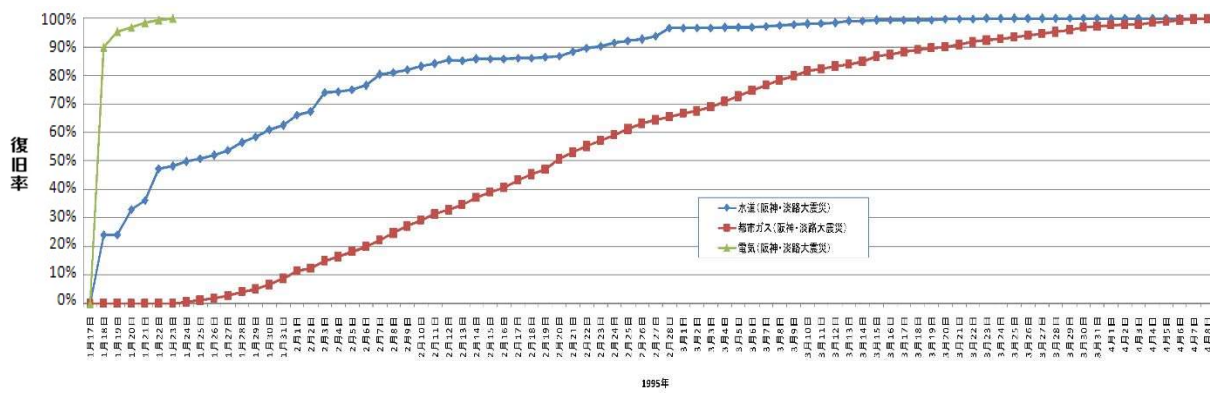
このように、発災後に活用できるリソースに制約が生じるため、ライフラインの停止期間を想定するとともに、停止期間中の対応策を検討しておくことが重要である。停止期間については、地域防災計画等に定めがあればそれを参考にすが、必要に応じ、ライフライン事業者にヒアリングを行う。

なお、具体的な停止期間が想定されていない場合は、過去の地震災害東日本大震災等におけるライフラインの復旧状況等を参照されたい。図 2-65～図 2-86 にライフラインの復旧率の推移を、表 2-72 にライフラインが 90%復旧するまでの日数を示す。なお、ここで 90%としたのは、津波等の被害により復旧が著しく困難な被災地が一部残されているためである。

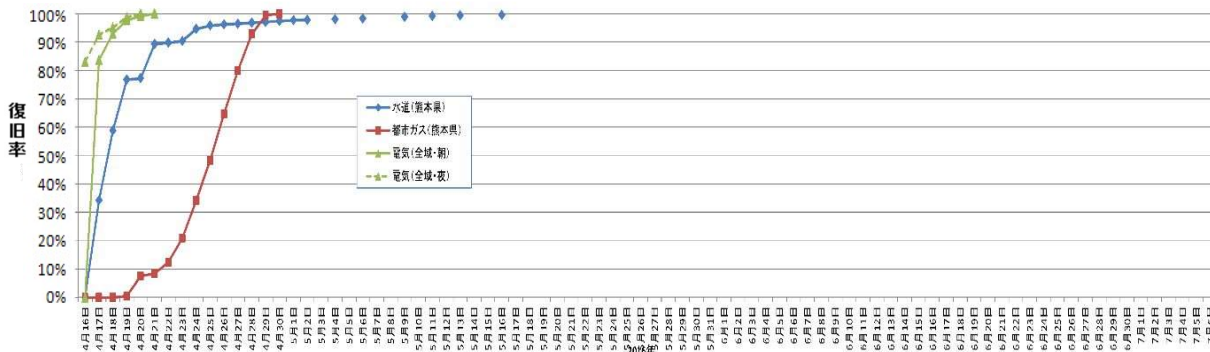


東日本大震災における電気・水道・都市ガスの「復旧率= (延べ停止戸数-停止戸数) / 延べ停止戸数」の推移

(電気は東北電力管内のみ、水道の初期段階はデータを精査して修正済み、都市ガスは復旧対象戸数で基準化)



阪神・淡路大震災における水電気・水道・都市ガスの復旧率の推移 (都市ガスは復旧対象戸数で基準化)



熊本地震における電気・水道・都市ガスの「復旧率= (延べ停止戸数-停止戸数) / 延べ停止戸数」の推移

(電気については全域で各日の朝・夜を示した)

図 2-6-5 過去の震災におけるライフライン（水道、ガス、電力）の復旧率の推移

注) 東日本大震災では、4月7日、11日にそれぞれ大きな余震が発生した。

出典：「平成 28 年(2016 年)熊本地震におけるライフライン復旧概況 (時系列編)

(Ver. 2.1 : 2016 年 5 月 16 日まで)」ライフラインの地震時相互連関を考慮した都市機能防護戦略に関する研究小委員会

(参照 HP : <http://www1.gifu-u.ac.jp/~nojima/LLEQreport/>)

160414-16-KumamotoEQ-LL-GUNN-ver. 2. 1R.pdf)

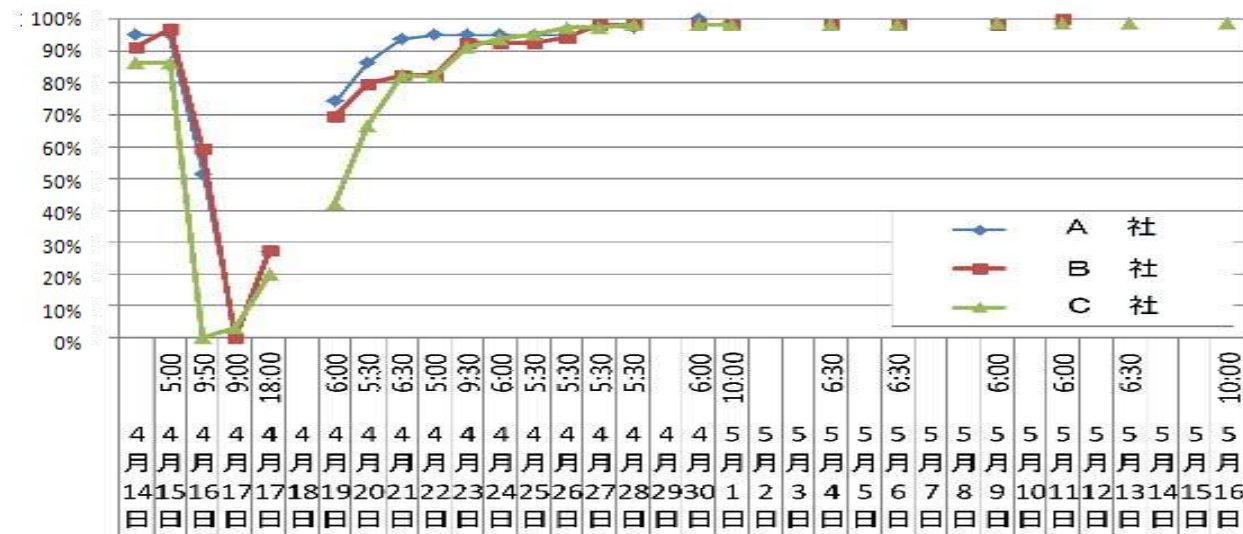


図 1 8 「復旧率 = (最大停止局数 - 停止局数) / 最大停止局」の推移 (3月12日停止局数ベース)

図 2-7-6 東日本大震災におけるライフライン（通信）の復旧率の推移

注) 東日本大震災では、4月7日、11日にそれぞれ大きな余震が発生した。

出典：「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編）（Ver.3：2011年5月31日まで）」ライフラインの地震時相互連関を考慮した都市機能防護戦略に関する研究小委員会（参照 HP：http://committees.jsce.or.jp/2011quake/system/files/110603-ver3.pdf）



「復旧率 = (最大停止局数 - 停止局数) / 最大停止局」の推移
(各社の最大停止局数で基準化)

図 2-8 熊本地震におけるライフライン（通信）の復旧率の推移

注) 熊本地震では、4月14日（前震）、16日（本震）に大きな地震が発生した。

出典：「平成 28 年(2016 年)熊本地震におけるライフライン復旧概況（時系列編）（Ver.2.1：2016 年 5 月 16 日まで）」ライフラインの地震時相互連関を考慮した都市機能防護戦略に関する研究小委員会（参照 HP：http://www1.gifu-u.ac.jp/~nojima/LLEQreport/160414-16-KumamotoEQ-LL-GUNN-ver.2.1R.pdf）

表 2-7-2 東日本大震災及び阪神・淡路大震災過去の震災におけるライフライン復旧日数 ※1

	東日本大震災	阪神・淡路大震災	熊本地震
上水道	36 22 日	38 36 日	8日
ガス	35 34 日	64 61 日	13日
電力	4 5 日	2 1 日	2日
通信（A社）	20日 ※3	15 14 日 ※2	9日
通信（B社）	15 14 日 ※3	-	11日
通信（C社）	20日 ※3	-	11日

(発災当日を1日目とする。)

※1 復旧日数はライフラインが90%復旧するまでの日数

※2 出典：「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」兵庫県
倒壊家屋を除いた固定電話の100%復旧完了までの期間を示す。

※3 出典：東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編）（Ver.3：2011年5月31日
まで）」ライフラインの地震時相互連関を考慮した都市機能防護戦略に関する研究小委員会

出典：「平成28年(2016年)熊本地震におけるライフライン復旧概況（時系列編）（Ver.2.1：2016
年5月16日まで）」ライフラインの地震時相互連関を考慮した都市機能防護戦略に関する研究小委員会

●ライフラインの被害想定

ライフラインの復旧見込みは、下水道BCPを検討する際の重要な前提条件となる。

しかし、一般に、地震発生後どの程度の日時で、下水道部局の庁舎や復旧作業に関係する場所のライフラインが復旧するかの見込みは、詳しく発表されている例は少ない。

また、ライフライン事業者に照会しても、具体的な答えを得られることは稀なのが実態である。

このため、下水道BCPの策定に当たっては、ライフラインの途絶や復旧に関して、十分とは言えなくても可能な範囲で入手できる情報を集め、それをもとに妥当な途絶時間を自ら仮定して、次の作業に進むことを推奨する。（また、一つの時間を仮定するのが難しければ、作業が増えるが、複数の途絶時間を仮定する方法もある。）

そして、仮定に基づき対策まで検討を進めたら、もう一度、ライフラインの途絶時間の仮定の検討に戻る方法が有益である。

例えば、電話が24時間ぐらい不通になると仮定して検討を始め、電話が不通の間は代替策として携帯電話のメールで当面の連絡を取るという対策を立てる。しかし、対策の検討の結果、12時間で処理場の被害状況を詳細に把握する必要がある場合は、携帯メールだけの連絡では不十分となる。そこで、12時間で本庁と処理場の電話が復旧するか再検討する。具体的な時間を示して回復可能性を聞けば、ライフライン事業者も一定の判断を示してくれる可能性が高まる。再検討の結果、やはり12時間以内では電話は復旧しない可能性が高いなら、衛星携帯電話の導入等の方法を検討する。

(4-5) 下水道台帳等の重要情報の被害状況

下水道施設の設計図書や管理図書、工事の実施状況等の重要情報が喪失した場合、迅速な調査及び応急復旧に大きな遅れを生じるおそれがある。そのため、これらの重要情報の保管場所や、記録媒体等について確認するとともに、保管場所が未耐震化の場合など、被災しても直ちに使用できるよう重要情報のバックアップをとっておくことが重要である。

なお、重要情報のバックアップ等の事前対策については、「§ 17 ~~§ 16~~ 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ」参照。

第3節 優先実施業務と対応の目標時間

§ 1 2 § 1 0 優先実施業務の選定

発災後に下水道機能を早期に回復させるため、新たに発生する災害対応業務や継続して実施すべき通常業務が遅延することによる地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、優先実施業務を選定する。

【作成例】 ⑧ P3-2. 1、P33-6. 2

作成例確定後に修正

⑨ P3-2. 1、P37-6. 2～P41-6. 4

【解説】

発災後における下水道部局の業務には、下水道機能を早期に回復させるために必要な災害対応業務の他、被災を受けていない処理場における運転管理等、平時から継続して実施しなければならない通常業務もある。

しかし、大規模地震や津波の発生時には、これらの業務を実施していく上で不可欠となるリソースが被災し、その活用に制約がある状況で、通常業務の業務レベルを維持したまま災害対応業務を行うことは困難である。

そのため、下水道部局の業務の中から、業務遅延による地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響や行政に対する社会的な批判（以下、「社会的影響等」）が大きいと想定されるものを優先実施業務として選定する。（図 2-9 参照）特に、マンホールからの汚水の溢水や、緊急輸送路における交通障害、下水道施設の被害に起因する浸水被害など、下水道部局として絶対に避けなければならない事態を明確にし、これらの対応を最優先に考えることが重要である。

各地方公共団体において、他の地方公共団体の支援者が到着するまでに対応が必要な優先実施業務を表 2-8 に示す。なお、発災後に大雨が予想されるような場合は、汚水処理機能の回復とともに、浸水被害の防除に係わる業務の回復も重要となる。合流式下水道では汚水と雨水とで管路施設等が共通であることから、同時に機能の回復が図られるが、分流式下水道では施設が別個のものであるため、排水対象地域の被災状況などを十分考慮して優先度を決定する必要がある。また、低地に発達した都市では、雨水ポンプ場の復旧がすべての復旧の前提条件となる場所もあることから、地域の状況によっては、汚水の排除よりも雨水の排除業務を優先させることも検討する。

表 2-8 支援者が到着するまでに対応が必要な優先実施業務

優先実施業務
① 下水道対策本部の立上げ
② 被害状況等の情報収集
③ 都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡
④ 緊急点検、緊急調査
⑤ 汚水溢水の緊急措置
⑥ 緊急輸送路における交通障害対策
⑦ 浸水対策 (降雨が予想される場合)
⑧ 支援要請及び受援体制の整備

●地震・津波の発生時に下水道被害が与える社会的影響等

優先業務の選定に当たっては、下水道の機能が失われた際に発生する社会、環境に与える影響を十分考慮する必要がある。

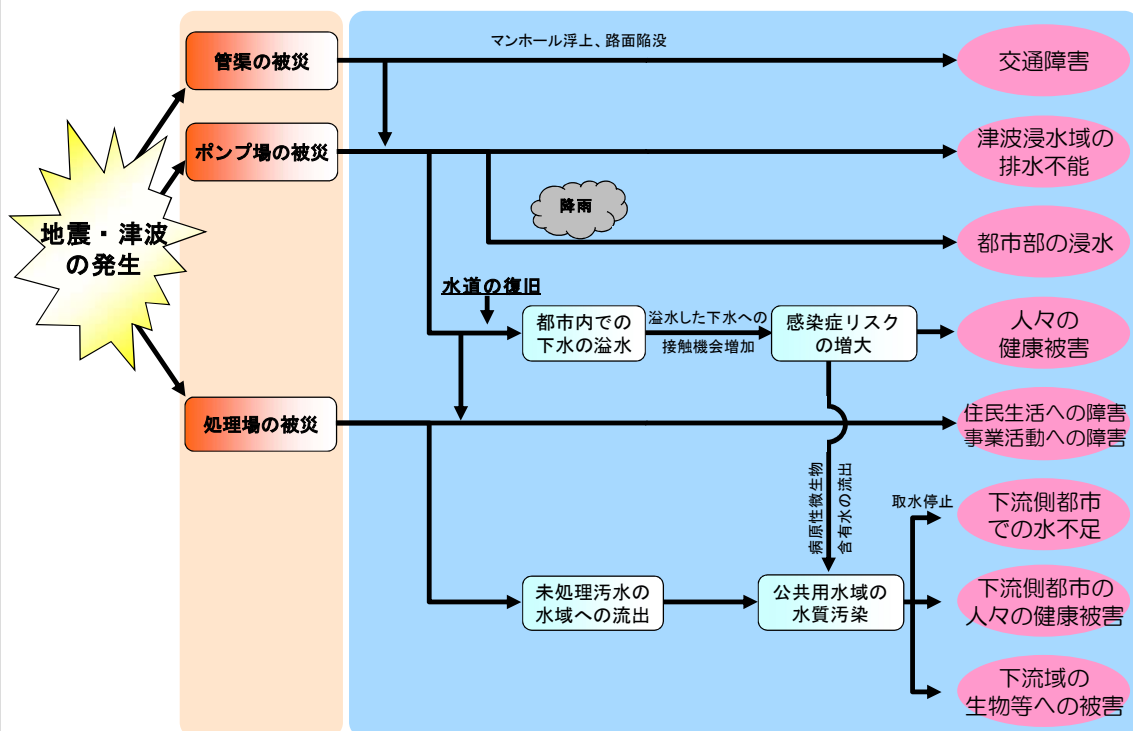


図 2-9-7 地震・津波の発生時に下水道被害が与える社会的影響等イメージ図

上記の考え方により選定されたなお、図 2-10に示すように、優先実施業務は業務に必要なリソース配分等が考慮されていないため、優先実施業務の「候補」であり、これらについて「§ 13-§ 1-1 許容中断時間の把握」と「§ 14-§ 1-2 対応の目標時間の決定」を検討しながら、業務遅延による社会的影響等や対応可能な業務量等を把握したうえで決定する。優先実施業務を確定する。具体的には、優先実施業務の候補に必要なリソース等を考慮した結果、いくつかの業務の候補は、社会的影響等を考慮しながら先送りしなければならない場合や、検討していく中で新たに優先実施業務として追加すべき業務が出てくる場合がある。

つまり、優先実施業務は、まずその候補を選定し、「許容中断時間」や「対応の目標時間」を検討していく中で、フィードバックしつつ、確定していく必要がある。

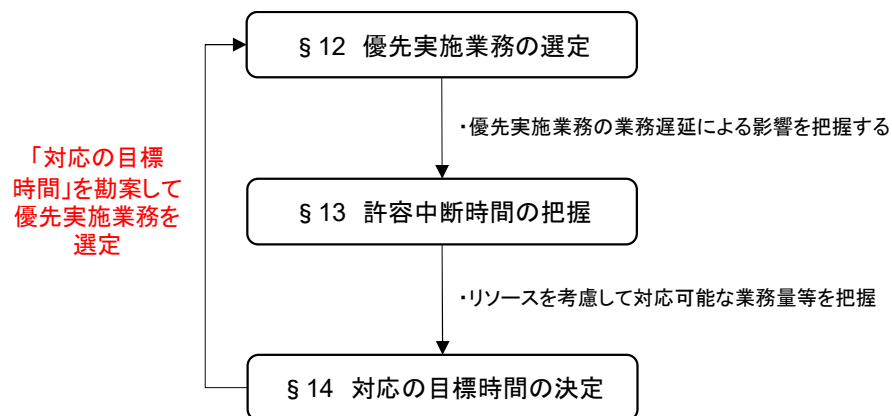


図 2-10 優先実施業務の決定フロー

§ 13 § 1-1 許容中断時間の把握

優先実施業務の完了が遅延した場合の社会的影響等を勘案して、優先実施業務ごとに、業務を完了（または、主要部分を完了）させるべき概ねの時間を「許容中断時間」として把握する。

【作成例】 ④ P3-2.1、P33-6.2 ⑤ P3-2.1、P37-6.2～P39-6.3

作成例確定後に修正

【解説】

~~各優先実施業務の「対応の目標時間」を設定するために「許容中断時間」を把握する。~~

許容中断時間は、優先実施業務の完了が遅延した場合の社会的影響等の度合いや、~~行政に対する社会的な批判~~（表 2-9-3）を勘案し、把握する。

優先実施業務が完了しないことによる影響や支障は、時間の経過とともに拡大するのが一般的であり、それが許容されないレベルに至る前に完了させる必要がある。

~~なお、実際に許容中断時間までに対応可能か否かについては「§ 1-2 対応の目標時間の決定」で検討を行う。~~

許容中断時間は、各優先実施業務が完了するまでの時間単位や日数単位等として把握するが、それらについては、施設の被災状況に応じ、社会的影響等が発生する時期や影響が拡大する時期が異なるため、ある程度の幅を持った概念として扱う必要がある。

表 2-9-3 は業務遅延による社会的影響等の度合いを 5 段階で示したものであり、過半の人が許容できなくなる度合いを影響度Ⅳとしている。これに基づき、下水道における優先実施業務の許容中断時間を把握するための検討する例を表 2-10-4 及び表 2-11-5 示す。

なお、許容中断時間を把握して、業務遅延による社会的影響等が最小となるように、可能な限り業務の中断時間を短縮することを目指して「対応の目標時間」を検討する。

表 2-9-3 業務遅延による社会的影響等の度合い

影響の度合い	I	II	III	IV	V
対象とする業務が遅延することの影響内容	業務遅延による影響はわずかにとどまる。 ほとんど人は影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲である。	業務遅延による影響は若干発生する。 大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲である。	業務遅延による影響は発生する。 社会的な批判が一部で生じるが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲である。	業務遅延による影響は相当発生する。 社会的な批判が発生し、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外である。	業務遅延による甚大な影響が発生する。 大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外である。

参照：「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」（内閣府、平成19年6月）

表 2-104 社会的影響等の度合いと許容中断時間の検討例（本庁）

No.	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	影響度合いによる許容中断時間										
				0 時 間	3 時 間	6 時 間	12 時 間	24 時 間	3 日	7 日	10 日	14 日	30 日	
1	職員等の安否確認	・職員等の参集状況及び安否確認。	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V
2	下水道対策本部の立上げ	・本庁舎の被害状況を確認。 ・下水道対策本部を立上げ、県に被害の第一報。 ・民間企業等への連絡体制を確保。	本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V
3	処理場との連絡調整 (※1)	・処理場の参集人員、被害の概要を把握。 ・その後、参集状況や被害状況から人員、資機材等を手配。 ・必要に応じ、災害用トイレからのし尿受入れを要請。	本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障。	II	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V
4	被害状況等の情報収集 (※1)	・他部局や住民等からの被害情報を収集整理 ・個別住民からの問合せ対応	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。	II	→	III	→	→	IV	→	V	V	V	V
5	関連行政部局との連絡調整 (※1)	・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施を検討。 ・市災害対策支援本部や県（下水道）へ被害概況等を連絡。 ・緊急点検・調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局や道路部局と協議。 ・避難所のトイレ機能確保に関する調整。	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達遅れにより、機能回復に支障。	II	→	III	→	→	IV	→	V	V	V	V
6	緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	II	→	III	→	→	IV	→	V	V	V	V
7	緊急調査	・重要な幹線等の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題が発生。	II	→	III	→	→	→	IV	→	V	V	V
8	緊急措置	・汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置。 ・緊急輸送路の交通障害の解消。	汚水溢水の解消の遅れにより、疫病発生拡大や緊急対応の遅れが懸念。	III	→	→	→	→	→	IV	→	V	V	V
9	支援要請及び受援体制の整備	・都道府県や協定先自治体等に支援要請（人・物等）。 ・受入場所（作業スペース・資機材等の保管場所等）を確保。	支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。	I	→	→	II	→	III	→	→	→	IV	V
10	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。 ・一次調査結果の整理。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	I	→	→	II	→	III	→	→	→	IV	V
11	応急復旧	・被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	汚水溢水による疫病発生拡大が懸念。	I	→	→	II	→	III	→	→	→	→	IV ~ V
12	浸水被害の防除	・降雨時に浸水被害が懸念される場所に排水ポンプ等を設置。	浸水被害により、住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	特定状況に応じて対応										

○本表は、参考例である。下水道BCPの策定にあたっては、各地方公共団体が、地域特性に応じて、各優先実施業務の社会的影響の度合いを考慮し、許容中断時間を把握する。

（例）No.1の業務の場合

- ・業務完了に発災後6時間ぐらいかかると社会的影響が相当発生する（影響度合いIV）。
- ・発災後3時間程度であれば、社会的影響は発生するが、過半の人は許容可能な範囲である（影響度合いIII）。
- ・以上より、許容中断時間は概ね3時間から6時間程度と把握される。

（※1）：段階的に対応する業務である。表は、発災後の最初の対応が遅延した場合の影響を記載。以降、1回/日程度で実施。

表 2-11 社会的影響等の度合いと許容中断時間の検討例（処理場）

No.	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	影響度合いによる許容中断時間											
				0 時 間	3 時 間	6 時 間	12 時 間	24 時 間	3 日	7 日	10 日	14 日	30 日		
1	職員等の安否確認	・職員等の参集状況及び安否確認。	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	
2	処理場災害対策室の立上げ	・管理棟等の被害状況を確認。 ・処理場災害対策室を立上げ、本庁に被害の第一報。 ・民間企業等への連絡体制を確保。	対策室立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	
3	本庁との連絡調整（※1）	・職員等の参集状況や把握可能な範囲での被害状況を本庁へ報告。 ・その後、調査復旧等に関わる人員や資機材等を要請。 ・応急復旧の実施への判断。	本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障。	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	
4	緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に伴うポンプ場及び処理場の点検を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	II	III	→	→	IV	→	V	V	V	V	V	
5	緊急調査	・重大な機能障害を与える可能性があるポンプ場施設、処理場各施設の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより汚水溢水及び未処理下水の流出放置等、公衆衛生上の問題が発生。	II	III	→	→	→	IV	→	V	V	V	V	
6	緊急措置	二次災害の防止	・危険物（塩素ガス等）の漏洩に対し緊急措置を実施。	重大な二次災害が発生した場合、行政への不信、不満が増長。	II	III	→	→	IV	→	V	V	V	V	
		処理機能の回復	・塩素滅菌により消毒処理等、最低限の消毒機能等を確保。	未処理下水が流出した場合には、水域汚染が発生し、生態系へ影響。	II	III	→	→	→	IV	→	V	V	V	
		汚水溢水の解消	・ポンプ場の被災が原因で、汚水が溢水している場合、場内にて仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される。行政への不信、不満が増長。	II	III	→	→	→	→	IV	→	V	V	
7	仮設トイレのし尿受入れ	・避難所に設置される仮設トイレからのし尿を処理場にて受入れ、処理。	仮設トイレのし尿を定期的に収集できない状況が続く場合、避難者への健康被害につながるおそれ。	II	III	→	→	→	→	IV	V	V	V		
8	一次調査	・処理場の最小限の機能回復を目指すための情報を得るための調査を実施。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	I	→	→	→	II	→	III	→	→	→	IV	V
9	応急復旧	<汚水ポンプ場> ・汚水ポンプ場の被災に伴い汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	溢水による疫病発生の拡大が懸念される。行政への不信、不満が増長。	I	→	→	→	II	→	III	→	→	→	→	IV ~ V
		<雨水ポンプ場> ・雨水ポンプ場で応急復旧工事を実施。	降雨時に浸水リスクが著しく高まり、住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	I	→	→	→	II	→	III	→	→	→	→	IV ~ V
		<処理場> ・放流水域の水質保全に対応するため、段階的に処理機能を回復する応急復旧工事を実施。	未処理下水が流出した場合には、水域汚染が発生し、生態系へ影響。	I	→	→	→	II	→	III	→	→	→	→	→
10	未被災の処理場等の運転管理	・未被災の処理場やポンプ場では平時から継続している運転管理を実施。	平時から実施している処理機能の継続が十分に行えず、公衆衛生上の問題が発生するおそれ。	III	→	→	→	IV	→	→	V	V	V	V	

○本表は、参考例である。下水道BCPの策定にあたっては、各地方公共団体が、地域特性に応じて、各優先実施業務の社会的影響の度合いを考慮し、許容中断時間を把握する。

（※1）：段階的に対応する業務である。表は、発災後の最初の対応が遅延した場合の影響を記載。以降、1回/日程度で実施。

§ 1 4 § 1 2 対応の目標時間の決定

優先実施業務を完了するため~~に~~に不可欠なリソースへの被害・影響、「許容中断時間」を踏まえ、~~下水道BCP策定完了までに、確実に実行可能な事前対策を考慮し~~、「対応の目標時間」を決定する。また、必要なリソースの補完や優先実施業務の精査を行い「対応の目標時間」を短縮していくことを検討する。

【作成例】 限 P3-2.1 網 P3-2.1、P39-6.3、P41-6.4

作成例確定後に修正

【解説】

1) 対応の目標時間の決定

選定された各優先実施業務（候補）の中から、その業務が「許容中断時間」までに完了できるかの検討を行い、「対応の目標時間」を決定する。

「対応の目標時間」を決定するには、各優先実施業務の実施プロセスを分析し、優先実施業務に必要なリソースを設定する。なお、この検討において、必要となるリソースは、人員、車両、資機材など様々である。

その後、現有リソースへの被害（~~第2節 § 1 1 § 9~~被害想定に基づくリソースの把握）をもとに、リソースの制約がどの程度生じるかを分析し、下水道BCP検討時点における「現状で可能な対応の時間」を推定し、「許容中断時間」とのギャップを確認する。

「現状で可能な対応時間」は、被災の状況等に応じ、活用可能なリソースが異なるため、許容中断時間と同様、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があるが、双方を比較することで、時間のギャップを確認することができる。

「現状で可能な対応時間」が「許容中断時間」に収まっていない場合や、収まっていても更に時間を早めることが望まれる場合には、「現状で可能な対応時間」を早める様々な事前対策（第4章 事前対策計画 参照）の中から、下水道BCP策定完了時点までに実行した事前対策を考慮して、下水道BCPの責任者が「対応の目標時間」を決定し、その後の継続的な改善により「対応の目標時間」を更に早めていくことが重要である（~~図 2-1 1 9~~参照）。

対応の目標時間を検討する際のイメージを~~図 2-1 2 9~~に示す。また、過去の調査復旧事例から参考となる原単位を~~表 2-1 2 6~~に示す。

「現状で可能な対応時間」が「許容中断時間」に収まっていない場合の対応（リソースを見直さない場合）

遅延による影響を低減する措置を講じるとともに、その他の優先実施業務の目標時間を延伸させる必要がある。影響の度合い（~~§ 1 3 表 2-9~~参照）が相対的に低い業務を対象として「対応の目標時間」を遅らせることを検討する。ただし、その結果として設定される目標時間は暫定的なものであり、必要な事前対策を検討し、対応の目標時間を短縮できるように努めることが必要である。

「現状で可能な対応時間」が「許容中断時間」に収まっていない場合、または、収まっても更に時間を早めることが望まれる場合（リソースを見直す場合）

各優先実施業務の実施に必要なリソースと、被災時に活用可能なリソースのギャップを確認し、受援体制の構築や民間企業等との協定締結などの事前対策を行うことで「対応の目標時間」を早めることが可能となる。

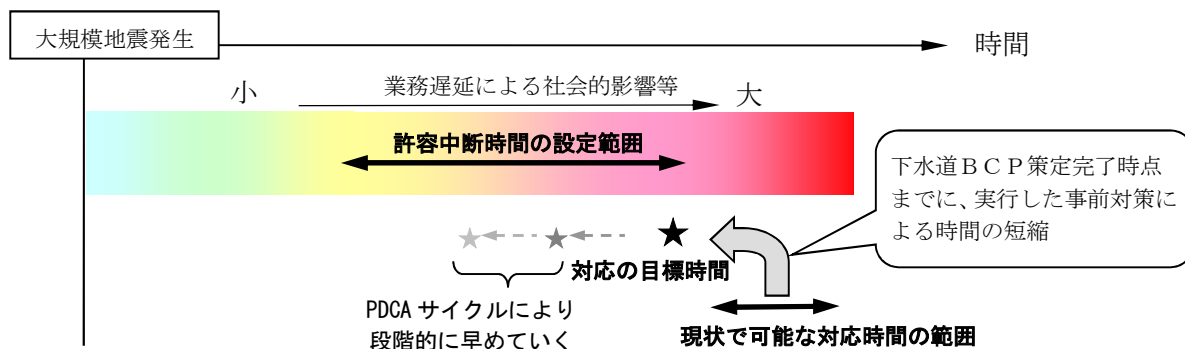


図 2-11 許容中断時間・現状で可能な対応時間・対応の目標時間の関係

【熊本地震の例】

下水道BCPで対応の目標時間を定めていたものの、被災時に下水道職員が下水道以外の業務（上水道断水における給水作業、避難所開設、支援物資の運搬等）の対応に追われ、計画通りに行動できなかった地方公共団体もあった。そのため、「現状で可能な対応時間」の推定に当たっては、地域防災計画等との業務調整や、実際に活用可能なリソースを整理して、現実的な設定を行う必要がある。

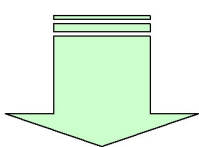
○現状で可能な対応時間の推定（下水道BCP検討時点）

業務	業務量	原単位	班編成 (人/班)	必要人工 (人日)	発災後の経過時間										
					3時間	6時間	12時間	1日	3日	7日	10日	14日	30日		
市職員 他からの支援人員 計					0	4	4	4	5	5	10	10	10	10	
緊急点検				2				(2人)	(2人)						
被害状況の 情報収集と情報発信				1				(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)		
緊急調査	90 km	33 km/日/班	4	11				(4人)	(4人)						
一次調査	463 km	9 km/日/班	4	206						(2班)	(2班)	(2班)			

凡例

- 許容中断時間
- 現状で可能な対応時間
- 業務開始時間
- 業務実施期間

許容中断時間内に業務が完了できない。



下水道BCP策定までに実行可能な事前対策により業務完了時期を早める

○対応の目標時間の決定（下水道BCP策定時点）

業務	業務量	原単位	班編成 (人/班)	必要人工 (人日)	発災後の経過時間										
					3時間	6時間	12時間	1日	3日	7日	10日	14日	30日		
市職員 他からの支援人員 計					0	4	4	4	5	5	10	10	10	10	
緊急点検				2				(2人)	(2人)						
被害状況の 情報収集と情報発信				1				(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)		
緊急調査	90 km	33 km/日/班	4	11				(4人)	(4人)						
一次調査	463 km	9 km/日/班	4	206						(6班)	(6班)	(6班)			

凡例

- 許容中断時間
- ◆ 対応の目標時間
- 業務開始時間
- 業務実施期間

支援協定の見直しにより許容中断時間内に業務完了する。

5日目より作業開始

206人日÷24人≒9日(5日目～13日目)

※ 上表を整理することにより、以下のようなメリットがある。

- ・ 具体的に個々の職員をイメージした対応手順が検討可能。
- ・ 優先実施業務を開始すべき時間が判断可能。

(「一次調査」業務の場合、5日目から対応すれば、許容中断時間内に業務が完了。)

図 2-12 「対応の目標時間」の整理（イメージ）

表 2-12-6 業務の原単位の例

施設	業務	原単位	参考文献	
管路 施設	緊急調査	約 33km/班・日	※1	
	緊急措置（仮設ポンプ設置）	約 36m/基	※2	
	一次調査	約 8～9km/班・日（1 班当り 4～5 名）	※3	
	二次調査	管きょカメラ調査		約 100～300m/班・日（1 班当り 4～5 名）
		マンホール調査		約 20ヶ所/班・日（1 班当り 4～5 名）
<p>○本表は参考例である。各地方公共団体にて原単位を設定している場合は、それらを活用する。</p> <p>注）東日本大震災における津波被災地での管路調査の実績は、本マニュアル策定時点では整理できていない。なお、調査に当たっては瓦礫の撤去や、高台への移転などを考慮し、計画する必要がある。</p> <p>※1：阪神・淡路大震災調査報告ライフライン施設の被害と復旧/阪神・淡路大震災調査報告編集委員会</p> <p>※2：下水道地震対策技術検討委員会報告書（平成 20 年 10 月）/下水道地震対策技術検討委員会より 新潟県中越沖地震における柏崎市の被災事例より機能支障延長 1.89km に対し仮設ポンプ 52 台を設置。</p> <p>※3：ライフライン下水道の復旧を急げ!!新潟県中越地震=100 日間の闘い= /（社）日本下水道協会</p>				

2) 対応の目標時間の公表

行政のBCPでは、主要な優先実施業務の「対応の目標時間」を公表することが想定される。

そして、この「対応の目標時間」が、民間企業等の他のBCPの前提条件になるので、想定外の事態が生じない限り「対応の目標時間」は十分達成可能なものにしなければならない。
(※)

公表を前提に「対応の目標時間」を検討する際、社会的な批判に耐えられないという懸念から、下水道BCP策定時点までの事前対策の実現性を考慮せず、現実的に達成不可能な「対応の目標時間」を決めてしまうことは避けなければならない。

なお、「許容中断時間」はBCPの検討において必要なものであり、公表については地方公共団体の判断による。一方、地震発生時には、実際の被害状況を踏まえ、優先実施業務が完了できる目処の時間を公表することが多い。

(※)「対応の目標時間」を示す際に併せて、事前対策の計画的な実施により将来の「対応の目標時間」をここまで短くしていきますというメッセージを出すことも想定されるが、その場合には、「対応の目標時間」を短縮させるために必要な事前対策が確実に実行できる内容を十分に確認する必要がある。

第3章 非常時対応計画

§ 15 ~~§ 14~~ 非常時対応計画の整理

「第2章 業務継続の検討」を踏まえ、優先実施業務を行うための対応の手順について、時系列にできる限り具体的に整理する。

【作成例】 (限) P10-3、P11-3.1~P15-3.2

作成例確定後に修正

(網) P14-3、P15-3.1~P15-3.2

【解説】

1) 非常時対応計画の整理

非常時対応計画は、確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順（行動内容）を、津波の有無や発災の時間帯等（勤務時間内と夜間休日（勤務時間外））に分けて、時系列にできる限り具体的に整理し、記載するものである。対応手順は、各対応の開始時間が早いものから順に整理し、業務開始時間及び「§ 14 対応の目標時間の決定」で決定した「対応の目標時間」及び業務開始時間を記載する。また、参照文書類として、各対応内容についてのマニュアル、チェックリスト、連絡先リストなどを記載しておくことで、被災時のスムーズな対応をすることができる。連絡先リストの作成にあたっては、優先実施業務と関連付けて整理することにより、連絡調整の優先順位も明確にすることが可能となる。

また、非常時対応計画は、具体的な対応手順を想定するものであることから、下水道BCPの策定単位よりさらに細分化し、実際に非常時の対応を行う組織レベル（対応場所別：本庁、処理場等、業務内容別：調査班、応急復旧班等）で作成することが有効である。

本庁での非常時対応手順（勤務時間内に想定地震が発生した場合）について、【作成例】から抜粋したものを表 3-1 に示す。また、過去の東日本大震災における地方公共団体自治体等の対応事例を参考資料 9-7 に示す。

2) 非常時対応計画を整理する際の留意点

① 特定状況への対応について

非常時対応計画手順は、被害想定にもとづく発災後の標準的な行動内容を示すものである。しかし、発災後は、大雨による浸水被害や暴風雪などの自然災害も予想される。等特定状況が発生した場合、多くのリソースを特定状況に対応する業務に配分することが想定され、その行動は標準的な行動内容と大きく異なる。

このような特定状況への対応手順についても、対応を検討することが望ましいが、特定状況の発生時期や、発生した場合の影響度合いによって、その対応が大きく異なる。ため、このような場合においても、速やかに判断できるよう、特定状況の発生を確認する時期や、発生時の概略の対応内容を予め整理しておくことが重要である。

② 非常時対応計画における参照文書類の整理等

各行動内容を補足する参照文書類として、「§ 7 災害時の体制と現有リソース等の設定」における文書や、個々の業務対応マニュアル（各担当班等にて、非常時における対応が円滑かつ的確に行えるよう詳細な対応手順等を記載したもの。）を整理する。これらは、発災後の行動や、被災状況に応じて行うべき行動の判断などに活用できるよう、すぐに確認できる状態にしておくことが望ましく、必要に応じて携帯することや、自宅にも備える等も有効である。

【マンホール蓋開閉マニュアルの例】

マンホールふた開閉手順（開閉手順A）

【ふた表面・裏面形状】 ※正式な開閉手順書があるものはメーカー情報に基づき記載し、無いものについては自治体情報に基づき記載した。



○ パール穴 □ こじり穴

メインパール穴

【ふた開閉専用パール形状】



【準備品】



- プラスチックハンマー
こじり穴やパール穴の土砂除去に使用。ふたと受枠が固着している際に使用する。
- マイナスイソプロパネ
こじり穴やパール穴の土砂除去に使用する。
- へら
ふたや受枠周囲の土砂等の清掃に使用する。
- ツェス
ふたを閉める前にふたや受枠周囲の清掃に使用する。

【ふたの開け方】

- ① 食い込み解除用パール先端をこじり穴に挿入する。（こじり穴があるタイプのみ）
- ② ふたと受枠を縁切れさせる。
- ③ 開閉用パール先端をパール穴に挿入する。（タイプ9、10・2箇所挿入）
- ④ 開閉用パール先端を90度回転させる。（タイプ10、11:回転なし）
- ⑤ ふたを少し持ち上げて引きだすorふたを持ち上げる。

※ふたと受枠が固着している場合は、ふた周囲をプラスチックハンマー等でふたを縁切れさせる。

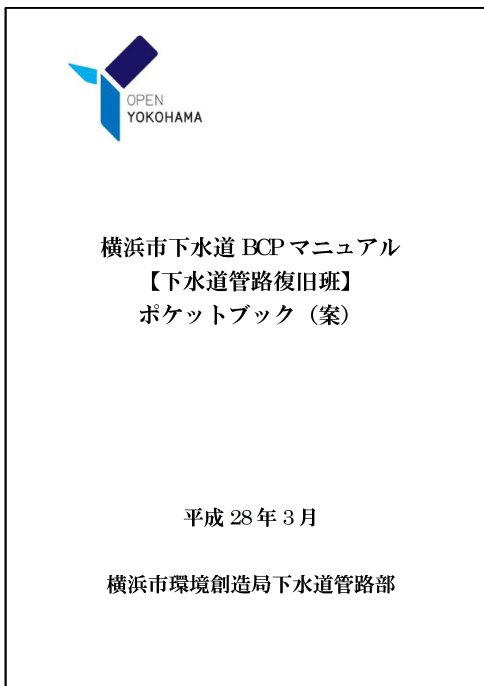
【ふたの閉め方】

- ① 開閉用パール先端をパール穴に挿入し、先端を90度回転させる。（タイプ9、10・2箇所挿入）
- ② ふたをズラして受枠に引き込むorふたを持ち上げ、受枠に押し込む。

※ふたを閉めた後はふたのガタツキやふたと受枠の段差がないことを確認する。

資料提供：（公財）日本下水道新技術機構

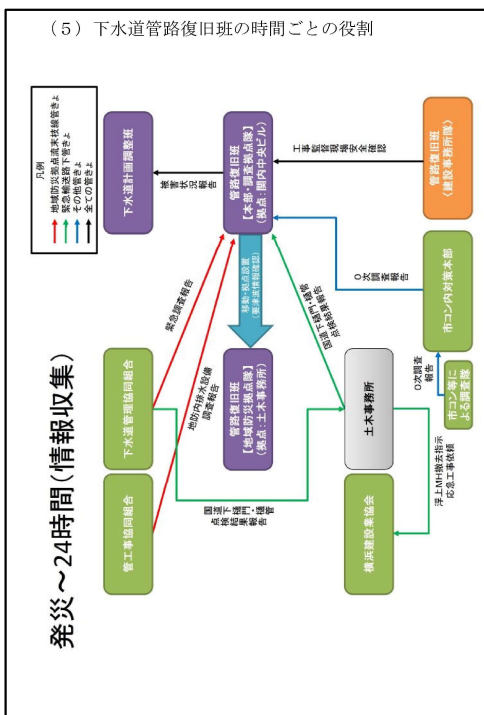
【横浜市下水道 BCP マニュアル ポケットブック (A6 版) の例】



目次

- 1 基本方針 1
 - (1) 趣旨と目的 1
 - (2) 対象管路延長 (被害想定) 2
 - (3) 適用範囲 3
 - (4) 参集 4
- 2 非常時組織 6
 - (1) 環境創造局内の組織・指揮系統と情報の流れ 6
 - (2) 非常時設置班の主な業務 8
- 3 点検・調査全般 12
 - (1) 点検・調査等の分類 12
 - (2) 調査・作業フロー 14
 - (3) 各作業のタイムライン 15
 - (4) 各作業の目的・内容・留意点 26
 - (5) 下水道管路復旧班の時間ごとの役割 26
- 4 各調査 30
 - (1) 緊急調査 30
 - (2) 0次調査 34
 - (3) 一次調査 38
 - (4) 二次調査 45

巻末資料
 ・調査拠点案内図
 ・地域防災拠点一覧表
 ・連絡先一覧表



資料提供：横浜市環境創造局

表 3-1 本庁での非常時対応手順（勤務時間内に想定地震が発生した場合）の例（抜粋）

時間（※1）	（標準的な）行動内容	参照文書類（※2）
直後	<p>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 屋外避難が必要ない場合、来訪者を〇〇へ誘導。 	2.5.1 避難誘導方法
直後	<p>在庁職員の安否確認</p> <p>・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。</p>	2.5.3 職員リスト
直後	<p>職員の安否連絡（不在職員等）</p> <p>・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。</p> <p>・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。</p> <p>・担当者は不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否を確認。</p> <p>・不在職員等（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。</p>	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
〇〇時間	<p>災害対応拠点の安全点検</p> <p>・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。</p> <p>・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。</p>	2.6 被害状況の把握（チェックリスト）
〇〇時間	<p>処理場との連絡調整（1）</p> <p>・処理場の職員等の安否、処理場・ポンプ場施設被害概要を把握。</p>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
〇〃3時間	<p>下水道対策本部立上げ</p> <p>・下水道対策本部の立上げ。</p> <p>・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。</p> <p>・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。</p> <p>・下水道対策本部の立上げ、体制確保。</p> <p>・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。</p> <p>・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況などの速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。</p>	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
〇〇時間	<p>データ類の保護</p> <p>・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動させる。</p> <p>・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼。</p>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
〇〇時間	<p>不在職員等の要員把握</p> <p>・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。</p>	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
〇〇時間	<p>災害対策本部への初動連絡</p> <p>・災害対策本部へ対応体制や、既に判っている被害の概況などを報告。</p>	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
〇〃6時間 以降 随時実施	<p>処理場との連絡調整（発災直後2）</p> <p>・処理場の職員等の安否、施設被害の概要を把握。</p> <p>・処理場・ポンプ場施設の被害状況等を確認。</p> <p>・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。</p> <p>被害状況等の情報収集</p> <p>・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。</p> <p>・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。</p>	・住民問い合わせに関するマニュアル ・市指定排水設備業者リスト
〇〇時間	<p>降雨予報の確認（以降、随時実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。 	
〇〇時間	<p>関連行政部局市災害対策本部との連絡調整</p> <p>・関連行政部局（防災、環境、水道等）との協力体制の確認。</p> <p>・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡。 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※1)	(標準的な) 行動内容	参照文書類 (※2)
	・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整。	
〇時間	処理場との連絡調整(当日) ・処理場施設の被害状況を確認	
～〇6時間	県へ被害概況等を連絡 ・県(下水道)へ被害概況等を連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	データ類の保護 ・台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整(1) ・関連行政部局(上水道部局、道路部局等)との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局(上水道部局、道路部局等)との共同点検調査の実施方針を調整。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
〇時間 ～〇2日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を取り決める。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	緊急点検に関するマニュアル
	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	避難所等のトイレ機能の確保 ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認。(使用可否、復旧見込みなど) ・避難所等における水洗トイレ機能確保(マンホールトイレを含む)に向けた関連行政部局との対応協議、調整、実施。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3日	緊急措置(被害がある場合) 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している資機材(仮設ポンプ、仮設配管等)により、溢水解消。 ・市で対応できない(職員、資機材等の不足)場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・関連部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
〇日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認	
・・・	・・・	
	▶ 【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。 ・大雨注意報発令から〇時間まで 把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・大雨注意報発令から〇時間まで 浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・大雨注意報発令から〇時間まで 排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を〇〇会社、国交省〇〇事務所に要請。	地域防災計画(風水害編)、水害に関する緊急対応マニュアル

(※1)：完了時間は、「対応の目標時間」を示す。

(※2)：参照文書類で示した各項目は、「必要な項目が網羅された下水道 BCP の~~作成例~~」を参照。

第4章 事前対策計画

第1節 事前対策の概要

§ 16-1-5 事前対策

「対応の目標時間」又は「現状で可能な対応時間」を早めるための対策として事前対策を整理する。

【作成例】 ⑧ P19-4.1～P21-4.2 ⑨ P23-4.1、P28-4.7

作成例確定後に修正

【解説】

事前対策は、下水道施設の耐震化、~~耐~~津波対策、災害対応拠点における要員の確保、~~事務用器具等~~器具の固定、資機材の備蓄・調達、各種協定の締結や強化など、下水道機能の継続・回復を図るために必要な対策をリストアップし、実施予定時期等を明確にし、整理する（表 4-1 参照）。

事前対策については、可能なものから速やかに実施していくことが重要であるが、下水道施設の耐震化についても、発災後に対応すべき業務量を減少させ、「対応の目標時間」を早めるために有効な対策であるため、計画的にこれを実施していく必要がある。

東日本大震災や熊本地震における各地方公共団体等の~~で~~上手く対応した事例や熊本地震に係る関連通知・事務連絡の一覧を参考資料 10-9に、関連団体の活動事例を参考資料 11-8に示す。

なお、関連行政部局との調整による対策や、全庁で検討する対策等の必要な検討事項も整理し、それらの課題を他部局と調整していくことにより、地方公共団体全体のBCP策定への機運が高まり、地域全体の防災対応力が向上することが期待できる。

表 4-1 事前対策の例

実施予定時期	事前対策内容
半年以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民等への情報提供や協力要請の準備としてチラシ等を作成 ➤ 仮設ポンプ等の調達先の確保及び備蓄 ➤ 資機材等を高層階へ移動
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上水道部局との共同点検調査の実施体制を構築 ➤ 他の地方公共団体との支援ルールの見直し ➤ 民間企業等との協定の締結・見直し
3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ ➤ 大規模災害に備えた非常用燃料入手先ルートの構築
5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 処理場管理棟の耐震補強、 ➤ ポンプ場の耐震補強 ➤ 重要な幹線等（避難所等の下流や緊急輸送路下等）の耐震化 ➤ 処理場施設の耐津波対策

第2節 事前対策の例

§ 17-§ 16 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ

発災後の調査、応急復旧等にあたっては、下水道施設の図面等が必要となるため、下水道台帳等を整備するとともに、被災しても台帳等が必ず使用できるようバックアップを行う。

- (1) 下水道台帳等の整備
- (2) 下水道台帳等のバックアップ

【作成例】 ⑧ P21-6. 1. 1 ⑨ P23-4. 1、P35-6. 1. 4

作成例確定後に修正

【解説】

(1) 下水道台帳等の整備

1) 共通事項

発災後の調査、応急復旧等にあたっては、平時の維持管理等で使用している下水道施設一般図、下水道台帳、設備台帳等を活用するため、事前にこれらを整備しておく必要がある。

下水道台帳の整備にあたっては、調査時に混乱が生じないように、平常時から、路線番号やマンホール番号等を正確に設定することや、目印となる主要な施設等を付記（現地の地理等に不慣れな支援者が使用することも想定される。）しておくことよい。

また、優先度が高い路線や、マンホールポンプ、水管橋等の比較的被害が判明しやすい施設の場所を示した図等を事前に整備することも必要である。

2) 支援者への資料提供

被災時の調査、応急復旧等にあたって、支援を受け入れる場合、下水道台帳（紙ベースを複数用意）を資料提供する必要がある。また、複数の班で調査を実施する場合は、一定期間ごと（毎朝等）に進捗状況を整理して情報提供することよい。

【熊本地震の例】

熊本市では、下水道台帳を活用して、日中の一次調査の結果と住民からの問合せの情報を夜間に整理し、前日までの調査進捗状況等の情報を支援者（各調査班）に毎朝提供していた。

(2) 下水道台帳等のバックアップ

1) 保管方法

重要情報の保管方法には、印刷製本保管・イメージデータ保管及び中間ファイル保管(互換性があるCADデータ等)等が考えられる。データとして保管する場合には、特殊なシステムを要しない方法で保管することが望ましい。

なお、いずれの方法も定期的にデータを更新する必要がある。

2) 保管場所

リスク分散という意味では、同一被災を受けない場所に保管する必要があるが、発災直後の使用を考慮すると、できる限り災害対応拠点の近くで耐震性を有する保管場所を確保することが望ましい。保管場所の例としては、以下のものが考えられる。

- ① 当該都市内の公共施設の中に他部局と共同で保管場所を設ける。
- ② 耐震化済みの建物の中に保管場所を設ける。
- ③ 支援関係にあるブロック内の他の地方公共団体自治体と相互保管する。
- ④ 台帳整備業者等に保管を委託する。
- ⑤ その他、データ保管サービスを利用する。

表 4-2 地方公共団体外部でのデータ保管サービスの例

団体名	データ等の種類	条件等	備考
(公社) 日本下水道協会 http://www.gesui-saigai.jp/	下水道台帳	無償 (支援者への情報提供など)	平成30年度 開設予定※
(公社) 日本下水道管路管理業協会 http://www.jascoma.com	下水道台帳	無償 (災害復旧支援協定締結)	
(一社) 下水道管路データバンク http://www.gesui-databank.or.jp/	下水道台帳	無償	

※参考資料16 「災害時支援関係情報」の活用 参照

§ 18 § 17 資機材の確保（備蓄及び調達）

優先実施業務を行うために必要な資機材を確保する。

- (1) 調査及び応急復旧用資機材の確保
- (2) 情報伝達用機器の整備
- (3) 食料、飲料水等の生活必需品の確保

【作成例】 限 — 網 P12-2.8、P13-2.9、P23-4.1

作成例確定後に修正

【解説】

(1) 調査及び応急復旧用資機材の確保

- 1) 発災後の調査、応急復旧等に必要な資機材を確保しておく。発災後、直ちに使用可能となるよう保管場所を定めておくとともに、備蓄資機材名と数量を把握しておき、適宜、保管状況を確認する。また、リスト化することで、確実な状況確認や支援を受け入れる際の提供情報として活用できる。

調査及び応急復旧用資機材の例を表4-3、4-4に示す。には、次のようなものが考えられる。なお、リスト化をする場合には、保管場所及び保管場所ごとの数量、資機材の仕様、最終確認年月日等を記載しておく。

- ①可搬式ポンプ
- ②可搬式発電機
- ③マンホール鍵
- ④小口径管類（各管種、ボルト、パッキング、継手等を含む。）
- ⑤電線類
- ⑥制御及び信号用ケーブル
- ⑦アングル、鋼板及び吊り金具
- ⑧セメント及び砂
- ⑨土のう袋
- ⑩マンホール蓋及び枠、ます蓋及び枠
- ⑪作業車
- ⑫汚泥吸引車
- ⑬燃料
- ⑭消毒剤等

表 4-3 調査及び応急復旧用資機材の例 (1/2)

分類	資材名	規格	適用
測量器具	トランシット		
	レベル		
	スタッフ		
	ポール		
	巻き尺		
記録連絡器具	デジタルカメラ	電池種別	
	ビデオカメラ		
	ビデオデッキ		
	黒板	チョーク含む	
	トランシーバ		
照明・排水機材	懐中電灯	単●乾電池×●本	
	投光器	●●V、●●W	
	発電機	●φ、●●V、●●kVA	
	キャブタイヤケーブル	●●sq、●芯、●●m _φ	
	水中ポンプ	口径●●mm、●●V、●●kVA	
	ホース（水中ポンプ用）	口径●●mm、●m	
車両関係	作業車両	●t ●人乗り	
	小型ダンプトラック		
	小型クレーン車		
	高圧洗浄車		
	汚泥吸引車		
	浚渫土砂運搬車		
	給水車		
	フォークリフト		
管調査	管内調査用 TV カメラ	本管用	
	管内調査用 TV カメラ	取付管用（簡易なタイプを含む）	
管・マンホール	マンホールキー	●タイプ	
使用機材	陶管カッター		
	高速切断機		
	ガス切断機		
	転圧用コブラ		
	チェーンソー		
	電動ハンマー		
	溶接機		
	空気呼吸器	予備ボンベ ●本	
	酸素マスク		
	酸素ボンベ		
	空気圧縮機		
	吸入用風管		
	送風機		
	はしご		
	命綱		
	複合ガス検知器		
	酸素濃度計		
保安機材	バリケード		
	カラーコーン		
	トラロープ		
	規制標識		
	スコップ		
	防水シート		

表 4-4 調査及び応急復旧用資機材の例 (2/2)

分類	資材名	規格	適用
保安機材	土のう袋、常温アスファルト		
作業基地等	テント		
設営資材	折りたたみ机 (会議テーブル)		
	折りたたみいす		
材料等	配管		管種別、口径毎
	ボルト		口径、長さ毎
	パッキング		口径毎
	継手		種別、口径毎
その他	緊急先リスト		
	下水道台帳 (コピー)		
	消毒剤	固形次亜	種別
	燃料携行缶	ガソリン用、●L	燃料種別
	ラジオ		
	健康保険証のコピー		
	カラスプレー電池バッテリー		
	携帯電話		
	Wi-Fi		

【熊本地震の例】

- 通信環境に関する事例

熊本地震の調査・復旧活動のデータ入力を行うため、支援者の多くはPCを持参してきていたが、セキュリティ上の問題やWi-Fi等のネットワーク環境が整備されていない等の課題が生じたため、事前に庁舎のネットワークを活用できるWi-Fi等の資機材を確保しておくことも重要である。

また、支援者等と頻繁に連絡を取る部署においては、“無線以外にも公用の携帯電話を準備しておく有効であると感じた。”という意見があった。

- 資機材不足の事例

熊本地震においては、緊急点検・調査時に、被害箇所カラーコーンを置いていたため、途中から不足になり、急きょ1000個以上のカラーコーンを確保する対応を取った。

そのため、大量に必要なおそれがあるが、平常時から備蓄しておくことが難しい資機材については、“緊急時でも対応が可能な調達ルートを確認しておく”ことも必要である。

【マンホールキー（ふた開閉専用パール）リスト】

マンホールキーの種類が複数ある場合、支援者が調査等を行うとき、あるいは支援に向かう時にどの先端形状のキーを持っていくとよいかをリスト化して整理しておくがよい。また、形状は多種多様であるため、図や写真等も活用して作成するとわかり易い。併せて、ふた開閉手順書（開閉マニュアル）を作成するとより効果的である。

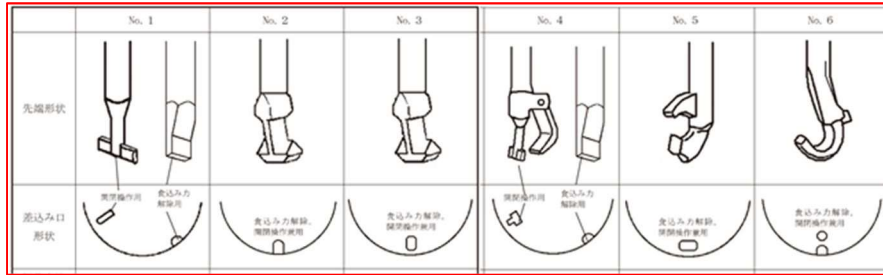


図 4-1 マンホールキーの一般的な種類

出典：次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル（（財）下水道新技術推進機構 2007年3月）

タイプNO	4 1	4 2
ふた表面 (凡例) ○ パール穴 ○ こじり穴		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> パール穴（角穴+$\sqrt{4k+7}$付）1箇所 こじり穴（角穴+$\sqrt{4k+7}$付）2箇所 ふた裏螺着方式 鍵付き（回転錠式） 支持構造：急勾配受け構造 	<ul style="list-style-type: none"> パール穴（角穴）1箇所 こじり穴3箇所 ふた裏螺着方式 鍵付き 支持構造：急勾配受け構造
ふた開閉専用パール形状	先端形状 	
	全体 	
ふた開閉手順	<p>【開け方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マイナスドライバーでゴムキャップを外す。 ② パール先端をパール穴に挿入する。 ③ パール先端を90度回転させる。 ④ ふたの食い込みを解除する。 ⑤ ふたが高く持ち上がるまで、左旋回する。 ⑥ ふたを旋回or回転により開放する。 <p>※ふたと受枠が固着している場合は、ふた外周部をプラスチックハンマー等でたたき、緩切れをさせる。</p> <p>【閉め方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① パール先端をパール穴に挿入（先端90度回転）し、旋回する。 ② ふたを螺着側に押し込む。 <p>※ふたと受枠前面の土砂等を取り除いてふたを閉める。また、ふたを閉めた後はふたのガタツキやふたと受枠の段差がないことを確認する。</p>	<p>【開け方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食い込み解除用パール先端をこじり穴に挿入する。 ② ふたの食い込みを解除する。 ③ 錠部をマイナスドライバーで持ち上げる。 ④ 錠部を開閉用パール先端ではさみ、持ち上げる。 ⑤ ふたを少し持ち上げて引き出す。 ⑥ ふたを旋回or回転により開放する。 <p>※ふたと受枠が固着している場合は、ふた外周部をプラスチックハンマー等でたたき、緩切れをさせる。</p> <p>【閉め方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 錠部を開閉用パール先端ではさみ、持ち上げる。 ② ふたを螺着側に押し込む。 <p>※ふたと受枠前面の土砂等を取り除いてふたを閉める。また、ふたを閉めた後はふたのガタツキやふたと受枠の段差がないことを確認する。</p>
ふた開閉手順	開閉手順K	開閉手順L

図 4-2 写真を使ったマンホールキーリストの例

2) 資機材は、下水道施設の耐震化状況やライフラインの長期的な被害を考慮し、計画的に確保する必要がある。下水道部局以外と共用で確保している場合は、発災時に不足や混乱が起きないように、あらかじめ使用方法などを決めておくことよい。また、不測の事態に備え、~~場合によっては~~緊急時の資機材供給も含めて、民間業者と協定を結んでおくなど、~~複数の予め~~調達方法を確保して決めておくことも必要である。

~~なお、燃料の調達を下水道部局単独で行うことが困難な場合には、~~の調達に関しては、全庁的な取り組みとして、石油連盟、地域のガソリンスタンド等との協定を締結するなど、~~複数の調達方法を用意することが重要である。~~している場合も多い。その場合、担当部局と下水道部局としての利用可否や調達方法等をあらかじめ協議しておくことも必要である。なお、全庁的な取り組みをしていない場合は、地方公共団体内の担当部局と協定の締結等を協議するほか、必要に応じて下水道部局単独で行うことも検討する。

3) 発災後は、道路渋滞により移動が困難になることも予想されるため、調査先への移動手段や災害対応拠点と現場との連絡調整を迅速に行うための移動手段として自転車、バイクの確保も有効である。

【熊本地震の例】

熊本地震の調査・復旧活動では、狭小道路だけでなく被災家屋の倒壊など道路の障害物の影響もあり、作業車等について、軽自動車（バン）がよかったとの報告もある。また、下水道部局で災害時に使用できる公用車の情報（燃料種類、無線の有無等）をあらかじめリスト等に整理しておくことよい。

(2) 情報伝達用機器の整備

発災直後には、電話回線等の情報手段が途絶し、優先実施業務の実施に多大な影響を与える場合が多いため、情報伝達用の機器（衛星電話、携帯電話、無線、非常用電話等）を複数整備しておくことが重要である。

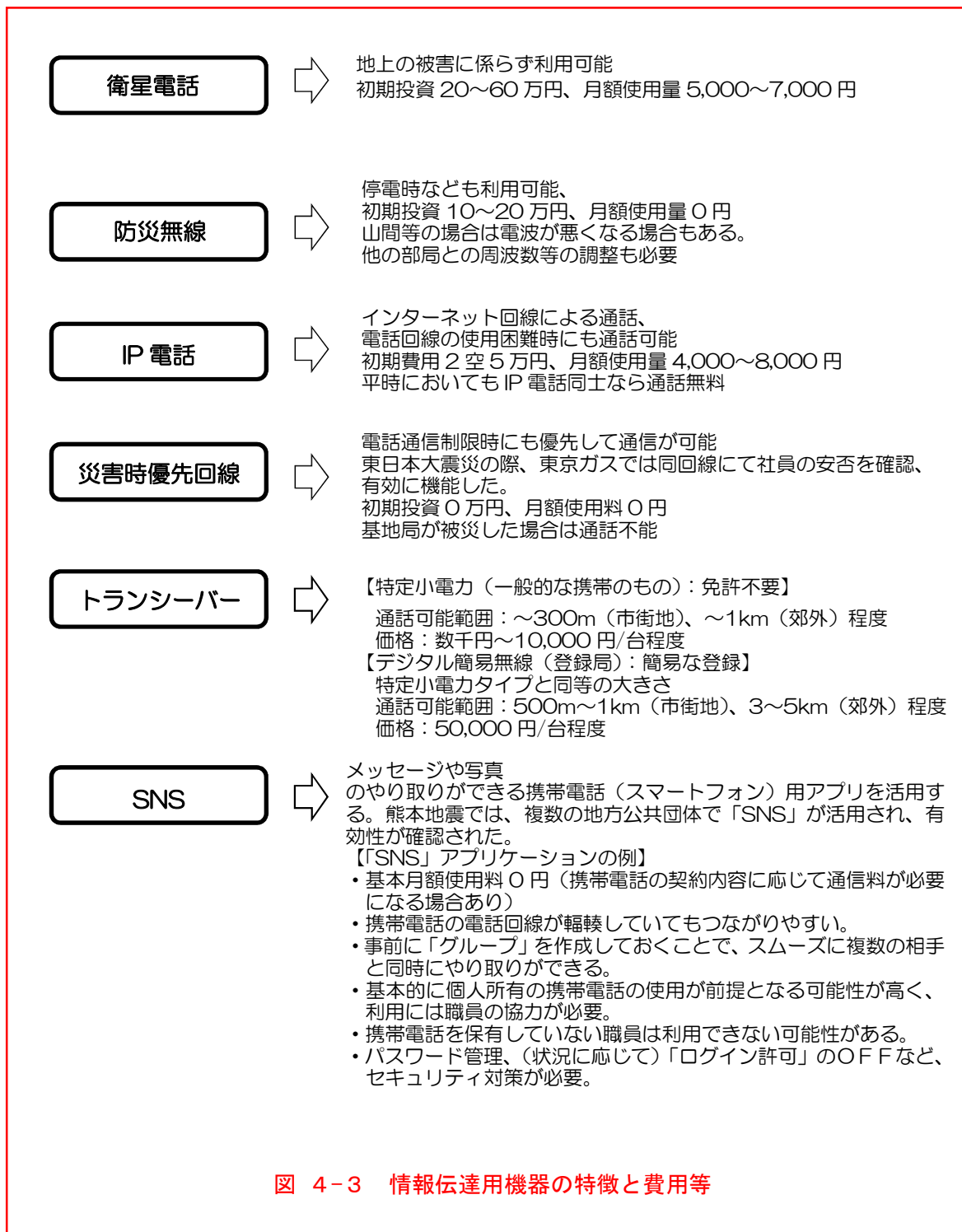


図 4-3 情報伝達用機器の特徴と費用等

また、これらにあげた情報伝達用機器以外に、災害の情報収集手段として、携帯性や電源の独立性の観点からラジオが必需品となる他、電源確保の必要性はあるものの、テレビ、インターネットも非常に有効である。下水道BCPでは、それらの保有台数を整理するとともに、これらの動作点検の実施方法についても定めておく。また、必要と考えられる使用時間に比べ、実際の使用可能時間が短い場合や、現状よりも、通信・情報収集手段の強化が必要と考えられる場合には、事前対策計画にて、予備電池・バッテリーの備蓄や機器そのものの導入をあげ、今後の対策として捉えておく。

(3) 食料、飲料水等の生活必需品の確保

大規模地震や津波の発生時には、救援物資が早急に届かない可能性もあるため。また、救援物資は避難者への配給を優先するため、下水道BCPにおいては、業務を遂行する職員等を対象とした食料、飲料水、災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ等備蓄できるもの）等の生活必需品は、数日間分を備蓄しておくことが重要である。なお、全庁BCP等において生活必需品の取り決めがある場合はそちらを優先する。

また、下水道施設が災害時避難場所等に設定されている場合は、職員用と避難者用を区別して備蓄、管理するのが望ましい。

【参考】

災害情報収集に有効なウェブサイトの例

- ・気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

地震情報、津波情報、天気関連の情報など。

- ・災害・防災情報（国土交通省）<http://www.mlit.go.jp/saigai/index.html>

国土交通省の災害情報を掲載。

- ・統合災害情報システム（DiMAPS）（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/saigai/dimaps/index.html>

道路・港湾情報など様々な情報を地図上に表示。

§ 19 ~~§ 18~~ 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

発災後の調査、応急復旧等を効率的に実施するため、関連行政部局との協力体制を確立する。

- (1) 関連行政部局とのリソースの配分に係わる調整
- (2) 上水道部局との暫定機能回復時間の調整
- (3) 放流先水域管理者との緊急放流に係わる調整
- (4) 流域下水道管理者と公共下水道管理者との調整
- (5) 災害用トイレを所管する部局との連携
- (6) 他の地下埋設物管理者との調整
- (7) 道路管理者等との調整
- (8) 下水道以外の汚水処理施設管理者との調整

【作成例】 (限) P3-2.1、P8-2.5.1、P19-4.1

作成例確定後に修正

(網) P3-2.1、P10-2.7.1、P25-4.2

【解説】

(1) 関連行政部局とのリソースの配分に係わる調整

地方公共団体内において、被災時の優先実施業務を効率的に実施するためには関連行政部局間でのリソースの有効活用が求められる。そのためには、地方公共団体としての優先実施業務において、下水道BCPに基づく優先実施業務の位置付けを明確にすることが必要である。そのうえで、各部局が保有する資機材の融通や、避難所等での住民受け入れ活動への下水道部局職員の一時的な派遣、同種の対応業務がある上水道部局や道路部局との共同点検調査の実施、緊急対策・工事の対応や情報の共有化等について、関連行政部局との事前の連携・調整が重要である。

【熊本地震の例】

下水道のリソースを十分に把握されていない状態で下水道業務以外の業務に対応したため、下水道の業務に遅延が生じた。そのため、それらの業務を踏まえたリソースを検討することが必要である。

(対応した業務)

- ・ 応急給水業務（上水道事業）
- ・ 避難所開設、運営業務
- ・ 救援物資の運搬

<関連行政部局とのリソース配分に係わる調整の留意事項>

上記の熊本地震の事例を踏まえ、下水道BCPに基づく優先実施業務を許容中断時間内に行うために必要不可欠なリソースをあらかじめ把握しておくことが重要である。たとえば、幹線道路の緊急点検など、優先順位の高い下水道施設の緊急点検・調査や応急対応の人員を確保しておくことも必要である。そのうえで全庁BCPに定められている災害時優先業務と下水道優先業務の整合をとり、業務に影響が生じないように、リソースの配分を調整することが必要となる。全庁BCPの策定にあたっては、全ての部局が参加するよう、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府（防災担当）」に記述されており、下水道部局として、積極的に全庁BCPの調整に関与することが望ましい。

リソース配分については図4-4に示すフローに従って調整することが可能である。まず、被害想定や地域防災計画等を考慮して、下水道部局のリソース（人・モノ）を把握する。例えば、地域防災計画等を考慮してリソース（人）を把握する際には、避難所運営や上水道業務の復旧に割かれるリソース（人）、すなわち、下水道部局の業務が実施できない人員を把握して、残っている人員が下水道部局の業務が実施できるリソース（人）となる。

また、これらを反映して非常時対応計画（素案）を作成した上で、許容中断時間内に優先実施業務が完了するかを確認する。許容中断時間内に優先実施業務が完了しない場合には、支援等によるリソースの確保について検討し、それでも許容中断時間を割り込む場合には、地域防災計画等や他部局との調整が必要となる。

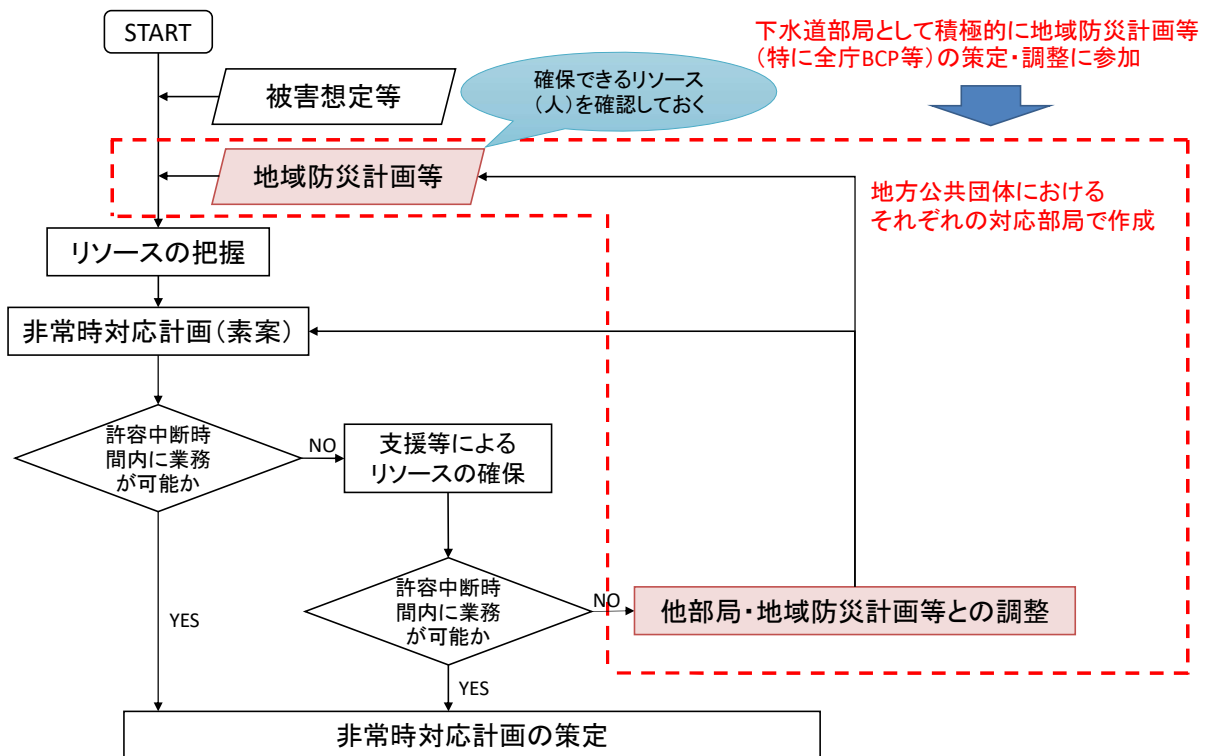


図 4-4 リソース配分の調整フロー例

(2) 上水道部局との暫定機能回復時間の調整

下水道施設に流入する水量は、雨水を除くと家庭等からの排水が主なものである。そのため、断水解消後においては、下水道施設に流入する水量も増え、その下流にある下水道施設の機能回復が遅れている場合には、汚水が管路施設から溢水する可能性もある。このように、下水道と上水道は密接に関係するので、上水道部局と連携して暫定機能を確保する時期を調整することが重要である。また、上水道通水開始時には下水道部局と連絡がとれる体制を構築しておくことも必要である。

被災した下水道施設の処理能力の確保（暫定復旧）時期の目安の一例として、地震発生からの日数と応急給水量の目安を表 4-5 に示す。

表 4-5 応急給水量の算出の目安

地震発生からの日数	目標水量	上水道の普及率（目安）※
地震発生～3 日まで	3L/人・日	約 1%
10 日	20L/人・日	約 8%
21 日	100L/人・日	約 40%
28 日	被災前給水量 (約 250L/人・日)	約 100%

※被災前の一人当たりの給水量と一人当たりの応急給水量の割合から算出

出典：「地震等緊急対応特別調査委員会応援体制検討小委員会 報告書（公社）日本水道協会」に加筆

(3) 放流先水域管理者との緊急放流に係わる調整

流下機能や処理機能が低下もしくは停止した場合、止むを得ず汚水を簡易沈殿・消毒処理した後、近傍水域へ緊急放流することが予想される。緊急放流に際しては水利権者、放流先水域管理者等との調整が必要となるため、発災後対応を円滑にできるよう、関連機関と緊急放流に係わる取り決めや協議を事前に実施しておくことが重要である。

(4) 流域下水道管理者と公共下水道管理者との調整

流域下水道施設が被災し、下水道施設の機能回復が遅れている場合には、接続する公共下水道から汚水が溢水する可能性がある。そのため、流域下水道管理者と公共下水道管理者は、被災状況や応急復旧の見通しについての情報共有・連携をすることが重要であるため、事前に両者間で申し合わせをしておくなど、被災時の対応をあらかじめ予め定めておくことが重要である。

なお、都道府県と市町村間での調整事項として、上記のほか支援要請の有無確認や支援者の割り振り、復旧のための調整等が考えられる。また、「(8) 下水道以外の汚水処理施設管理者との調整」も参照されたい。

(5) 災害用トイレを所管する部局との調整

災害用トイレの設置は、下水道部局以外が対応する事例が多いが、避難所等のトイレ機能の確保にあたり、下水道施設の復旧状況の情報提供、~~災害用トイレ~~~~マンホールトイレ~~の設置等、下水道部局ができることを積極的に行う必要がある。そのため、災害用トイレを所管する部局と連携し、避難所等の収容人数を踏まえた必要トイレ数を検討するとともに、災害用トイレの配備計画に基づきマンホールトイレの設置検討を行うことが重要である。

被災時のマンホールトイレの運用方法には、マンホール蓋の開閉作業や上部構造物の設置、撤去作業、また、洗浄水の確保、清掃や点検などの維持管理がある。行政部局、民間企業等や地域住民などこれらの役割分担を事前に決めておくことも必要である。

なお、下水道BCPと連携したマンホールトイレの整備・運用計画については、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）」において、“既に地域防災計画や下水道管理者が策定する下水道BCPにマンホールトイレの整備方針等が位置づけられている場合は、その内容に基づき方針を作成するなど、関係部局が連携し、マンホールトイレの整備推進を図ることが望まれる。一方で、まだ位置づけられていない場合は、先行的にマンホールトイレ整備の基本的な方針を作成し、地域防災計画や下水道BCP等の計画へ反映することが望ましい。”とされているので参照されたい。

表 4-6 マンホールトイレの設置・撤去の運用方法の例（国土交通省資料より）

災害時の対応部局	①下水道部局		②防災部局等		③地域住民
		民間を活用		民間を活用	
マンホールの蓋開け	実施	実施	実施	民間を活用	実施
上部構造物の設置・撤去	実施	協定を結んでいる民間が備蓄している上部構造物を民間が設置	実施	協定を結んでいる民間が備蓄している上部構造物を民間が設置	実施
洗浄水の確保	実施	実施	実施	実施	実施

(6) 他の地下埋設物管理者との調整

下水道の管路施設の近傍に他の地下埋設物が存在し、同時期に応急復旧等の工事を実施する場合には、他の地下埋設物管理者や道路管理者と調整し、同時に施工する等の効率化を図ることが必要である。そのためには、事前に関係者間で申し合わせをしておくなど、被災時の対応をあらかじめ決め定めておくことが重要である。

(7) 道路管理者等との調整

発災後に実施する緊急調査は、道路管理者等が実施する緊急調査と範囲や内容が重複する場合が多く、共同実施や分担することにより各々の作業負担の軽減が期待できる。また、被害状況の収集の方法として、道路管理者以外にも家屋の被害状況を調査する部局等も考えられる。そのため、相互に作業の内容や報告用のフォーマット等を把握し、調査の共同実施や分担についてあらかじめ取り決めておくことも有効である。ただし、発災後は、それぞれのリソースが当初計画以上に不足することも予想されるため、適宜確認し作業分担を調整していかなければならない。また、道路管理者と道路陥没の確認や応急対応の実施についてもあらかじめ取り決めておくことが重要である。

【熊本地震の例】

益城町では、震災直後に緊急対応しなければならなかったため緊急点検・調査及び応急復旧に係る作業分担の協議はせず、道路陥没等の道路通行に支障があるものについては道路管理者で応急復旧等の対応を実施し、汚水の溢水等については下水道課で対応した。

災害査定時には道路管理者、河川管理者、上水道管理者と二重採択防止に関する協議により、復旧範囲を決めた。

【熊本地震の例】

熊本市では、下水道管路施設に大きな損傷はなかったものの、管路埋設に起因していると思われる道路の陥没箇所が相当数あり、その応急対応を下水道で行った。限られたリソース（人）で効率的に作業を行うためには、恒久的な復旧も含めて道路陥没時の対応方法等を事前に協議しておくことよい。

(87) 下水道以外の汚水処理施設管理者との調整

し尿処理場（汚泥再生処理センターを含む）の機能が停止している場合には、避難所等に設置される災害用トイレからのし尿等を下水処理場へ運搬し、処理することも予想される。また、他の汚水処理施設が被災した場合、汚水を下水道施設で受け入れることも予想される。他の汚水処理施設等が被災した際のし尿・汚水・浄化槽汚泥等の処理方法について、関連部局と調整しておくことが重要である。

【熊本地震の例】

平成 28 年 4 月 17 日に、仮設トイレのし尿の受入れ等に関する協力を国土交通省から要請し、熊本市（中部浄化センター、東部浄化センター）及び熊本県（熊本北部浄化センター）流域下水処理場で受入れて処理を行った。

益城町では、県、県指定管理者及びし尿処理組合等の協力の下で、避難所のし尿を以下の流れで処理を実施した。

- ①バキューム車によるし尿の汲み取り
- ②大型バキューム車への積み替え
- ③熊本北部流域下水道のマンホールからし尿を投入し、熊本北部浄化センターにて処理

なお、熊本市では、環境部局と臨時の協定を締結してし尿の受入れを行った。

【高知県の例】

協定締結者：高知県し尿収集運搬支援連合会

協定の内容：「し尿の汲取・収集運搬等」の協力

県の役割：被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）からし尿等収集運搬について協力の要請があった場合に、高知県し尿収集運搬支援連合会に対し県が支援協力を要請する。

協定発効日：平成 27 年 6 月 23 日

出典：高知県HP

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/haiki-saigai-kyoutei.html>

【愛知県の例】

愛知県と県内の全市町村及び下水道管理者が災害時相互応援協定を締結します～全国で初めて、災害時に発生するし尿や下水を円滑に処理するための体制を整えます

災害時には、一般廃棄物(し尿)処理施設や下水処理施設が被災し、し尿や下水の処理に支障が起こる事態が想定されます。これに対応し、迅速かつ効率的な体制を整えるため、県と市町村や一部事務組合、流域下水道管理者・公共下水道管理者が協力し、災害時に施設相互で応援を行う協定を締結することになりました。

協定締結者：ごみ・し尿及び下水を処理する県内自治体すべて、計 126 団体。

協定の内容：災害の発生に起因して、一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集又は運搬に支障が生じた場合、一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合等に、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者は、他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請をすることができる。

県の役割：被災自治体からこの協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう調整及びあつせんを要請された場合は必要な措置を講ずる。また、被災自治体に応援要請できない状況にある場合に県が他の自治体等に応援についての必要な指示を行う。

協定発効日：平成 26 年 1 月 1 日

出典：愛知県HP <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/0000067735.html>

§ 20 § 19 他の地方公共団体との相互応援支援・受援体制の構築（支援ルール）

発災後に相当量の優先実施業務を実施するためには、被災した地方公共団体（特に中小地方公共団体）のみで全て対応することは困難である。そのため、他の地方公共団体との相互応援体制を構築、再確認する。

- (1) 支援・受援ルールの基本事項
- (2) 受援体制
- (3) 支援体制

【作成例】 ⑧ P3-2.1～P4-2.2、P8-2.5.1、P19-4.2～4.3

作成例確定後に修正

⑨ P3-2.1～P4-2.2、P10-2.7.1、P12-2.8、P25-4.3、P26-4.4

【解説】

発災後の調査、応急復旧等にあたっては、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合が多い。調査、応急復旧等の全工程を円滑に遂行するため、**受援受入**体制の確保、下水道職員等の派遣、**及び**資機材**及び**車両の提供について、地方公共団体相互間の支援体制を整備しておく必要がある。

以下に他の地方公共団体との相互応援体制を構築及び再確認する際の留意点を示す。

(1) 支援・受援ルールの基本事項

1) 災害時における都道府県を超えた支援ルール

下水道事業における災害時支援に関するルールとして、都道府県を越える広域的な下水道関係者間の支援体制として「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以降、「全国ルール」）、全国ルールに基づき設置された災害時支援ブロック連絡会議での取り決め（以降、「ブロックルール」）、東京都及び政令指定都市の下水道分野における相互支援として「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以降、「大都市ルール」）がある。

なお、災害時における支援関連の資料（全国ルールやブロックルール等）については、（公社）日本下水道協会のホームページにて、掲載されているので、参照されたい。
（参照HP：災害時支援**関係**連情報 <http://www.jswa.jp/saigai/index.html>）

2) 災害復旧支援活動にかかる費用負担について

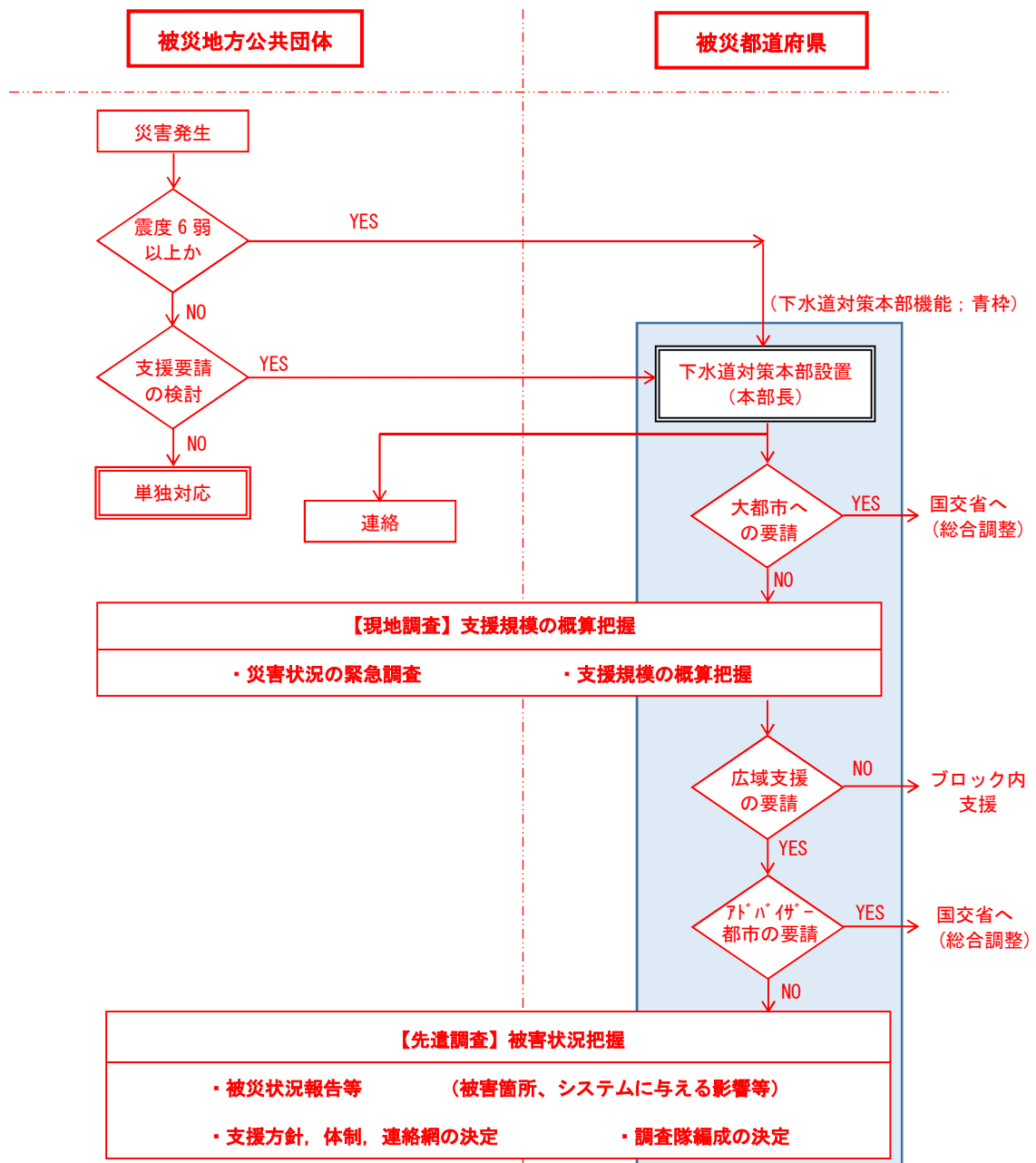
災害復旧支援活動にかかる費用負担については、「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説」にて、掲載されているので参照されたい。

（参照HP：http://www.jswa.jp/wp/wp-content/uploads/2017/02/all_rule-kaisetu_h29.pdf）

なお、熊本地震では、総務副大臣や総務省より事務連絡が発出され、特別交付税が措置された。災害によっては特別交付税が措置される場合もあるため、留意が必要である。

3) 支援の要請

支援の要請にあたっては、支援を要請する職員が参集できない状況でも機能するように組織体制を検討しておく必要がある。また、検討や周知すべき内容としては、支援要請基準、要請方法、都道府県との連携は組織内に周知しておき、支援を要請する職員が参集できない状況でも機能するような組織体制を検討しておく必要などがある。円滑な支援業務を行うために、支援要請にあたっては支援地方公共団体と可能な範囲で要請内容（業務範囲等）を明確にしておくのが望ましい。



出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説

平成29年2月改定 (公社) 日本下水道協会より関係箇所を抜粋し一部加筆

図 4-5 下水道事業における全国ルールの支援要請の例

4) 災害時支援ルールや支援・受援体制の構築の参考となる資料

災害時支援に関するルールや支援・受援体制の構築の参考となる資料を表 4-7 に示す。

表 4-7 災害時支援ルールや支援・受援体制の構築の参考となる資料一覧

資料名	発行元	備考
地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン	内閣府（防災担当）	平成 29 年 3 月
下水道事業における災害時支援に関するルール※1	（公社）日本下水道協会	平成 28 年 12 月改訂
地震等緊急時対応特別調査委員会 応援体制検討小委員会 報告書	（公社）日本水道協会	平成 29 年 2 月
神戸市災害受援計画	兵庫県 神戸市	平成 25 年 3 月

※1 同解説等を含む

(2) 受援体制

1) 受援体制構築時の留意点

支援者が支援活動を安全かつ効率的に進められるよう、支援を要請した地方公共団体は、被災自治体においては、支援職員が使用する執務支援者に対する担当窓口を設けるとともに、支援活動に必要な情報、作業スペース、駐車スペースや資機材等を支援者に提供する必要がある。これらを提供するにあたって、提供する情報の様式の共通化や事前のデータ相互補完等を実施することにより、災害時に速やかな対応が可能となる。そのため、支援受け入れに係わる事前の確保や、作業に必要なパソコンの確保等、受入に係わる検討等が重要である（表 4-2～4-3 参照）。また、これらをチェックリストとしてまとめ、1 回／年以上確認し、最新のものとしておくとともに、支援を要請する際に、準備できないものを伝え、不足する資機材を準備してもらえよう依頼する。

なお、支援者へ提供する情報等は、（公社）日本下水道協会のホームページの災害時支援関係情報「災害時下水道事業関係情報」が災害時に支援者に公開されるので、これを活用し、平常時から情報を入力しておくといよい。

表 4-2 被災自治体が準備すべきチェックリスト(例)

<input type="checkbox"/>	宿泊場所	<input type="checkbox"/>	職務室の手配
<input type="checkbox"/>	マンホール開閉器	<input type="checkbox"/>	マンホール開閉マニュアル
<input type="checkbox"/>	道路地図	<input type="checkbox"/>	下水道台帳(写)
<input type="checkbox"/>	調査記録表	<input type="checkbox"/>	緊急連絡先リスト

表 4-3 被災自治体による準備が望ましいチェックリスト(例)

<input type="checkbox"/>	詳細地図(住宅地図等)	<input type="checkbox"/>	交通整理員手配の確認
<input type="checkbox"/>	現地への移動ルートが判る資料	<input type="checkbox"/>	電話・インターネット環境
<input type="checkbox"/>	緊急車両許可証の依頼文	

① 作業拠点の確保

支援者が作業を行うためのスペースや、調査結果等を整理・資料作成するためにOA環境、調査に必要となる車両の駐車スペースが必要となる。なお、必要な広さ等は災害の状況や応援隊の規模によって異なるが、熊本地震の対応状況(参考資料12参照)等を参考に検討するとよい。

表 4-8 支援拠点に必要な場所(例)

	名称	備考
<input type="checkbox"/>	支援者作業スペース(執務スペース)	
<input type="checkbox"/>	車両基地(駐車スペース)	

表 4-9 支援拠点での活動に必要な備品等(例)

	名称	備考
<input type="checkbox"/>	◎ 電話・インターネット環境(Wi-Fiで可)	
<input type="checkbox"/>	◎ パソコン(プリンター)	
<input type="checkbox"/>	◎ コピー機	共用で可
<input type="checkbox"/>	◎ FAX	共用で可
<input type="checkbox"/>	○ 資料作成に伴う事務用品 (特に付箋紙、ファイル類、ラベル機等)	

◎準備しておくもの ○準備しておくことが望ましいもの

注1) パソコンの増設、USBメモリー等の使用が予想されるので、地方公共団体内のOA管理者とセキュリティ環境を調整しておく必要がある。

注2) パソコン等を事前に準備しておくことが難しい場合は、発災後の調達方法等について地方公共団体内のOA管理者等と協議しておく。

注3) プリンター、コピー機等については、トナーなどの消耗品について予備品を常備しておくこと。

② 情報の提供

表 4-10 支援者への情報提供（例）

	名称	備考
<input type="checkbox"/>	現地情報（交通・アクセス状況等）	下水道対策本部へ
<input type="checkbox"/>	被災情報（地方公共団体内等の状況）	下水道対策本部、支援者へ
<input type="checkbox"/>	緊急連絡先リスト	支援者へ
<input type="checkbox"/>	準備できる（備蓄）資機材情報（資機材等リスト）	
<input type="checkbox"/>	宿泊施設情報（宿泊施設リスト等）	
<input type="checkbox"/>	水・食料事情の情報（店舗等の情報）	
<input type="checkbox"/>	給油施設の情報（店舗等の情報）	

③ 支援者への依頼内容の明確化と情報共有

支援を要請した地方公共団体が、支援者に依頼する内容を明確にすることが、作業の重複や未作業等による業務の遅延を防止することにつながる。災害査定資料の作成等、依頼内容によっては、一定の経験や資格等が必要となることも考えられるため、あらかじめ支援者に求める職種や資格等を整理しておくことも有効である。

また、支援を要請した地方公共団体と支援者で情報提供内容や業務の進捗等の情報共有手段を確保しておくといよい。

【熊本地震の例】

- 情報共有に起因する手戻りの事例

管路協はほとんどで二次調査から入ることとなっていたが、このため一次調査の結果や状況が伝わらず、二次調査において手戻りが生じることも多かった。例えば、管径等がわかっていたら、150mm の管がある地域は、150mm 調査可能な TV カメラを配置することができたり、交通誘導員の要・不要、や夜間調査の必要箇所等の判断を事前にすることができる。

出典：J A C O M A Vol. 23 No. 46 (公社) 日本下水道管路管理業協会

- 情報共有手段の事例

1次2次調査期間中の朝・夕に、支援者や被災地方公共団体の他、(公社) 日本下水道管路管理業協会、(一社) 全国上下水道コンサルタント協会等の関係者が集まり全体会議を開催することにより業務内容の理解を深めるほか、疑問・質問についても全体で共有することが出来た。

- 依頼内容の明確化の事例

事前に現地入りした支援者が、業務内容を整理(明確化)することで、後から現地入りした支援者は到着後すぐに必要な業務に取り掛かることができた。

④ 資料・資機等の提供

表 4-1 1 支援活動に必要な提供資料等(例)

	名称	備考
<input type="checkbox"/>	◎ 下水道台帳 (目標物、マンホール番号が記載してあるとよい)	データベース、 複数の紙ベース
<input type="checkbox"/>	◎ 下水道施設被災状況資料	
<input type="checkbox"/>	◎ 調査記録表、連絡票等	
<input type="checkbox"/>	○ マンホールの種類、開閉マニュアル等	
<input type="checkbox"/>	○ 道路地図	
<input type="checkbox"/>	○ 詳細地図(住宅地図)	

◎準備しておくもの ○準備しておくことが望ましいもの

表 4-12 支援活動に必要な提供資機材等(例)

	名称	備考
<input type="checkbox"/>	◎ マンホール開閉器	
<input type="checkbox"/>	◎ 資機材リストに記載された物品	

◎準備しておくもの ○準備しておくことが望ましいもの

(3) 支援体制

1) 支援派遣の留意点

被災した地方公共団体では、下水道業務に限らず、様々な緊急対応にあたらなければならないため、十分な受援体制が整わないことも想定される。災害時支援に関するルールに関わらず、支援側が主体的に行動することも必要である。

支援にあたっては、まず、被災した地方公共団体と支援範囲や内容といった役割分担を明確にする。ただし、現地の状況に応じて臨機応変な対応をすることも必要である。また、適宜、活動状況を被災した地方公共団体職員に報告することも重要である。

支援は、「(1) 支援・受援ルールの基本事項」に基づいて要請されるので、それらのルール等を確認するとともに、平時から支援に必要なもの、もしくは準備が可能な備品や資機材等をリスト化し、被災した地方公共団体で準備できなかったものを持参して支援できるようにしておくとい。

過去の災害支援で支援者が準備した備品等の一例を表 4-13 に示す。

表 4-13 支援時の備品等 (例)

調査等備品	懐中電灯	検査ミラー	マンホールキー	つるはし	ハンマー
	チョーク	スタッフ	延長テープ (50m)	黒板	軍手・革手袋
	ドライバー等工具	デジタルカメラ	カラーコーン	コーンバー	住宅地図
	USB	複合検知器	ノートPC	プリンター	ビブス、 安全ベスト
	防災携帯電話	燃料携行缶	酸素濃度計	帽子タオル	ブラシ (人孔の砂 埃を取る用)
	A3 画板	方位磁針	被災都市の地図	クーラーボックス (季節による)	雨具
	プリンター用の インク	インターネット 通信環境	スマートフォン	スケール	運動靴タイプの 安全靴
	シガーライター 車内携帯充電器	延長コード	交通誘導灯	腕章	調査用の車
食品	インスタント食品	レトルト食品	缶詰	飲料水等	
消耗品	カセットコンロ	やかん	紙コップ・皿	ティッシュ ペーパー	透明なゴミ袋
	布テープ	ビニルテープ	ブルーシート	筆記用具	マスク
	バインダー	ファイル類	テープライター	制汗シート	電池
	マーカー (複数色)	スプレー (複数色)			

2) 支援者の構成

支援者については、対応する業務の安全性や効率などを考慮して最適な構成とすることが望ましい。「下水道災害時に置ける大都市間の連絡・連携体制に関するルールの手引き 平成 29 年 1 月 災害時支援大都市連絡会議」では、熊本地震等の支援の経験から、支援者（応援隊）の基本的な構成の目安（参考）として以下のようになっている。

【1次調査】

- ・支援都市は1班あたり4名の調査員を準備し、それ以上の増員については各都市の判断とする。
- ・調査実施の可否等の判断を要することがあるため、班長は係長級以上とする。
- ・1名は下水道災害復旧に携わったことがある者とする。
- ・技術継承の意味から、1名は若手職員が望ましい。
- ・支援都市だけでは土地勘がないので、支援要請都市からも各班に1名同行する。

【2次調査】

- ・1班あたり地方公共団体職員2名とし、増員については各都市の判断とする。
- ・1班あたり地方公共団体職員2名の他に、調査会社1社、及び交通誘導員が必要。
- ・カメラ調査判定の知識・経験を有する職員が望ましい。

§ 2 1 § 2 0 民間企業等との協定の締結・見直し

調査、応急復旧等を円滑に実行するため、下水道施設の管理、運転等の委託業者のほか、優先実施業務の遂行に必要なリソースを有する民間企業等との協定を締結・見直しする。

【作成例】 ⑧ P9-2.5.2、P19-4.4

作成例確定後に修正

⑨ P11-2.7.2、P26-4.4、P27-4.5

【解説】

1) 民間企業等との協定の重要性

発災後の調査、応急復旧等に当たっては、他の地方公共団体のみならず、関連する民間企業等との連携が重要となる。さらに、復旧に必要な資機材や燃料、汚泥吸引車などの確保のために、これらの保有業者とあらかじめ協定を結んでおくことも重要である。また、発災時において協定内容を効果的に実施するため、平常時から情報共有を図ることが望ましい。表 4-14 に協定先と協定内容及び平常時の情報共有の事例、表 4-15 に協定締結が望ましい例を示す。

表 4-14 協定先と協定内容及び平常時の情報共有の事例

協定先	協定内容	平常時の情報共有
(公社) 日本下水道管路管理業協会等	管路施設の緊急点検や応急復旧等	下水道台帳のバックアップ、提供可能な資機材及び人員等
日本下水道事業団、(一社) 日本下水道施設業協会、(一社) 日本下水道施設管理業協会等	処理場・ポンプ場の緊急点検や応急復旧等	処理場・ポンプ場の図面のバックアップ、協力会社、提供可能な資機材及び人員等
機械・電気工事業者等		
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	調査方針・調査判断基準の策定、災害復旧工事設計資料の作成等	下水道台帳や処理場・ポンプ場の図面のバックアップ、提供可能な資機材及び人員等
コンサルタント業者等(台帳システム業者等含む)		
建設業者、土木業者等	障害物の撤去、応急復旧、復旧作業等	提供可能な資機材及び人員等
リース業者、レンタル業者、建設業者等	仮設トイレ、可搬式ポンプ、発電機等資機材の提供	提供可能な資機材、運搬方法
燃料供給業者等	燃料の提供	提供可能な数量、運搬方法

表 4-15 協定締結が望ましい協定先と協定内容及び平常時の情報共有

協定先	協定内容	平常時の情報共有
排水設備業者等 ※1	防災拠点等の排水設備等の被害状況調査、応急対応、仮復旧工事	防災拠点等の位置、提供可能な人員等
小売業者等	食料、飲料、生活物資等の提供	提供可能な物資、運搬方法
旅館業者、貸会議室業者等	支援者の宿泊先や受入施設としての利用	提供可能な施設の場所及び収容数等
交通誘導業者等 ※2	点検及び調査時の交通誘導員の提供	提供可能な人員等

※1 熊本地震において、避難所等の排水設備の応急復旧に苦慮したという事例があるが、これらの対応については § 3 を参照

※2 熊本地震において、交通誘導員の不足による2次調査の遅れが発生したため、必要なリソースとして整理することも考えられる。

民間企業等に調査、応急復旧等を指示する場合は、現地情報、資機材や燃料等の供給状況、被災状況等の情報を早めに伝達することが重要で、そのためには伝達すべき事項をあらかじめ整理しておくことが有効である（「§ 23-§ 22 復旧対応の記録」参照）。また、あらかじめ整理した基準となる震度を定めておき、それを上回る地震が発生した場合には、「下水道管理者からの連絡を待つことなく調査を始める」とする協定を結んでいる事例もあり、参考にされたい。

なお、協定では、費用負担や契約方法等を定めておくことが重要である（民間企業等との協定のサンプルを参考資料10に示す）。

2) 下水道法第 15 条の 2 に基づいた災害時維持修繕協定

平成 27 年の下水道法改正により災害時維持修繕協定が創設された。図 4-6 に示すように下水道法第 15 条の 2 に基づく「災害時維持修繕協定」は、「施設の維持・修繕を的確に行う能力を有すると認められる者」と以下の内容を定めることとしており、これに基づき民間企業等と「災害時維持修繕協定」を締結した場合、下水道法第 16 条に基づく公共下水道管理者の承認を受けることなく、民間企業等が施設の維持・修繕を実施することが可能となる。（災害時維持修繕協定のサンプルを「参考資料 1 3 民間企業等との協定のサンプル」に示す。）

協定対象としては、日本下水道事業団や（公社）日本下水道管路管理業協会、（一社）日本下水道施設業協会、（一社）日本下水道施設管理業協会等が想定される。

- 協定の対象となる施設
- 実施する維持・修繕に関する内容
- 要する費用の負担方法
- 協定の有効期間

図 4-6 に災害時維持修繕協定の概要、図 4-7 に都市規模毎の災害時維持修繕協定の締結状況を示す。

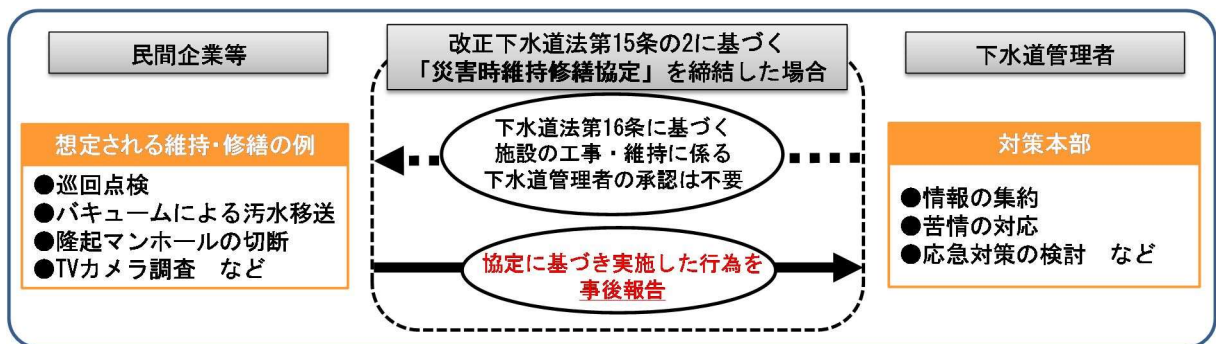


図 4-6 災害時維持修繕協定の概要

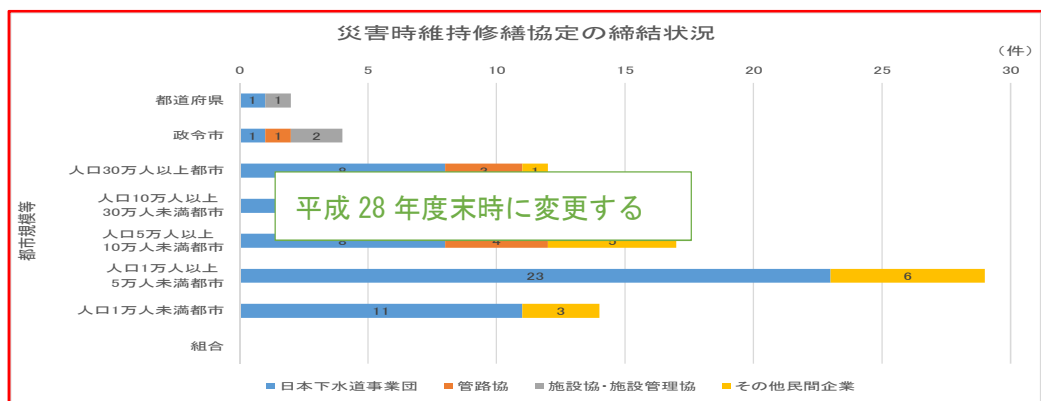


図 4-7 災害時維持修繕協定の締結状況（平成 28 年 3 月時点）

3-2) 協定事項の確実な実施に向けての留意点

民間企業等は、他の部局又は地方公共団体とも災害協定を結んでいる場合があり、発災後、他部局とリソースの調達等が競合することが予想される。そのため、**あらかじめ**地方公共団体の窓口を一元化するなど、リソースの調達方法を検討しておくことが望ましい。また、地方公共団体間のリソース調達の競合を防ぐため、都道府県を含む複数の地方公共団体と民間企業等との間で協定を結ぶことも効果的である。この場合は、都道府県が被災した地方公共団体の被災状況や必要な支援の内容を勘案して、支援を振り分ける調整をスムーズに行うことが可能になる。ただし、他の部局又は地方公共団体で災害協定の窓口を一元化する場合は、災害時において協定内容を効果的に実施するために、協定先と定期的に協定内容を共有・見直すことが望ましい。

下水道の公衆衛生機能を確保するためには、下水道管路施設のみでなく、避難所等重要施設の敷地内配管等についても速やかに復旧することが必要である。この観点から、重要施設における敷地内の下水道関連施設等についても施設管理者と協議し、下水道BCPにおける協定の範囲に含めることも検討するとよい。なお、協定先が近傍に偏っていると同時被災の可能性があるので、**十分**考慮する必要がある。そのためには、単独の民間企業との締結に限らず、関連団体との協力や協定も協議するとよい。

~~また~~協定締結先企業でBCPを策定していない場合は、協定事項の確実な実施が確保できないことも想定されるため、積極的にBCPの策定を促す必要がある。さらに、複数の民間企業等と協力しながら発災後対応を実施する場合、情報が輻輳するおそれがある。そのため、民間企業間で連絡協議会等を設置し、窓口を一元化することも重要である。

また、発災時において協定内容を効果的に実施するために、協定の内容や締結先によっては、共同訓練の実施も検討するとよい。

【都道府県を含む複数の地方公共団体と民間企業等との間で協定例】

「下水道施設の災害時支援協定」

- ・高知県及び県下の公共下水道事業実施全16市町村と（公社）日本下水道管路管理業協会の災害時における復旧支援協力

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定」

- ・岩手県及び県下全33市町村と（公社）日本下水道管路管理業協会の災害時における復旧支援協力

「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

- ・沖縄県及び県下の下水道関係全26市町村と（公社）日本下水道管路管理業協会の災害時における復旧支援協力

【熊本地震の例】

熊本市では、通常時の応急対応に備えて、維持修繕業務を年間契約している。しかし、発災時はそれらの業者では対応しきれず、熊本市として（上下水道局としてではない。）協定を締結していた建設業協会にも依頼した（発災当日の未明に作業内容はともかく、緊急時の対応可否について確認し、可能との回答を得た。）が、発災当初は河川等の応急対応に重点がおかれていた。

市として締結している協定先や協定内容、また、対応が可能と思われる協定先の専門工事内容や依頼方法を事前に確認して調整しておくといよい。

4④) 処理場等の運転・管理業務を民間企等業に委託（PPP/PFI 等含む）している際の留意点

処理場やポンプ場において、運転・管理業務を民間企業や公社等に委託している場合は、発災後委託先の職員等が速やかに処理場等に参集し、下水道機能の維持・回復に携われる体制を構築することが重要である。そのためには、委託先企業等におけるBCPの策定を促すとともに、このような対応が可能な協定を結んでおく必要がある。協定においては下水道管理者が判断すべき内容と、委託先企業等が独自で判断すべき内容を明確にする。さらに連絡手段の確保など、下水道管理者が判断すべき内容を常に委託先企業等に対し指示できる体制の構築が重要である。

また、包括的民間委託などの場合には、災害時に下水道部局から指示ができるような指揮系統や民間企業の非常時行動なども発注条件に考慮するとよい。

【熊本地震の例】

熊本地震において、指定管理者制度を導入している地方公共団体があり、処理場、幹線管路施設、ポンプ場の緊急点検については指定管理者の業務としている。幹線管路施設の被災のあった、流域において、震災前にBCP訓練により作業手順を確認していたことから、熊本地震の際は、業務の指示なしで緊急点検に・調査に着手した。

その結果、処理場については発災後2時間後（下水道BCP上では12時間以内）に、管路施設・ポンプ場については発災後17時間後（下水道BCP上では24時間以内）に緊急点検・調査を完了することができた。

§ 2 2 § 2-1 住民等への情報提供及び協力要請

下水道の使用自粛等、協力を要請する内容を検討し、平時から周知を図る。

【作成例】 ⑧ — ⑨ P27-4.6

作成例確定後に修正

【解説】

1) 住民への情報提供及び住民からの問い合わせ対応等

下水道施設の被災状況、復旧の見通し、降雨期まで復旧作業がかかる場合の浸水の危険性等の情報発信は、住民にとって有効な情報であるため、適切な情報発信時期・内容について検討するとともに、発災後に住民へ配布するチラシや、報道機関への公表資料の様式をあらかじめ準備作成しておく（~~参考資料 8~~—~~東日本大震災での事例 ⑤~~—参照）。

東日本大震災及び熊本地震において、配布されたチラシの事例を表 4-16 に示す。

表 4-16 配布チラシの事例

種類・目的	備 考
下水道施設の仮復旧状況のお知らせ	参考資料 10 (岩手県山田町)
下水道使用の自粛お願い	参考資料 10 (岩手県山田町)
自宅の下水の使用可否の確認方法について	参考資料 10 (熊本県益城町)

また、排水設備の復旧に係わる問い合わせに対応できるよう、排水設備修理業者をリストアップし、平時から周知するとともに、災害時にも適切に対応できるようにしておくことが必要である。あわせて、住民窓口の業務担当者をあらかじめ定めておくことも有効である。

2) 住民等への協力要請

下水道施設が被災し、暫定機能を確保するまでに長期を要する場合、節水や水洗トイレ使用の抑制等、下水道の使用自粛の要請を検討するとともに、大量排水事業者に対しては、携帯トイレの備蓄等によって、トイレ使用を止めてもらう等の対応を検討する。また、発災時に円滑な対応が行えるよう、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報依頼及び通報先をあらかじめ準備周知しておくことが有効である。

§ 2 3 ~~§ 2 2~~ 復旧対応の記録

調査や復旧の対応記録の様式等をあらかじめ手め定めておく、記録する。

【解説】

発災後の調査、応急復旧等における対応について、電話によるもの等も含めて記録するため、様式や担当を予め定めておく。支援要請や民間企業等への作業指示の記録は、担当部局署内で共有することで重複防止等にも活用可能である。さらに、これらの対応記録は単に記録して保存するだけでなく、発災後の非常時対応が終了した後に非常時対応計画と比較し、下水道BCPの見直しに向けたデータベースとしても活用されるものである。

しかし、発災時には膨大な災害対応業務に追われることになり、その過程で発生した課題や対応を記録・継承していくことが疎かになる傾向がある。そのため、記録の役割分担を明確に定めるために、災害対応本部の中に「記録班」を設置することも一つの方法である。

様式は事前に作成しておくことが重要であり、次の項目等について時期と内容を記録できるものとする。（復旧対応時の記録表のサンプルを参考資料 1 4 ~~1 1~~ に示す。）

- ① 各種調査（緊急調査、一次調査など）
- ② 関連行政部局との調整・協議（依頼など）
- ③ 支援要請
- ④ 資機材の調達
- ⑤ 民間企業等への調査および作業指示
- ⑥ 各種通報（溢水、交通障害など）
- ⑦ 住民等への情報発信 など

なお、維持管理等を民間企業等に委託している場合には、民間企業等に対しても復旧対応を記録するよう事前に周知が必要である。

第5章 訓練・維持改善計画

§ 2.4.2.3 訓練計画

発災後の対応手順の確実な実行と下水道BCPの定着のため、訓練計画を立案し、定期的
に実施する。また、訓練で得られた課題は、適切にとりまとめ、維持改善計画に繋げていく。

- (1) 訓練テーマ・目的の明確化
- (2) 実施方式の設定
- (3) 対象場面の設定
- (4) 訓練参加者（訓練規模）の決定
- (5) 訓練シナリオの検討
- (6) 訓練の実施
- (7) 評価・振り返り
- (8) 下水道BCPの見直し

【作成例】 ⑧ 限 P20-5.1 ⑨ 網 P29-5.1

作成例確定後に修正

【解説】

発災時に下水道BCPが有効に活用されるためには、策定した下水道BCPを職員や関係者
に周知させるための教育と併せて、定期的な訓練を実施することが不可欠である。特に、年度
当初の人事異動等による下水道BCPの対応に係る遅延や切れ目が無いように、研修や訓練計
画を立案することが重要である。

訓練計画では、~~発災直後の対応に重点をおき、様々な事態を想定し、対応手順が確実に実行
できるよう訓練するとともに、職員の意識向上や、下水道BCPの習熟など下水道BCPの定
着化に向け、定期的な実施する。~~訓練の計画・実施に関する流れの例を図 5-1 に示す。

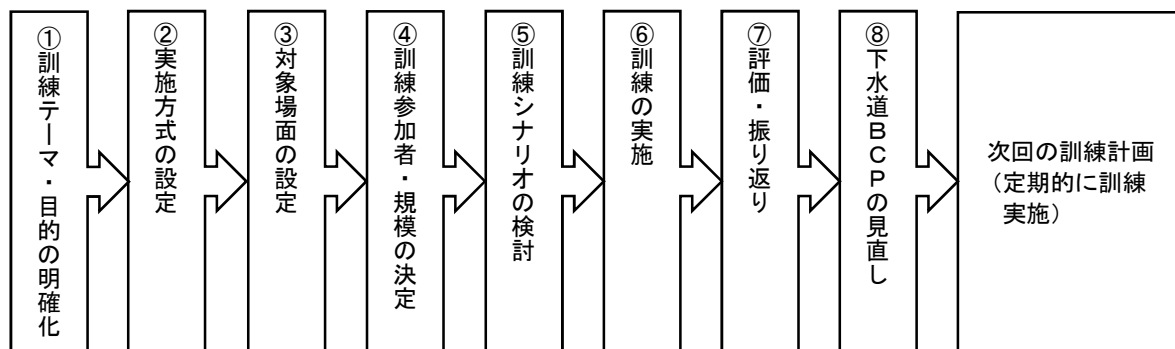


図 5-1 訓練の計画・実施の例

(1) 訓練テーマ・目的の明確化

「何のために訓練を実施するのか」という目的をあらかじめ明確にし、初動から復旧までの時系列の中で、目的に応じた訓練の全体像を設定する。下水道BCP訓練を初めて実施する場合は、発災時の疑似体験や策定済BCPの理解度向上を訓練テーマとし、発災直後の初動対応の構築や連絡体制の確立(情報の受伝達の確認)に重点を置く内容が取り組みやすい。

(2) 実施方式の設定

訓練目的を達成するために、どのような訓練手法が妥当かを考慮し設定する。訓練方式別による訓練計画の例を表 5-1 に示す。また訓練の目的別・種類別の事例を参考資料 1 5 に示す。

表 5-1 下水道BCPの訓練計画（例）

訓練名称	訓練内容	目的（メリット）の例	参加者	時期	備考
参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> 震度を想定した職員の非常参集。 津波を想定した職員の非常参集。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日夜間の発災時における現実に即したリソースの把握。 参集時間の短縮に向けた課題の抽出。 	全職員	毎年〇月	
安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> 全職員は、携帯電話やメールにより安否を連絡。 安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の連絡先の周知・確認。 安否確認手順の周知。 	全職員	毎年〇月	発災時の通信手段等のリソース検討が必要。
実地訓練	<ul style="list-style-type: none"> 仮設ポンプの運転確認。 汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置。 (非常時対応計画やマニュアル等に基づいて実際に作業を行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急調査・応急復旧の作業内容・方法（手順）等の確認、実施時間及び留意点の把握。 調査・復旧時間の短縮に向けた課題の抽出。 	各担当班の責任者及び担当者	毎年〇月	
情報伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> 本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練。 他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練。 上水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の連絡先の周知・確認。 情報伝達手順の確認。 連絡相手先ごとの必要な連絡内容（情報）の整理。 様式記入による使い勝手等の確認と課題の抽出。 	各担当班の責任者及び担当者	毎年〇月	
図上訓練 (シナリオ提示型)	<ul style="list-style-type: none"> 非常時対応計画等の対応手順など、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時対応計画の一連の流れの確認と課題の抽出。 	各担当班の責任者及び担当者	毎年〇月	
図上訓練 (シナリオ非提示型)	<ul style="list-style-type: none"> 事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時対応計画の一連の流れの確認と課題の抽出。 状況判断力の向上と判断基準等に関する課題の抽出。 	各担当班の責任者及び担当者	毎年〇月	
緊急	—				
・・・	・・・	・・・			..

※必要な訓練を抽出して計画する。

(3) 対象場面の設定

一回の訓練で非常時対応計画の全てを網羅することは、時間的に困難であるため、非常時対応計画の部分的な範囲を訓練のテーマ・目的に応じて選定する。

(4) 訓練参加者（訓練規模）の決定

訓練規模として地方公共団体「単独」で行う場合、ブロックや地域の地方公共団体や災害時支援団体との「複数の団体」で行う場合、「都道府県下一体」で行う場合が考えられる。それぞれの特徴は、以下の通りである。

「単独」・・・・・・・・ 一つの地方公共団体内部で完結するため、その地方公共団体に特化した内容の訓練が可能である。災害時に必要とされる他の地方公共団体や民間企業等とのやりとりは再現することが難しい。また、「単独」で行う場合には、関連する部局（上水道部局や道路管理部局、避難所の所管部局等）と合同で訓練を実施することにより、下水道BCPの実効性の向上が期待できる。

「複数の団体」・・・・ 地方公共団体が「単独」で実施する場合に比べ、他の地方公共団体や民間企業等との支援や情報の受伝達を盛り込んだ訓練が可能である。

「都道府県下一体」・・・ 災害時における都道府県内の体制を踏まえた訓練が可能であり、最も災害時の動きに近い訓練が可能である。都道府県がまとまることにより、防災意識や相互支援意識の一層の向上が期待できる。

なお、訓練は、地方公共団体全体や協定締結先の民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）と共同で実施することが望ましいが、緊急修繕工事等の業務を通じ、現場責任者の判断力を向上させる取組み等、下水道部局単独で実施することが可能なものもあるため、できるものから実施していくことが重要である。

また、訓練参加者（訓練規模）や内容により、適切な会場を選定する。主な訓練場所と特徴を表 5-2 に示す。

表 5-2 主な訓練場所と特徴

訓練場所	メリット	デメリット
一箇所に集まる	訓練の状況把握が容易であり、課題の抽出や訓練に際しての意見交換などその場での実施が可能である。外から訓練をみる評価者を設けることができる。	複数の団体で行う場合、訓練場所の確保や備品の準備が必要になる。
各団体の事務所	訓練場所の確保や備品準備の負担がない。	通常（訓練外）業務の支障にならない様、配慮する必要がある。訓練の進行管理ができないため、各団体の対応によっては、情報の集中、極端な間などが起こる可能性がある。
現場作業を組み込む (事務所会議室や処理場会議室をメイン会場として管路や処理場の調査を取り入れる)	訓練項目を実際の行動ベースで確認できるため、より現実味をもった訓練となる。	作業内容にもよるが、相応のシナリオ作成が必要になる。天候に左右される場合がある。

(5) 訓練シナリオの検討

策定した下水道BCPの被害想定に準じて、発災状況、被害規模等を設定する。また、下水道BCPの非常時対応計画に基づき、訓練参加者の訓練内容を設定する。ロールプレイング方式の訓練では、コントローラーがプレイヤーに対して付与する情報の具体的内容、ボリューム及びタイムスケジュール等の設定が必要になる。

(6) 訓練の実施

検討した訓練シナリオに基づき、訓練を実施する。必要に応じて「評価者」を設けて、第三者の視点から適切な評価を受けることで、訓練に対する課題や下水道BCPの有効性、どこに弱点があるのか等を明確にすることが望ましい。

(7) 評価・振り返り

訓練終了後に振り返り会を実施し、訓練の反省点や課題を下水道BCP（非常時対応計画、連絡体制、記入様式等）に反映させることが重要である。訓練参加者に、訓練で得られた知見を記入してもらうためのアンケートシートを作成し、訓練で得られた良かった点だけでなく、今後のために改善すべき点なども確認できるようにしておくことが望ましい。

(8) 下水道BCPの見直し

~~また、~~訓練の実施を通して、得られた課題（不整合、非効率等）による対応手順の見直し

は、「非常時対応計画」に反映させる。一方、課題に対する対策として「対応の目標時間」を早めるために必要な対策は「事前対策計画」として整理する。

●実行性を高める訓練計画

発災時は緊急修繕工事と同様、現場担当者の判断で民間企業等へ作業指示を行う必要がある。平常時における緊急修繕工事を通し、現場責任者の判断力を向上させた例がある。

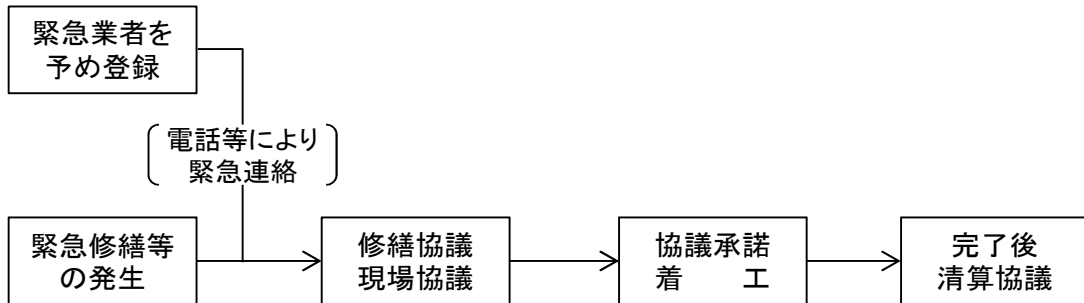


図 5-24 緊急時の対応イメージ

【市】の訓練事例

市の詳細な訓練事例については、参考資料 15 に示す。

市の記載方法は、最終時に整理する

①訓練(テーマ)目的

<ul style="list-style-type: none"> 訓練により、非常時対応計画に基づいた行動の再確認 上位計画との矛盾の抽出

②実施方式の設定

情報伝達訓練及び実地訓練

③対象場面の設定

規模	震度7
発生時刻	平日、就業時間中

④訓練参加者・規模の決定

県関係機関	県庁下水道課
	A支庁都市計画課
	B下水道事業所
民間事業者	C処理区維持管理受託者
	D協会
	C処理区民間業務協定業者

⑤訓練シナリオの検討

<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、処理場、管路施設の被害状況を設定 通信状況が不安定であるため、防災無線による各種連絡調整

⑥訓練の実施

情報伝達訓練	<p>【情報伝達内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の安否状況、下水道対策本部の設置出動状況、緊急点検の実施状況、施設の被災状況被災箇所の安全確保状況 等 <p>【情報伝達手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時優先電話、電子メール、衛星携帯電話 等
実地訓練	<p>下水道事業者は、維持管理受託者を指揮し、緊急点検、被災状況の確認、及び二次災害防止措置を図る</p> <p>C支庁は、民間業務協定者を指示し、緊急点検、被災状況の確認、及び二次災害防止措置を図る</p> <p>D協会は、県下水道課の要請を受け、指示された場所での緊急対応を実施する</p>
汚水溢水対応訓練	<p>バリケードによる道路上の安全確保</p> <p>土嚢による汚水溢水の防止</p> <p>消毒による滅菌の準備</p> <p>マンホール内の汚水排水</p> <p>汚水の簡易水質分析の準備</p>

§ 2 5 § 2 4 維持改善計画

策定した下水道BCPの最新性を保ちつつ、計画全体の**実効性を高めるためレベルアップを図る**ため、定期的に下水道BCPの内容を見直す。

【作成例】 ⑧ P20-5.2 ⑨ P30-5.2

作成例確定後に修正

【解説】

下水道BCPの最新性を維持するため、人事異動等による策定体制・運用体制の変更、電話番号・メールアドレスの変更等について、それぞれの必要な点検頻度に応じて、**数回／年**年数回程度で点検する（表 5-3-2 参照）。特に、**年度当初の人事異動等の内容を速やかに反映するとともに、年度当初の人事異動等の直後に内容を周知し、下水道BCPの対応に係る遅滞や切れ目の無い体制とすることが重要である。**毎年、見直し更新する必要がある項目の例を以下の表に示す。

毎年、確認・見直しを行う項目例
<ul style="list-style-type: none">・ 策定体制・運用体制・ 職員リスト・参集時間・ 国、県、関連行政部局、民間企業等の連絡先・担当者・ 資機材・図書類の保管状況・ 関連資料との整合（更新有無の確認）

ただし、代替**対応**拠点の変更等、下水道BCPに大きな変化が生じた場合には、不定期に見直し必要がある。

また、下水道BCPの**実効性を高めるレベルアップを図る**ため、これらの点検結果、事前対策の実施状況、訓練結果の反映状況等を踏まえ、下水道BCPの責任者は、年1回程度、点検と是正措置状況を確認し、次年度以降の下水道BCPの取り組み（事前対策の実施予定等）を決定する必要がある（表 5-4-3 参照）。なお、下水道BCPの内容が更新された場合は、随時、職員等に周知する。**これらの下水道BCP改善に向けた取り組みは、毎年継続して行っていく必要があります、PDCAサイクルにより、下水道BCPをスパイラルアップしていくことが重要である。（§ 5 下水道BCPの計画体系 2）PDCAサイクルによる継続的な維持改善参照）**

また、策定済みの下水道BCPに対して課題が明確である場合は、訓練の実施以外にも**スパイラルアップにより改善していくことが望まれる。（図 5- 参照）**

表 5-3-2 下水道BCPの定期的な点検項目（例）

点検項目	点検時期
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、 組織の変更による 指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか。	年 2 回 (4 月、 10 月)
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年〇回 (〇月、〇月、・・・)
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか。	年〇回 (〇月、〇月)
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画書に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年〇回 (〇月、〇月)
.....	

表 5-4-3 下水道BCP責任者による総括的な点検項目（例）

〈実施時期：毎年〇月頃〉

点検項目	点検 実施部署 点検時期	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。	年 1 回 (〇 月)	
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。		
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。		
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。		
.....		

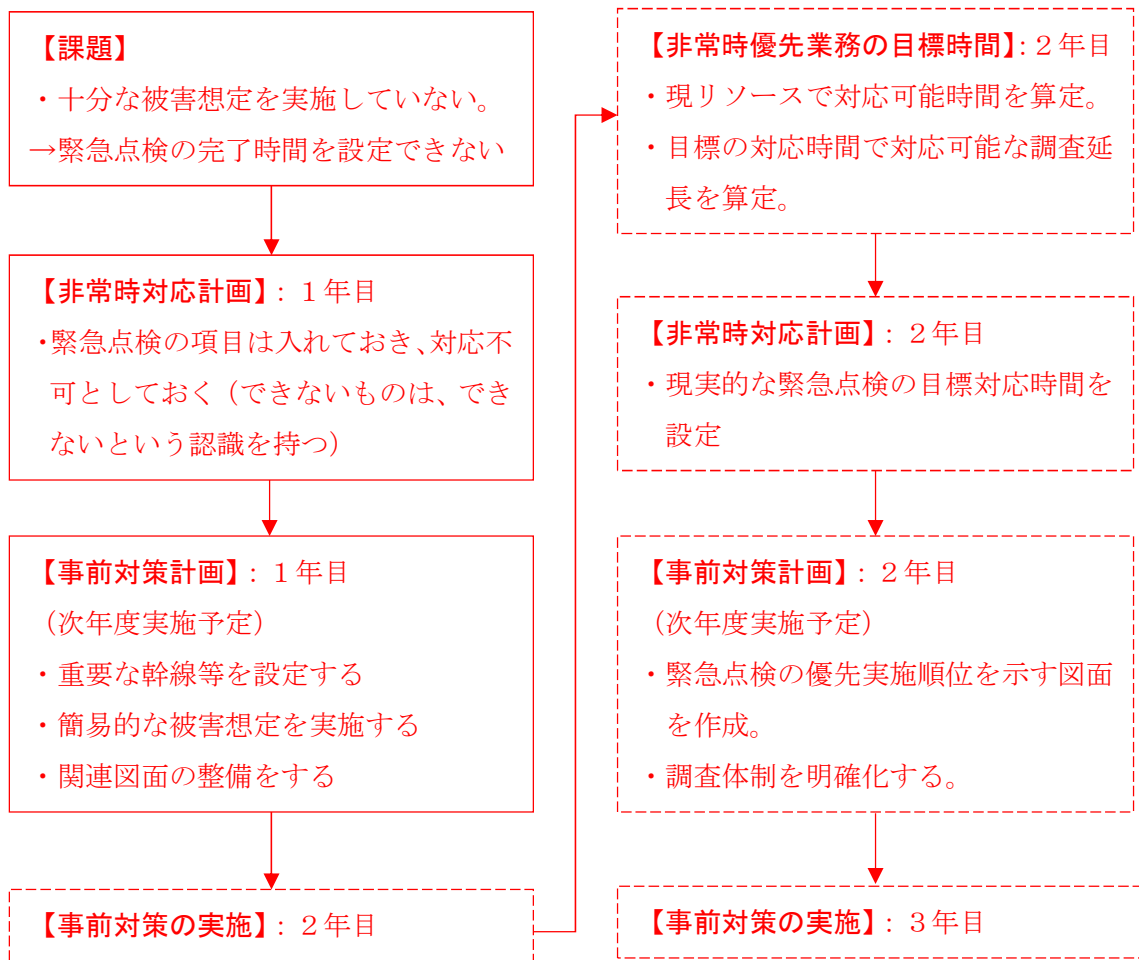


図 5-3 被害想定の実施による下水道 BCP のスパイラルアップの事例

